

第7期

通常総代会資料

令和6年度事業報告：令和6年4月1日～令和7年3月31日

令和7年度事業計画：令和7年4月1日～令和8年3月31日



J A 綱 領

— わたしたち J A のめざすもの —

わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。

そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

- 1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。**
- 1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。**
- 1. J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。**
- 1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。**
- 1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。**

J A 高知県経営理念

<経営理念>

高知県の豊かな自然の恵みを生かして、組合員・地域の皆様と共により良い「未来」をつくれます。

<経営方針>

- **地域農業を振興し、農業者の所得増大を実現します。**
- **人と人とのつながりを大切にし、心豊かな地域社会を創造します。**
- **新たな改革に挑戦し続け、さらなる協同の成果を実現します。**

目

次

・ごあいさつ	1
・総代会次第	2
■ 総代会提出議案	3
・総代会への理事の提出書	6
■ 第1号議案 第7期（令和6年度）事業報告および事業報告の附属明細書並びに剰余金処分案の承認について	7
1. 組合の事業活動の概況に関する事項	8
（1）当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容と成果	8
（2）当該事業年度における事業の経過	21
（3）当該事業年度における重要事項	29
（4）財務・事業成績の推移	29
（5）単体自己資本比率	29
（6）対処すべき重要な課題	29
（7）その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項	29
2. 組合の運営組織の状況に関する事項	34
（1）総代会の開催状況	34
（2）組合員の状況	35
（3）役員の状況	36
（4）会計監査人の状況	38
（5）職員の状況	38
（6）組織の構成	39
（7）施設の設置状況	42
（8）子会社等の状況	52
（9）その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項	52
3. その他組合の状況に関する重要な事項	52
4. 事業報告の附属明細書	53
（1）役員に対する報酬等の明細	53
（2）役員等の兼職等の明細	53
（3）役員との間の取引の明細	54
○ 第7期貸借対照表（報告事項）	56
○ 第7期損益計算書（報告事項）	58
○ 第7期注記表（報告事項）	60
1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記	60
2. 会計上の見積りに関する注記	62
3. 貸借対照表に関する注記	62
4. 損益計算書に関する注記	63
5. 金融商品に関する注記	64
6. 有価証券に関する注記	67
7. 退職給付に関する注記	67
8. 税効果会計に関する注記	69
9. 収益認識に関する注記	69
10. その他の注記	69

○ 第7期附属明細書（報告事項）	70
1. 貸借対照表等の附属明細書	70
（1）組合員資本の明細	70
（2）有形固定資産及び無形固定資産の明細	73
（3）外部出資の明細	74
（4）引当金等の明細	75
（5）子会社等との間の取引並びに子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の明細	76
（6）事業管理費の明細	78
○ 第7期剰余金処分案	79
○ 独立監査人の監査報告書（報告事項）	82
○ 監査報告書（報告事項）	84
○ 第7期部門別損益計算書（報告事項）	85
○ 第7期事業別の明細	86
■ 第2号議案 農業用施設対策積立金規程の制定について	90
■ 第3号議案 施設設置改修等積立金規程の制定について	91
■ 第4号議案 営農振興積立金規程の一部変更について	92
■ 第5号議案 経営安定対策積立金規程の一部変更について	94
■ 第6号議案 協同活動推進積立金規程の一部変更について	96
■ 第7号議案 高知県農業協同組合の3か年計画について	別冊
■ 第8号議案 第8期（令和7年度）事業計画の設定について	98
■ 第9号議案 理事報酬について	116
■ 第10号議案 監事報酬について	117
■ 第11号議案 退任理事の退職慰労金について	118
■ 第12号議案 うえるかむ安田協同組合への出資について	119
■ 第13号議案 定款の一部変更について	120
■ 第14号議案 役員の選任について	121
■ 報告事項（1）第7期貸借対照表、損益計算書、注記表、計算書類の附属明細書の内容および会計監査人の監査報告・監事の監査報告、部門別損益計算書について	7
■ 報告事項（2）「JAバンク基本方針」の変更について	122
■ 『JA高知県自己改革の取組状況』	146

組合員のみなさまへ



高知県農業協同組合

代表理事組合長 島田 信行

ご あ い さ つ

組合員の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃は当組合の事業運営に格段のご理解とご協力をいただいておりますことに、心より感謝とお礼を申し上げます。

さて、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や国内外での金融政策のギャップに伴う急激な円安などの影響を受け、食と農を取り巻く環境は未曾有の危機に直面しております。「令和の米騒動」に象徴されるように、国産の農畜産物の安定確保が脅かされる事態となっており、昨年6月に改正の「食料・農業・農村基本法」の基本理念である食料安全保障の確保に向けても、組合の営農指導体制や販売事業の取組を強固なものとし、農業者と地域農業を守る対策を講じていく必要があると強く認識しております。

また、昨年8月には日向灘を震源とする地震が発生し、気象庁より初めて南海トラフ地震臨時情報が発表されました。昨年1月の能登半島地震の発生もあり、地震リスクへの対応についても喫緊の課題となっております。支所などの店舗の改修等の考え方を整理するとともに、関係機関と連携し県内産地の営農継続対策に向けた研究にも着手しました。

金融情勢の不透明感も一段と増しており、将来にわたる経営基盤の確立に向けた対応として、資金運用において慎重かつ柔軟なアプローチが求められ、今まで以上に議論を深めていくことが重要となっております。組合員の皆様の大切な資産をお預かりする責任があり、運用方法はリスク管理を最優先に考え、安定した収益を追求し、体制強化も含めて検討を進めていく必要があります。

こうした経営環境のもと、令和6年度の経営状況は、全体の事業総利益段階で概ね計画を達成することができました。販売事業につきましては皆様のご協力もあり、受託販売品の取扱高は64,290,124千円となり、令和5年度の実績対比で106%となりました。

一方、事業利益段階においては、計画を大きく上回る688,261千円を確保することができましたが、各事業の貸倒引当金の戻入による事業費用の減少などが主な要因となっております。例年と同様に多額の減損損失を計上するに至ったことも念頭に置き、「強いJA高知県」づくりに向けて次年度計画や3か年計画に基づき各種施策を実践してまいります。

最後に、令和7年は国際協同組合年の年であります。協同組合の強みである協同の力と総合事業の力を遺憾なく発揮し、経営の課題解決に向けて一つひとつ取組んでいく所存でございますので、当組合へのご支援とご協力を引き続き賜りますとともに、組合員の皆様のご健勝とご多幸を心からご祈念申し上げ、あいさつといたします。

第 7 期 通 常 総 代 会 次 第

日 時 令和 7 年 6 月 27 日（金）午後 1 時

場 所 高知県立春野総合運動公園体育館大アリーナ
(高知市春野町芳原2485)

- | | |
|------------|---------|
| 1. 開 会 | 6. 議長選任 |
| 2. J A綱領唱和 | 7. 書記任命 |
| 3. 組合長あいさつ | 8. 議 事 |
| 4. 来賓紹介 | 9. 閉 会 |
| 5. 総代会成立宣言 | |

第 7 期通常総代会提出議案

- 報告事項** (1) 第7期貸借対照表、損益計算書、注記表、計算書類の附属明細書の内容および会計監査人の監査報告・監事の監査報告、部門別損益計算書について
 (2) 「JAバンク基本方針」の変更について
- 第1号議案** 第7期（令和6年度）事業報告および事業報告の附属明細書並びに剰余金処分案の承認について
- 第2号議案** 農業用施設対策積立金規程の制定について
- 第3号議案** 施設設置改修等積立金規程の制定について
- 第4号議案** 営農振興積立金規程の一部変更について
- 第5号議案** 経営安定対策積立金規程の一部変更について
- 第6号議案** 協同活動推進積立金規程の一部変更について
- 第7号議案** 高知県農業協同組合の3か年計画について
- 第8号議案** 第8期（令和7年度）事業計画の設定について
- 第9号議案** 理事報酬について
- 第10号議案** 監事報酬について
- 第11号議案** 退任理事の退職慰労金について
- 第12号議案** うえるかむ安田協同組合への出資について
- 第13号議案** 定款の一部変更について
- 第14号議案** 役員を選任について

総代会参考書類

(※ 当該資料は農業協同組合法施行規則第 161 条第 1 項に基づき交付する総会参考書類に該当するものです。)

第 1 号議案 第 7 期（令和 6 年度）事業報告および事業報告の附属明細書並びに剰余金処分案の承認について

第 7 期（令和 6 年度）の「事業報告」および「剰余金処分案」を確定させるため、ご承認をお願いするものです。第 7 期（令和 6 年度）の事業報告および剰余金処分案は、本冊子「第 7 期通常総代会資料（7 ページ～81 ページ）」に記載のとおりです。

第 2 号議案 農業用施設対策積立金規程の制定について

老朽化が進む農業用施設に対応し、将来的に必要な施設の設置および改修、耐震化、災害などによる施設の損害、遊休資産の取り壊しなどに備えるため、目的積立金を造成することについて、ご承認をお願いするものです。

第 3 号議案 施設設置改修等積立金規程の制定について

老朽化が進む施設に対応し、将来的に必要な施設の設置および改修、耐震化、災害などによる施設の損害、遊休資産の取り壊しなどに備えるため、目的積立金を造成することについて、ご承認をお願いするものです。

第 4 号議案 営農振興積立金規程の一部変更について

積立目標額および積立基準の変更に関し、営農振興積立金規程を一部変更することについて、ご承認をお願いするものです。

第 5 号議案 経営安定対策積立金規程の一部変更について

目的および積立目標額ならびに積立基準、取崩基準の変更に関し、経営安定対策積立金規程を一部変更することについて、ご承認をお願いするものです。

第 6 号議案 協同活動推進積立金規程の一部変更について

積立目標額および積立基準の変更に関し、協同活動推進積立金規程を一部変更することについて、ご承認をお願いするものです。

第 7 号議案 高知県農業協同組合の 3 か年計画について

3 か年計画の設定について、ご承認をお願いするものです。3 か年計画は、別冊「J A 高知県 3 か年計画（令和 7 ～ 9 年度）」に記載のとおりです。

第 8 号議案 第 8 期（令和 7 年度）事業計画の設定について

第 8 期（令和 7 年度）の「事業計画」の設定について、ご承認をお願いするものです。第 8 期（令和 7 年度）事業計画は、本冊子「第 7 期通常総代会資料（98 ページ～115 ページ）」に記載のとおりです。

第 9 号議案 理事報酬について

令和 7 年度の理事の報酬については、総額 15,100 万円以内とし、各理事の報酬額、支給方法などについては、その範囲内において理事会に一任することについて、ご承認をお願いするものです。

なお、理事は 36 名です。

第 10 号議案 監事報酬について

令和 7 年度の監事の報酬については、総額 2,850 万円以内とし、各監事の報酬額、支給方法などについては、その範囲内において監事会に一任することについて、ご承認をお願いするものです。

なお、監事は 5 名（うち員外監事 2 名）です。

第 11 号議案 退任理事の退職慰労金について

退任理事 1 名に対し、在任中の労に報いるため、当組合における役員退職慰労金規程に基づき、総額 47 万円の範囲内で退職慰労金を支給することとし、その具体的金額、支給時期および支給方法等については、理事会に一任することについて、ご承認をお願いするものです。

第 12 号議案 うえるかむ安田協同組合への出資について

安芸郡安田町内において、人手不足の解消を図るため「うえるかむ安田協同組合」が設立されました。安田支所管内の集出荷場等においても繁忙期の人手不足に苦慮している現状であり、同組合へ加入することで労働者派遣事業等を利用することが可能となるため、出資することについて、ご承認をお願いするものです。

第 13 号議案 定款の一部変更について

店舗統廃合に伴い、従たる事務所の所在地を変更するため、定款を一部変更することについて、ご承認をお願いするものです。

第 14 号議案 役員の選任について

役員の退任に伴い、定款附属書役員選任規程第 2 条第 1 項に基づき、理事 1 名の選任について、ご承認をお願いするものです。

役員候補者の略歴等は、本冊子「第 7 期通常総代会資料（121 ページ）」に記載のとおりです。

総代会への理事の提出書

第7期通常総代会を開催するにあたり、第1号議案から第14号議案までの議案を総代会に提出します。

令和7年6月27日

高知県農業協同組合

代表理事組合長	島田 信行	理事	久岡 隆
代表理事副組合長	大原 光鶴	〃	澤田 宗佑
代表理事専務	川竹 壽栄	〃	野村 光広
〃	上澤 哲猪	〃	小畑 尚義
〃	山下 文広	〃	徳広 勇一
〃	垣内 育男	〃	山本 真
専務理事	井澤 三男	〃	清遠 みか
常務理事	尾原 誠治	〃	佐々木 啓明
〃	今村 篤志	〃	田村 裕美
〃	小松 藤雄	〃	澤本 誠
〃	谷脇 憲二	〃	美濃 明男
〃	竹吉 功	〃	川井 由紀
		〃	片山 一也
		〃	中村 富貴
		〃	山本 倫弘
		〃	水田 実
		〃	宮地 幸
		〃	山本 道雄
		〃	伊藤 一博
		〃	武市 由美
		〃	下村 昌幸
		〃	浦田 久永
		〃	竹吉 春美
		〃	廣岡 勉
		理事職務執行者	

第1号議案

第7期（令和6年度）事業報告および事業報告の附属明細書並びに剰余金処分案の承認について

報告事項（1）

第7期貸借対照表、損益計算書、注記表、計算書類の附属明細書の内容および会計監査人の監査報告・監事の監査報告、部門別損益計算書について

第7期（令和6年度）事業報告

令和6年4月1日から

令和7年3月31日まで

○ 第7期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)事業報告

1. 組合の事業活動の概況に関する事項

(1) 当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容と成果

令和6年度は、ロシアのウクライナ侵攻や中東情勢の不安定さが続くなか、国内外での金利政策のギャップに伴う急激な円安進行に加え、第2次トランプ政権発足による影響もあり、世界的な金融情勢の不安定さの拡大と輸入資源の価格高騰など物価動向の混乱を招く一年となりました。

国内では全国各地で記録的な高温や豪雨に見舞われる年となり、食料、農業を取り巻く環境は生産コストの上昇の影響も含め、一段と厳しさを増す状況となりました。

当組合では、経営理念に掲げる地域農業の振興ならびに地域社会の創造に向けて、「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」、「地域の活性化」を軸とした『不断の自己改革』の実践とその土台となる『経営基盤および事業基盤の強化』への取組を進めました。また、絶えず変化し続ける経営環境に対応していけるよう、人員体制・店舗（施設）体制の見直し、次期3か年計画（令和7年度～令和9年度）の策定も進めました。

「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」の実現に向けては、集出荷場再編構想に基づく品目の集約に向けた協議を進めるとともに、県域一元出荷と県共計を主体とした出荷品の販路拡大と販売促進に取り組みました。新規就農者の確保を通じた担い手支援にも取り組むことで、将来を見据えた地域農業の振興に取り組んできました。食農教育活動や生活文化活動を通じた組合員や地域住民との関係づくりにも取り組み、広報活動を通じて組合の事業活動の情報発信も行いました。

令和6年度の経営状況については、信用事業では、信連への預け金の減少に伴う奨励金の減少に加え、調達利回りの上昇などで、信用事業総利益は3,652,794千円（実績対比90.01%）となりました。共済事業では、新契約高の伸び悩みなどで長期共済保有高が減少し、共済事業総利益は3,092,965千円（同97.49%）となりました。購買事業では、物価高に伴う資材価格の高騰などが影響して供給、受入ともに増加する結果となり、購買事業総利益は3,499,973千円（同110.75%）となりました。販売事業では、農畜産物の高値基調が続いたことなどから、販売事業総利益は2,884,936千円（同104.46%）となりました。事業利益は、貸倒実績率の減少による事業別の貸倒引当金の戻入の増加、業務の効率化などによる事業管理費の抑制によって688,261千円（同177.29%）となりました。

当組合の財務状況については、出資金の減少や前払年金費用の計上などによる自己資本の減少などで、令和6年度の単体自己資本比率は15.26%（同0.01ポイント減）となりました。

各事業別事業報告

1. 農業所得増大対策

「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」の実現に向けて、各事業の取組が進むよう事業間連携を図り、各種対策に取り組めました。

また、農業者や集出荷場の労働力不足に対する支援に取り組めました。

(1) 農業者の所得増大・農業生産の拡大に向けた支援の実施

① J A グループ高知県域担い手サポート事業の活用

県域担い手サポート連絡協議会の「県域企画応援事業」を有効活用し、新規就農者の支援や生産拡大に向けた取組、新品種や新技術導入に向けた研究や栽培における課題解決に向けた試験研究等への支援を行いました。助成総額 21,387 千円の実績となりました。

② 農業者の所得増大に向けた各種補助事業への申請支援

資材高騰対策として加温用 A 重油の「施設園芸セーフティーネット構築事業」への加入支援（加入者数 2,158 人、積立金総額 955,149 千円）やハウス整備事業、環境測定機器等、農業者の反収向上や省力化・省エネ化につながるよう各種補助事業への申請手続を支援しました。

(2) 計画的な集出荷場の再編に向けた取組および集出荷場の効率的な運営

① 集出荷場再編構想の実践と集出荷場の業務改善や効率化に向けた取組

集出荷場再編構想に基づき、集出荷場では安芸市にある、ナスの 3 出荷場の集約、品目集約ではキュウリの集約に向けた協議を進めました。

また、外部コンサルタントと連携し、9 集出荷場で業務改善・効率化に向けたカイゼン活動に取り組めました。

② 園芸品出荷資材のコスト低減に向けた取組

出荷資材等の競争入札では、共通資材 13 種類、品目資材 14 種類の入札を行うことで、資材価格の抑制を図りました。

(3) 農業者や集出荷場の労働力不足に対する支援

農作業の労働力確保に向け、無料職業紹介所と職業紹介サイト「あぐりマッチこうち」を活用し、延べ 279 件のマッチングにつなかりました。

集出荷場の作業の安定化に向け特定技能外国人の受入を 10 集出荷場、合計 53 人の雇用を確保しました。

また、県や企業と連携してキュウリ箱詰め機、シシトウの袋包装の機械化に向けて検討しました。

2. 営農指導事業

品目担当専門営農指導員を中心とした営農指導体制の強化に努め、栽培技術の高位平準化を目指すとともに、野菜主要6品目で「農業振興計画」の進捗管理およびショウガを加えた7品目で「産地総点検運動」を策定し、行政と連携した産地の課題解決に取り組めました。

また、部会組織と連携して、新規就農者の受入による担い手の確保、安全・安心な農畜産物の供給、土壌診断等による環境保全型農業の実践、I o Pクラウド「SAWACHI」(※1)の活用と普及によるデータ駆動型農業の実践と栽培技術の向上に取り組めました。

※1 「I o Pクラウド」とは、I o T (Internet of Things) で接続した農業ハウス内の機器データや、高知県全体にわたる農産物の個々の出荷データなどを、リアルタイムで一元的に集約するクラウド型のデータベースシステム。

(1) 反収および品質向上対策と営農指導の強化

①反収および品質向上対策

品目別の課題解決に向けた栽培技術の研究を進めるとともに、各地区で現地検討会や研修会を年間2,000回開催しました。

②営農指導員の技術研鑽

品目担当専門営農指導員主催の現地検討会等を年間40回開催し、産地の課題解決に向けた指導員の育成に取り組めました。

③県との連携によるデータ駆動型農業の推進

県と連携して補助事業等を活用した環境制御機器の導入支援やデータを活用した営農支援サービスの実践に向けて、「SAWACHI」の普及(利用農家数1,603人、出荷データ提供同意農家数3,273人)に向け県と連携し、営農指導員の指導力向上に取り組めました。

(2) 環境に配慮した農業の推進

土壌診断を2,380戸で実施し、適正な施肥設計の推進による施肥量の低減や各種補助事業を活用したI P M技術、省エネ栽培技術の普及拡大に取り組めました。

(3) 農業経営管理支援の推進

青色申告会で1,590戸に対し1,158戸で経営分析を行い、簿記記帳研修会等を通じた農業者の記帳支援に取り組めました。

また、所得の確保を支援する「野菜価格安定事業」について、対象品目の価格差補給金の交付手続(交付額52,683千円)を行い、販売価格の下落を緩和し農業者の所得確保を支援しました。

(4) 安全・安心な農畜産物の確保対策

生産履歴記帳や残留農薬検査1,452件、園芸作物のエコシステム栽培の取組を継続するとともに、国際水準G A Pガイドライン等を活用して、J Aグルー

プ高知版GAP点検シートの策定に取組み、県産農畜産物の安全・安心な生産出荷体制に取組みました。

(5) 担い手の確保対策

①園芸用ハウス等の整備

国・県の補助事業を活用し、園芸用ハウス等 24 件（新規就農区分 12 件）、面積約 5.1ha の整備を支援しました。

②新規就農者

行政や部会組織と連携し、産地提案書による新規就農者の受入確保やサポートハウスの運営等により多様な担い手の確保に取組み、63 人が新規就農しました（親元就農含む）。

③青壮年連盟等の活動支援

県・中国四国地区・全国の会議へ参加や 70 周年記念大会を開催するなど、青壮年部盟友同士の交流を図り地域や品目を越えた若手農業者の育成支援に取組みました。また、県議会や県選出国會議員との対話により現場の声を県政・国政の場へ届けました。

(6) つながりの強化

品目部会を中心とした集団指導に重点を置きながら、出向く機会も大切に組合員との意思の疎通に取組み、63,811 件訪問しました。

3. 販売事業

農畜産物の安全・安心を確保する管理体制を強化し、消費者・取引先の信頼向上に取り組めました。販売事業の収支改善とあわせ、農畜産物の系統共販による数量や販売高の確保、資材価格の高騰による生産コストの増加の対応として、取引先等への販売価格転嫁の要請に取り組めました。

また、出荷包装資材の規格見直しによる経費の低減に取り組めました。

(1) 園芸販売

①販路拡大と販売促進対策

県域一元出荷と県共計に基づく卸売市場販売を主体に行い、生産コストを意識した県外事務所での営業商談（238回）、事業本部での営業商談（市場・バイヤー85回、価格転嫁要請含む）の実施、事前値決め等の予約的相対取引の実施（野菜19品目、花き1品目）と注文対応、系統出荷量を高めるための系統誘導の働きかけ、県との連携による園芸品販売拡大協議会事業との販売促進を卸売市場29社と実施し委託販売額は60,199,943千円（計画比103%、前年比106%）となりました。

また、消費宣伝活動は、増量期にあわせた量販店・生協等での高知県フェアの実施（延べ4,119店）やTVメディア、情報誌やSNSを活用した情報発信、県との連携による輸出支援（青果・花き）や主産県と連携した宣伝活動（5品目）など広く販売促進に取り組み、県産園芸品の円滑な販売につながりました。

新たな販売の取組として、高知なす大型規格の2本袋詰め品の試験販売やシシトウ新包装の流通試験を実施しました。

②再生産価格の安定的確保

県域品目部会や品目販売会議を中心に出荷販売対策を協議・共有し、販売目標単価の設定による出荷、販売検証により再生産価格の安定確保に取り組めました。

また、買取販売ではJA高知県の子会社が運営する「JAファーマーズマーケットとさのさと」との連携強化による個人販売や県外直販所への供給拡大、インターネット販売サイト「とさごろ」のアイテムの追加等による取扱拡大のほか、新規取引先の開拓に取り組み、販売額は4,893,706千円（計画比101%、前年比115%）となりました。

③出荷品のコスト低減対策と品質・表示管理の徹底

包装フィルムの薄物化による省資源・環境負荷軽減と出荷経費の削減に向けて、高知なす、ニラ、高知ピーマン等で実施し、対象集出荷場の拡大や年度当初からの切替により本取組を拡大するとともに、輸送は貸切トラックやJRコンテナの活用（1,412台）によりコスト低減を図りました。

また、集出荷場版GAP（農業生産工程管理）の実践により、出荷品の品質・表示管理の点検をしました。

④精算業務の効率化対策

園芸販売システムの見直しは、(株)高知県農協電算センターにて開発した計精算システムに移行し、3月より本番運用を開始しました。

また、同センターの「販売システム」への仕切・共計精算データの連携方法を見直し、地区でのデータ取得時間の短縮化を図り、地区精算業務の効率化を進めました。

(2) 米穀集荷販売

①生産対策

全国的な主食用米の需要の動向を踏まえながら、引き続き主食用米と飼料用米のバランスのとれた生産を推進しました。

産地指定米・特裁米など安定的に販売できる生産対策を進め、生産者手取りが有利になる生産を推進しました。

②集荷量の確保・拡大

県域共同計算を基本に出荷契約に基づく確実な集荷を進めた一方、昨今の全国的な米穀在庫の不足による業者との集荷競争、生産者自家流通の影響で、系統出荷は7,661ト（前年比84%）となりました。

県内外への「高知米」の早期販売の推進に取り組むことで、生産者への早期精算を行うことができましたが、取引先の必要数量を確保できないなどの課題が生じました。

(3) 玄米・精米販売

①玄米販売の拡大

集荷量計画を下回ったことにより、玄米販売数量は伸び悩む結果となりました（玄米販売数量4,328ト、計画比78%、前年比74%）。

②精米販売の強化

米穀需給が逼迫するなか、精米の受注数量は大きく伸びました（精米販売数量3,413ト、計画比92%、前年比114%）。

(4) 農畜産販売

①土佐茶の販売拡大

水出し茶の試飲販売や産地応援型ティーバッグ茶の発売、イベントへの出展により、販売拡大および土佐茶ブランドの強化を図り、荒茶価格の維持、茶産地の生産量確保に取り組みました。

②ユズ加工販売の強化

令和6年産は裏年に加え猛暑の影響で収量減となり、取引先の要望数量を満たすことはできない状況が続きました。そのため、既存の取引先への販売数量の調整ならびに販売価格の見直しを行いました。

輸出については引き続き需要はあるものの、収量減の影響で希望数量を用意できなかった結果、無農薬・有機に準じた栽培のユズ果汁をフランスへ26.1ト、慣行栽培のユズ果汁をカナダへ2.5ト、中国へ5.8トの販売となりました。

③生乳の計画生産と乳質の高位平準化

生産基盤を維持し計画的な生乳生産に努め、生産管理チェックシートの記帳・管理で乳質の高位平準化に取り組むとともに、「みどりのチェックシート

（畜産）」を活用して課題の改善に努め、持続可能な酪農業の構築を目指しました。

④肉用牛販売の強化

高知県食肉センター㈱と連携して委託販売に取組み、集荷頭数の増加に努めました。

（５）食品表示・衛生管理

①食品表示・衛生管理の指導

不祥事再発防止策およびトレーサビリティの確立等の重点目標に基づき食品製造・加工施設への製造記録書作成・指導を継続的に行い、食品表示・衛生管理の体制強化に取組みました。

②関係法令の周知

役職員を対象に食品関係法令等の研修会を行い（２回、延べ703名受講）、基礎知識の習得に取組みました。

③巡回点検

食品製造・加工を行う店舗等を対象に、商品ラベル表示や施設の衛生点検等を年４回（延べ92か所）実施し、食品表示・衛生管理の適正化に取組みました。

【販売高実績】（内部取引控除後）

＜受託販売高＞

（単位：千円）

品目	金額	品目	金額
米	2,156,916	畜産物	4,589,947
豆・雑穀	813	林産物	474,544
野菜	50,067,716	特産物	995,129
果実	2,479,182	その他	15,991
花卉・花木	3,509,882	合計	64,290,124

＜買取販売高＞

（単位：千円）

品目	金額	品目	金額
米	534,558	畜産物	14,510
豆・雑穀	1,892	特産物等	83,941
野菜	4,542,987	合計	5,177,891

＜加工販売高＞

（単位：千円）

品目	金額	品目	金額
加工米（精米・玄米）	2,411,018	茶加工品	128,708
ユズ加工品	1,117,472	その他	90,386
		合計	3,747,585

4. 購買事業

(1) 生産資材コストの低減

肥料・農薬の低コスト生産資材の普及拡大として、全農集中銘柄（高度化成肥料）の普及に取組み、普及率は94%（計画対比107%）となりました。また、特別推進銘柄を設定し予約注文書に掲載して安価な商品の供給に取組みました。予約率は肥料で50%（前年実績52%）、農薬は43%（同40%）となりました。

園芸資材は、取扱量の多い被覆資材等を取りまとめて仕入先と交渉し、共同購入によるコスト低減に努めました。

(2) 渉外活動の取組

各営農経済センターと本部による担い手農家・集落営農組織・農業法人等への訪問活動を通じ、資材情報や圃場試験結果等の提供や予約注文書の配布・回収に努め予約率の向上に取組みました。また、農業法人等へは年間65件（計画対比：118%）の訪問活動を行いました。

渉外担当者を対象に研修会を開催し、現場における営業スキルや商品知識などの向上を図りました。

(3) 農業機械

全農との一体運営により事業を行い、生産者への訪問推進活動や農機の調子伺い活動として、年間8,069件（計画対比：90%）の訪問活動を行いました。

また、中古農機展示会の開催や中古農機の情報発信を行い、多様化する生産者ニーズへの対応強化に取組みました。

県内全域を対象にレンタル農機事業を展開し、634件（計画対比：79%）の実績となり、コスト低減に努めました。

(4) 燃料

燃料油価格激変緩和対策事業の段階的な補助金減額や加温シーズンにおける寒波等の影響により、A重油価格が過去にない高値で推移したことを受け、元売業者に対して徹底した価格交渉によるコスト低減に取組みました。

また、施設園芸農家の費用軽減・所得向上に向けた対策として、通年を供給対象とした営農用A重油の価格精算を行い（精算単価2円/ℓ、精算金額59,023千円）、さらに令和6年12月から令和7年2月を対象とした厳寒期特別対策として追加精算（精算単価2円/ℓ、精算金額48,038千円）を実施いたしました。

(5) 生活

県内提携業者の協力により、「ベスト電器」製品の推進、「はるやま」特別販売会を実施しました。各地区では展示会・健康体感会・耳の聞こえ相談会・DMによる補聴器提案など組合員のくらしの支援に取組みました。

女性部においては、共同購入愛用品目検討会や各地区での見本市・料理教室の開催・工場視察研修を行うなど、安全・安心なエコープマーク品を中心と

した「J A 暮らしの宅配便」の普及活動に取り組めました。また、J A グループ高知が取扱う食品やギフト商品等の販売推進に取り組めました。

【購買品供給高実績】（内部取引控除後）

（単位：千円）

品目	購買品供給高	品目	購買品供給高
肥料	2,764,602	燃料	3,409,831
農薬	2,423,404	食品	1,845,578
飼料	494,205	生活用品	257,198
農業機械	701,654	家庭用燃料	15,699
生産資材	2,194,464	その他	
自動車	239,377	合計	14,346,015

※内部取引以外にも収益認識基準における会計変更に伴う代理人取引、農機の全農との分量取消等により 11,306,759 千円を控除しています。

5. 信用事業

金融仲介機能（金融相談）を中心とした農業・地域・くらしの各領域において J Aバンクならではのサービスの提供と、組合員・利用者のライフプランに応じた金融サービスの提供、事務効率化と事務堅確性の向上に取組み、信用事業総利益は、3,652,794 千円（計画対比 93.6%）の実績となりました。

（１）融資業務の強化

農業融資については、融資専任担当者が農業メイン強化先・資金需要調査先訪問活動を通じて、組合員の資金ニーズ把握に努めるとともに、事業間連携を通じて農業金融仲介の発揮に取組みました。

住宅ローンについては、住宅関連会社・不動産会社を中心として渉外活動に取組みましたが、金利上昇の局面にあることや物価高騰などの影響による投資控え等により、貸出金残高実績は 106,396 百万円（計画対比 99.4%）となりました。

（２）非対面取引・メイン化の強化

利用者のキャッシュレス化・非対面取引の利用促進として、J Aバンクアプリ機能のプッシュ通知を活用したキャンペーン等の情報発信により利用者のライフイベントに応じたサービスの提案に取組みました。また、貯金増強については、夏・冬キャンペーンを実施し、A T M取引を中心に取組みましたが、相続による流出や新 N I S A 導入による「貯蓄から投資へ」の流れ等により貯金残高実績は 670,707 百万円（計画対比 96.9%）となりました。

（３）事務指導・管理態勢の構築

不祥事再発防止の定着と事務の堅確性向上を図るため、四半期ごとに全店舗を対象とした事務巡回指導を実施しました。また、事務改善ワーキンググループによる結果の検証と改善対策にも努め、適正な事務処理の実施に取組みました。

（４）マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

マネロン等対策として、信用事業管理職・信用担当者等の研修受講・AML（アンチ・マネー・ローンダリング）資格取得による専門知識の習得と対応力の向上に取組むとともに、系統マネロン管理システムの活用による管理態勢の強化を図りました。

【貯金・貸出金残高実績】

（単位：千円）

貯金	670,707,671
貸出金	106,396,598

6. 共済事業

「相互扶助（助け合い）」の精神を原点とし、「必要な方に必要な保障」を提供できるよう事業活動に取組み、共済事業総利益は3,092,965千円（計画対比103.0%）の実績となりました。長期共済保有契約高については、県内人口の減少、保障ニーズの多様化や満期契約の到来等により、1兆8,324億7,195万円（前年比96.5%）と減少しました。

（１）組合員・利用者への「３Ｑ訪問活動」

組合員・利用者をはじめとする契約者の皆様に３Ｑ訪問活動を実践し、「近況・ご加入内容・請求漏れの確認」を軸とした保障点検活動に、ライフアドバイザー（共済普及専門職員）を中心に全職員で取組みました。

（２）「ひと保障」の強化と「いえ保障」の拡充活動

若年層の保障ニーズの多様化に対応し、十分な万一保障の提供や「医療・がん・生活習慣病」等の生存保障の提案、情報提供を行いました。

また、様々な自然災害への備えを万全にするため、「建物更生共済」の保障提案活動に取組み、長期共済新契約高は「生命万一・建更」で計画対比110.9%となりました。

（３）「くるま保障」の充実、地域貢献活動

自動車共済においては、保障グレードアップ提案やお見積りキャンペーンによる新規契約獲得を中心に取組みました（計画対比100.2%）。

また、昨年度に引き続いて、県内の小学校新入生への黄色い傘の寄贈、交通安全教室や介助犬教室などの地域貢献活動を行いました。

【新契約高実績】

①長期共済

（単位：千円）

生命万一・建更	保障金額	63,499,900
生存系※ ¹	共済金額	2,069,970
年金	年金原資※ ²	1,086,260

※¹ 医療、がん・特定重度、介護系共済

※² 年金開始時における積立金

②短期共済

自動車	82,571 件
自賠責	46,543 件

7. 組織・経営基盤

(1) リスク管理の強化

①コンプライアンス体制の強化

不祥事再発防止策に基づきコンプライアンス研修や連続職場離脱・人事ローテーション等を実施し、コンプライアンス意識の向上と内部統制の強化を図りました。

また、J Aバンク基本方針に基づく不祥事点検基準「レベル1」格付けの解除に向け、不祥事再発防止策のさらなる取組強化、内部統制の強化と再構築に向け、リスク管理部や各事業本部の事務指導部署を中心に不祥事につながるリスクの発見と予防に徹底して取組みました。

②マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

マネー・ローンダリング・テロ資金供与（以下、マネロン等）対策について、マネロン等リスクへの対応を経営戦略上の重要課題と捉え、金融庁のマネロン等に関するガイドラインに基づき、リスク評価書を改正しました。

また、マネロン等に対する内部体制強化を図るため、事業ごとのマネロンマニュアルの活用、系統マネロン管理システムによる顧客管理の徹底等の対策強化、AML（アンチ・マネー・ローンダリング）資格取得による専門的スキルの向上に取組みました。

(2) 経営基盤の強化

持続可能な収益性、将来にわたる組合経営の健全性の確保に向け、人員体制・店舗（施設）体制の見直し、事業拠点の収支改善策を中心とした経営改善策をとりまとめるとともに、「強いJ A高知県」という目指すべき方向を明確にした次期3か年計画（令和7年度～令和9年度）の策定を進めました。

また、将来を見据えた施設体制の再構築として、令和7年3月末時点において金融店舗の再編（49店舗⇒48店舗）に取組んだほか、デジタルトランスフォーメーション（DX）の取組として、WEBを通じた購買請求書や販売精算書の内容を確認できる「J A組合員マイページ」の導入に向けた研究、業務効率化のためのAI-OCRの取組などを進めました。

(3) J A経営の健全性の確保

①拠点別・部門別収支管理の徹底と経営分析の実施

店舗再編等に伴うグルーピングの見直しを図るとともに、拠点別損益と全拠点の価値（正味売却価額）の算出方法のシステム化を進めることで、適正かつ効率的な減損リスクの算定に努めました。部門別損益については、事業管理費の配賦を精緻化し、経営分析の適正化に取組みました。

②固定資産の取得の厳格化

新規投資に際しては、減損リスクの抑制に向けてこれまで以上に必要性ならびに回収可能性を踏まえるものとして考え方を整理し、減価償却費などの固定費の抑制を図りました。再編等により廃止した拠点の備品類等については、地区間で「備品類等のマッチング」を図ることにより事業管理費の抑制も図りました。

③遊休資産の流動化

流動化の可能性が高い拠点を中心にチラシを製作し、情報発信を行いました。

また、遊休資産流動化委員会の開催を通じて組合全体で流動化に向けた考え方やルール of 構築を進めるとともに令和7年度以降の解体候補を整理したほか、近年増加する対象拠点の円滑な流動化に向けて宅地建物取引士の養成にも努めました。

④改修等の必要性の検討

金融店舗を中心に拠点の概要（構造、延床面積、取得年月日等）や災害リスク（地震、津波、洪水、土砂崩れ等）、ランニングコスト等を整理し、令和7年度以降の改修等の計画の具体化を進めました。

（４）組合員の加入促進・メンバーシップの強化

①「ＪＡ高知県の自己改革に関する対話運動」の実施

女性部・青壮年部と常勤役員との対話集会を本部および各地区で開催しました。

また、広報誌モニター制度や料理教室の開催等により准組合員の声を収集し、広報活動等に反映しました。

②ＪＡ運営への組合員の意思反映

組合員の意見、意思を協同活動や事業運営にいかしていけるよう、支所運営委員会・地区運営委員会・本所運営委員会を定期的に開催しました。（延べ118回開催、2,676人参加）

（５）くらしの活動・広報活動を通じた組合員・地域住民との関係づくり

①くらしの活動の取組

県内各地で食農教育、高齢者生活支援、生活文化活動などに取組みました。

また、「家の光三誌」の普及は、目標に対して『家の光』82.6%（目標部数2,008部）、『地上』97.9%（目標部数190部）、『ちゃぐりん』81.1%（目標部数697部）となりました。

②広報活動の実践

ＪＡグループ高知の統一広報としてテレビ番組を制作し放送しました。

また、広報誌「こうぐり」やHP、SNS、トップ広報やニュースリリース、CMなどを通じて組織内外に向けた情報発信を行い、組合員・地域住民に対する「食」「農」「協同組合」への理解醸成に努めました。

『日本農業新聞』は、新規就農者応援キャンペーンや職員向けの研修会の開催など役職員を含めた普及・活用運動を行い、普及率は70.8%（目標部数2,896部）となりました。

（６）人材育成・職場づくり

ＪＡ職員の基礎である協同組合理念教育の充実、現行の教育研修体系を担う体制を構築するためにＪＡ高知中央会とともに教育プロジェクトを立ち上げ、基礎教育の充実に向けた検討を実施しました。

また、新人事制度の目標管理・人事考課制度の定着に向けて外部コンサルタントによる管理職のマネジメント研修を年4回実施しました。

(2) 当該事業年度における事業の経過

【4月】

1日	入組式
1日	棚卸立会
1日	みのり監査法人 期末監査Ⅰ（統括本部・事業本部）
3日	地元小学校に「黄色い交通安全傘」などを寄贈(仁淀川地区)
3日～26日	みのり監査法人 期末監査Ⅱ（統括本部・事業本部・各地区）
6日、7日	J Aファーマーズマーケットとさのさと5周年祭
9日	香美地区運営委員会
9日	高西地区運営委員会
12日～14日	J Aグリーン四万十店創業祭
17日	幡多地区運営委員会
18日、25日	地元小学校に球根贈呈（安芸地区）
19日	安芸地区運営委員会
20日～21日	あぐり食堂ほっと周年祭
22日	第1回常勤役員会議
22日～23日	県外市場関係者へ高知野菜トップセールス（安芸地区）
24日	土長地区運営委員会
25日	高知地区運営委員会
27日	第5期「親子あぐりスクール」開校
上旬	「なつみ」出荷最盛期（香美地区）
上旬	「ハウス小夏」出荷開始(仁淀川地区)
中旬	シャクヤク出荷最盛期（安芸地区）

【5月】

5日	新茶まつり
8日	第1回理事会
8日	第12回監事会(令和5年監査年度)
8日、9日	㈱ミツカンとのユズの開花調査（安芸地区）
10日他6日間	決算監事監査
15日	新嘗祭献納米 田植式(仁淀川地区)
15日	仁淀川地区運営委員会
16日～23日	みのり監査法人 期末監査Ⅲ（統括本部・事業本部）
21日	第2回常勤役員会議
23日	第1回本所運営委員会
27日	安芸地区運営委員会
29日	高西地区運営委員会
31日	第13回監事会（令和5年監査年度）
31日	一人一研究体験発表会
中旬	「土佐紅」出荷開始（香美地区）
中旬以降	「ロータスリリー」出荷最盛期

【6月】

3日	第2回理事会
3日	第14回監事会（令和5年監査年度）
3日	県産牛乳を濱田県知事にPR
4日	香美地区運営委員会
4日～5日	高西地区4支所合同支所運営委員会・地区説明会
6日	土長地区運営委員会
5日～11日	幡多地区・支所合同運営委員会（幡多地区）
9日	安芸市新規就農ハウス園芸体験（安芸地区）
12日	「㈱アグリード土佐あき」担い手拠点に認定（安芸地区）
19日	高知地区運営委員・総代合同会
20日	第3回常勤役員会議
27日	第6期通常総代会
27日	臨時理事会
27日	臨時監事会
上旬	ミョウガ出荷最盛期（高西地区）
中旬	「キラ坊すいか」出荷最盛期
中旬	「ちよひめ」出荷最盛期（土長地区）
中旬以降	「米ナス」出荷最盛期（土長地区）

【7月】

4日	青ユズ出荷開始（安芸地区）
5日	第3回理事会
5日	第1回監事会
10日～11日	随時監事監査（高知地区）
14日	道の駅（風の市）周年祭
18日	幡多地区運営委員会
20日	早期米検査受け込み開始
22日	第4回常勤役員会議
26日	第60回高知県茶品評審査会
29日	第4回理事会
29日	第2回監事会
29日	新米進発式
中旬	「米ナス」出荷最盛期（幡多地区）
下旬	「南国そだち」出荷最盛期（土長地区）
下旬	「グリーンレモン」出荷最盛期（幡多地区）

【8月】

1日	「㈱アグリード土佐あき」第1期生入校式（安芸地区）
1日	香美地区運営委員会
1日～9日	みのり監査法人 期中監査Ⅰ（統括本部・事業本部）
6日	県議会議員との意見交換会（仁淀川地区）
8日、9日、14日	随時監事監査（高西地区）
9日	土佐岩戸米 出荷開始（仁淀川地区）
20日	第5回常勤役員会議
20日～23日	みのり監査法人 期中監査Ⅰ（安芸地区）
22日	「土佐甘とう」生産者交流会（高西地区）
22日	米ナス産地交流会（幡多地区）
22日～23日	県常例検査（高西地区・幡多地区）
23日	県との政策懇談会
24日	「㈱アグリード土佐あき」9作目のナスの定植（安芸地区）
27日	第5回理事会
27日	第3回監事会
27日	県常例検査（仁淀川地区）
29日	人形供養祭（高知地区）
上旬	青ユズ出荷開始（安芸地区）

【9月】

4日、5日、10日	随時監事監査（安芸地区）
12日	県への農業振興施策の要請
13日	香美地区農政会議
15日	「ピュアブルー」出荷開始（安芸地区）
17日	「がいにくりたまげた大会」（幡多地区）
17日～27日	みのり監査法人 期中監査Ⅰ（香美地区・仁淀川地区）
20日	第6回常勤役員会議
26日	新嘗祭献上米 抜穂式（仁淀川地区）
27日	第6回理事会
27日	第4回監事会
31日	棚卸立会
上旬	「オキシペタラム（ブルースター）」出荷最盛期（安芸地区）
上旬	「西山きんとき」出荷最盛期（安芸地区）
上旬	グリーンレモン出荷最盛期（香美地区）

【10月】

1日～3日	みのり監査法人 期中監査Ⅰ（統括本部・事業本部）
3日、11日	「ごはん・お米とわたし」作文・図画高知県コンクール審査会
5日	内定式
15日	加工用ユズの搾汁開始（安芸地区）
15日	幡多地区運営委員会
19日、20日	「ハルピアまつり」（高知地区）
21日	第7回常勤役員会議
22日～11月1日	みのり監査法人 期中監査Ⅰ（土長地区・幡多地区）
23日	土佐清水市消防本部に救急資機材を寄贈（幡多地区）
23日～25日	随時監事監査（香美地区）
23日～29日	県常例検査（高西地区）
25日	「男のおもてなし～土佐のおきやく2024～」開催（仁淀川地区）
25日	「しまんと農法米」寄付金贈呈式（幡多地区）
28日	第7回理事会
28日	第5回監事会
上旬	「高知なす」出荷最盛期（安芸地区）
中旬	「水晶文旦」出荷最盛期（土佐市）
下旬	「四方竹」出荷最盛期（土長地区）

【11月】

12日～21日	県常例検査（幡多地区）
13日他6日間	仮決算監事監査
16日	「あき・あい・あい収穫祭」（安芸地区）
18日	J A高知県肉牛枝肉共励会
19日～28日	みのり監査法人 期中監査Ⅰ（高知地区・高西地区）
20日	第8回常勤役員会議
21日	サニーマートとのポンカン交流会（安芸地区）
23日	「なかむら祭り」（幡多地区）
27日	第8回理事会
27日	第6回監事会
上旬	「搾汁用ユズ」出荷最盛期（土長地区）
上旬	露地ショウガ収穫最盛期（仁淀川地区）
中旬	加工用ユズの受入開始（安芸地区）

【12月】

2日～6日	みのり監査法人 期中監査Ⅰ（統括本部・事業本部）
2日～13日	県常例検査（仁淀川地区）
5日	第2回本所運営委員会
7日	第5期「親子あぐりスクール」修了
9日	駅伝県代表校へ農産物を寄贈（香美地区・土長地区）
11日、17日、19日	随時監事監査（土長地区）
12日	香美地区運営委員会
16日	J A高知厚生連へユズを寄贈
20日	第9回常勤役員会議
21日	第60回県茶品評会表彰式
24日	安芸地区運営委員会
27日	第9回理事会
27日	第7回監事会
上旬	自然薯出荷最盛期（安芸地区）
中旬	センリョウ出荷最盛期（安芸地区）

【1月】

9日～31日	みのり監査法人 期中監査Ⅱ（統括本部・事業本部・各地区）
10日	幡多地区運営委員会
14日	宿毛文旦出荷開始（幡多地区）
14日～16日	随時監事監査（幡多地区）
20日	第10回常勤役員会議
27日	第10回理事会
27日	第8回監事会
下旬	「ピーマン」出荷最盛期（安芸地区）
下旬	「さがほのか」出荷最盛期（幡多地区）
下旬	「だるま文旦」出荷最盛期（幡多地区）

【2月】

3日～28日	みのり監査法人 期中監査Ⅱ（統括本部・事業本部・各地区）
6日～19日	県常例検査（本所）
7日	2024年度「JA高知県カイゼン報告会」
10日	土長地区運営委員会
10日	高西地区4支所合同支所運営委員会
14日	安芸地区運営委員会
14日、18日、19日	随時監事監査（仁淀川地区）
18日	香美地区運営委員会
20日	第11回常勤役員会議
23日～24日	「かざぐるま市」周年祭
27日	第11回理事会
27日	第9回監事会
上旬	「フルーツきんかん」出荷最盛期（香美地区）
上旬	ブロッコリー出荷最盛期（幡多地区）
中旬	「おおきみ」出荷最盛期（幡多地区）
下旬	「せとか」出荷最盛期（香美地区）
下旬～3月上旬	「土佐文旦」出荷最盛期（仁淀川地区）

【3月】

4日～11日	幡多地区・支所合同運営委員会
6日、7日、13日	随時監事監査（営農販売事業本部）
7日	高知地区運営委員会
10日～26日	みのり監査法人 期中監査Ⅲ（統括本部・事業本部）
15日	石川県金沢市で消費宣伝なすまつり開催（安芸地区）
19日	黒潮町南郷小学校に交通安全傘を寄贈（幡多地区）
21日	第12回常勤役員会議
27日	第12回理事会
27日	第10回監事会
31日	みのり監査法人 期末監査Ⅰ（統括本部・事業本部・各地区）
31日	棚卸立会
上旬	「温室小夏」出荷最盛期（香美地区）

●当該事業年度における事業の経過

①農業振興への取組

目慣らしで品質安定



選別時の注意点を確認し、品質の安定化につなげています。

農業の担い手づくり



(株)アグリード土佐あきは、県研修機関認定後初となる研修生の受入を行いました。

作業効率のカイゼンによるコスト削減



調整や包装の作業効率の向上を図り、コスト削減につなげています。

安全・安心な農産物を全国に



生産者らと規格や品質を確かめ、出荷を行っています。

A I を活用した実証試験



実証試験を通じて栽培管理の省力化を目指しています。

産地の思い伝える



市場関係者らを招いて栽培体験や意見交換を行い、生産現場の様子を伝えました。

②地域振興への取組

あぐり食堂ほっと5周年



農家レストラン「あぐり食堂ほっと」は、おかげさまで5周年を迎えることができました。

あぐりスクール



あぐりスクールを通じて子どもたちに農業の大切さを伝えました。

米の売上の一部を寄付



「しまんと農法米」の売上金の一部を、地元の基金に寄付しました。

農業体験でつながり深める



収穫体験などを通じて、高知野菜のファンづくりに取り組みました。

地域とともに地元を元気に



地元の祭りに出店し、地域を盛り上げました。

出前授業で農産物の魅力伝える



地元の農産物を使った調理実習を行い、農産物の魅力を伝えました。

③組織活動の取組

花育活動



小学校に球根を贈呈し、児童らに花を育てる喜びを伝えました。

土佐茶の魅力をPR



土佐茶の試飲や販売を通じて土佐茶の魅力をPRしました。

県産牛乳の消費拡大に向けて



「牛乳月間」に合わせ、県庁で県産牛乳の地産地消と消費拡大を呼びかけました。

地域の輪と仲間づくり



焼き肉のたれ作りなどを通じて、交流を深めました。

手作り弁当で学生支援



手作り弁当を配布し、物価高騰のあおりを受ける大学生をサポートしました。

マラソンランナーを食で応援



高知龍馬マラソン2025で県産農産物などを振る舞い、食を通じてランナーを応援しました。

④特筆すべき事項

J A高知県×企業＝商品開発を通じた新たな魅力創造



(清流四万十 生姜鍋つゆ)

J A高知県四万十生姜部会は「清流四万十 生姜鍋つゆ」(販売者＝日本食研ホールディングス㈱)の開発に協力しました。

四万十町産のショウガの美味しさを発信するだけでなく、規格外品を活用することで廃棄ロスの削減や同町の地域活性化にも寄与することを目指しています。

(なすのたたき)

当組合は、㈱セブン-イレブン・ジャパンが商品化した「薬味とさばで食べる高知県産なすのたたき」に使う「高知なす」の供給元として協力しました。

同社の「生産量日本一の『高知なす』を使った商品を盛り込みたい」というの思いを受けたもので、岡山県と四国4県の706店舗で県産食材の魅力を発信しました。

高知ギフト16選に入選



J A高知県香美地区園芸部メロン部会夜須支部のエメラルドメロンのギフトセットが、「高知を贈ろうギフトコンクール」で、「高知を贈ろうギフト16選」に入選しました。「あなたが贈りたい、もらいたい新しい高知のギフトセット」をコンセプトに高知県が行ったものです。

土佐あかうし初輸出

当組合らで出資する高知県食肉センター㈱は8月、輸出牛肉を取り扱う認定を受けて初めて「土佐あかうし」を輸出しました。

同月18日には出荷式を開き、関係者や県内生産農家らが「土佐あかうし」の晴れ舞台を祝いました。

初出荷は田野町の褐毛和種で、ヒレやサーロインなど計72.6kgとなりました。



土佐茶生産者へ還元～産地維持と消費拡大へ～

当組合らでつくる県農商工連携協議会は4月、組合で製造するペットボトル茶「TOSACHA 茶リティーボトル」の売上金産地還元セレモニーを開き、土佐茶振興協議会に目録を贈呈しました。この取組は、土佐茶の生産者を応援し、産地維持と消費拡大を目指すもので、販売本数1本につき10円を出荷量に応じて県内の荒茶加工場に還元しています。



(3) 当該事業年度における重要事項

令和6年12月に土長地区本部（高知県南国市大埴乙894番地1）の耐震補強および改修工事を行いました。

(4) 財務・事業成績の推移

(単位：千円)

区 分	項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (当期)
財務	事業利益	△ 1,609,918	788,745	388,197	688,261
	経常利益	△ 913,411	1,499,080	1,128,132	1,369,742
	当期剰余金	△ 3,841,600	703,663	488,015	568,824
	総資産	782,692,606	771,901,439	744,522,088	725,664,213
	純資産	36,534,491	36,163,417	36,056,049	35,927,170
信用事業	貯金	722,673,985	713,916,283	687,974,387	670,707,671
	預金	599,030,529	578,585,733	547,847,335	530,834,805
	貸出金	91,828,191	102,214,984	106,666,356	106,396,598
	有価証券	21,112,881	20,620,358	19,106,904	18,990,260
	国債	4,839,601	4,574,438	4,420,454	5,463,740
	その他	16,273,280	16,045,920	14,686,450	13,526,520
共済事業	長期共済保有高	2,032,868,430	1,963,719,131	1,898,254,683	1,832,471,952
	短期共済新契約掛金	4,211,840	4,118,619	3,965,936	3,917,370
購買事業	購買品供給高	17,448,662	15,729,440	13,826,276	14,346,015
販売事業	販売品販売・取扱高	63,880,121	65,638,659	65,181,570	69,468,015

※販売品取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(5) 単体自己資本比率

当組合の単体自己資本比率 15.26% (令和7年3月31日現在)

(6) 対処すべき重要な課題

①自己改革に関する取組～総合事業を活かした「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の実現～

当組合は「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を実現するために、営農・販売・購買・信用・共済などをはじめとする総合事業を引き続き展開します。これらのJA事業を継続していくためには、将来見通しが不確実な中でも安定的な収支確保と財務基盤確保が必要と考えます。特に財務基盤では、近年、著しく出資金が流出していることから、収支均衡以上の経営を維持しながら一定の内部留保を確保し、組合員・利用者から信頼される経営体質の確立に向けて、事業・組織・経営の改革に取り組めます。

なお、本事業年度における農業所得の増大に関する事項ならびに組合の事業運営等に対する准組合員の意見等の反映および事業の利用に関する事項については、「自己改革工程表」に記載しています。

②不祥事事件の発生を踏まえたコンプライアンス体制の強化

当組合は、現在「ガバナンス体制の強化」「コンプライアンスの取組強化」「内部監査機能の強化」「リスク管理体制の整備」および「内部けん制体制の強化」を柱とする不祥事再発防止策を掲げ、当組合の経営を持続可能なものとするべく、役職員一丸となってこれらの取組を実践しています。

③遊休資産の流動化

現在、当組合では稼働していない遊休状態の拠点が100か所以上、県内各地に点在している状況であり、固定資産税等のランニングコストを今後将来も負担していくことは、組合経営の健全化に向けたリスクとなる恐れがあります。支所等の店舗再編により遊休状態の拠点が増加している状況も踏まえ、将来的なコストの抑制ならびに拠点管理の負担軽減に向けた対応が喫緊の課題となっています。

組合経営の健全化に資するよう「遊休資産流動化委員会」の開催を通じて流動化に向けた対応を協議し、適正かつ適法に処分等を進めていきます。

(7) その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項

・業務の適正を確保するための体制

当組合では、次頁のとおりJA高知県内部統制システム基本方針を策定しており、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

内部統制システム基本方針

高知県農業協同組合

(平成 31 年 1 月 28 日制定、令和 6 年 5 月 8 日最終改定)

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、(一社)全国農業協同組合中央会が JA グループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」を遵守し、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。今年度の運用状況の概要は、各項目下段に、「運用状況について」と記載のあるとおりです。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

〈運用状況について〉

組合の基本理念実践として、役職員の行動規範、倫理基準を定め、定期的な研修会の開催を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めている。業務分掌等により各理事の所管業務を明らかにし、各理事のもと内部統制の構築・運用を行うことを明確にしたうえで、諸規程の整備・運用を実施している。自主検査、内部監査の実施、ヘルプラインの設置・運営により、不法行為の早期発見に努めている。さらに、監事による監査が実施されている。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
- ③ サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

〈運用状況について〉

情報セキュリティに係る基本方針および個人情報保護方針に基づき、重要性に応じてリスクへの対応をはかっている。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

〈運用状況について〉

組合をとりまくリスクの把握に努めるとともに理事会で定期的に協議・検討を行っている。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な進捗管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

〈運用状況について〉

中期経営計画および事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握している。人材育成指針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいる。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

〈運用状況について〉

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っている。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援している。

6. 子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社等における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢が整備され、適正かつ効率的に業務が執行されるよう、必要な助言・指導を行う。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

〈運用状況について〉

子会社管理規程を制定し、子会社における内部統制構築・運用の支援やリスクの把握に努めている。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報を適時・適切に開示する。

- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

〈運用状況について〉

経理規程・要領を整備し、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めている。

8. 県中央会との連携

- ① 当組合の適切な内部統制の構築・運用をはかるため、県中央会と連携する。

〈運用状況について〉

内部統制の構築・運用をはかるため、中央会と連携している。

2. 組合の運営組織の状況に関する事項

(1) 総代会の開催状況

(ア) 通常総代会

令和6年6月27日13時より開催

総代会日現在総代数		581名
出席総代数	実際に出席した総代	250名
	代理人	1名
	書面	302名
	計	553名
出席准組合員数		0名
重要な議事及び議決事項		
報告事項		
(1) 第6期貸借対照表、損益計算書、注記表、計算書類の附属明細書の内容および会計監査人の監査報告・監事の監査報告、部門別損益計算書について		
(2) 「JAバンク基本方針」の変更について		
第1号議案 第6期（令和5年度）事業報告および事業報告の附属明細書並びに剰余金処分案の承認について		
第2号議案 第7期（令和6年度）事業計画の設定について		
第3号議案 理事報酬について		
第4号議案 監事報酬について		
第5号議案 退任理事の退職慰労金について		
第6号議案 退任監事の退職慰労金について		
第7号議案 定款の一部変更について		
第8号議案 定款附属書総代選挙規程の一部変更について		
第9号議案 信用事業規程の一部変更について		
第10号議案 (有)十市パークステーション管理組合の解散について		
第11号議案 赤岡青果商業協同組合からの脱退について		
第12号議案 役員の選任について		

(イ) 臨時総代会

該当なし

(2) 組合員の状況

(ア) 組合員数

(単位：組合員数)

資 格 区 分			前期末	当期増加	当期減少	当期末
正組合員	個 人		37, 938	335	1, 805	36, 468
	法人	農事組合法人	61	1	0	62
		その他の法人	161	10	2	169
	計		38, 160	346	1, 807	36, 699
准組合員	個 人		43, 201	905	1, 183	42, 923
	農業協同組合		6	0	0	6
	農事組合法人		5	2	2	5
	その他の団体		159	5	5	159
	計		43, 371	912	1, 190	43, 093
合 計			81, 531	1, 258	2, 997	79, 792
備 考			当期末正組合員戸数 32, 557戸			
			当期末准組合員戸数 36, 610戸		合計	69, 167戸

(イ) 出資口数

(単位：口)

資 格 区 分			前期末	当期増加	当期減少	当期末
正組合員	個 人		6, 128, 175	84, 906	322, 111	5, 890, 970
	法人	農事組合法人	3, 441	10	0	3, 451
		その他の法人	14, 340	281	11	14, 610
	計		6, 145, 956	85, 197	322, 122	5, 909, 031
准組合員	個 人		3, 153, 366	116, 305	167, 930	3, 101, 741
	農業協同組合		22, 348	0	0	22, 348
	農事組合法人		67	0	0	67
	その他の団体		31, 001	14	680	30, 335
	計		3, 206, 782	116, 319	168, 610	3, 154, 491
処分未済持分			509, 220	145, 967	308, 601	346, 586
合 計			9, 861, 958	347, 483	799, 333	9, 410, 108
摘要：（１）出資１口金額						1, 000円
（２）当期末払込済出資総額						9, 410, 108, 000円

(3) 役員の状況

役 職 名	氏 名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	担当その他
代表理事組合長	島 田 信 行	常 勤	有	実践的能力者 統括
代表理事副組合長	大 原 光 鶴	常 勤	有	実践的能力者 統括補佐 農業所得増大・経営基盤強化担当
代表理事専務	川 竹 壽 栄	常 勤	有	実践的能力者 統括本部担当
代表理事専務	上 澤 哲 猪	常 勤	有	実践的能力者 信用共済担当
代表理事専務	山 下 文 広	常 勤	有	実践的能力者 営農販売担当
代表理事専務	垣 内 育 男	常 勤	有	実践的能力者 購買担当
専務理事	井 澤 三 男	常 勤	無	実践的能力者 コンプライアンス担当専任
常務理事	尾 原 誠 治	常 勤	無	実践的能力者 信用担当
常務理事	今 村 篤 志	常 勤	無	実践的能力者 営農販売担当
常務理事	小 松 藤 雄	常 勤	無	実践的能力者 地区担当（東エリア）
常務理事	谷 脇 憲 二	常 勤	無	実践的能力者 地区担当（中央エリア）
常務理事	竹 吉 功	常 勤	無	実践的能力者 地区担当（西エリア）
理事	久 岡 隆	非常勤	無	実践的能力者
理事	澤 田 宗 佑	非常勤	無	実践的能力者
理事	野 村 光 広	非常勤	無	認定農業者
理事	小 畑 尚 義	非常勤	無	認定農業者
理事	徳 広 勇 一	非常勤	無	認定農業者
理事	山 本 真	非常勤	無	認定農業者
理事	清 遠 み か	非常勤	無	
理事	佐々木 啓 明	非常勤	無	
理事	田 村 裕 美	非常勤	無	認定農業者に準ずる者
理事	澤 本 誠	非常勤	無	認定農業者
理事	美 濃 明 男	非常勤	無	実践的能力者
理事	川 井 由 紀	非常勤	無	認定農業者に準ずる者
理事	片 山 一 也	非常勤	無	認定農業者
理事	中 村 富 貴	非常勤	無	認定農業者

役 職 名	氏 名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	担当その他
理事	山 本 倫 弘	非常勤	無	認定農業者
理事	水 田 実	非常勤	無	実践的能力者
理事	宮 地 幸	非常勤	無	認定農業者
理事	山 本 道 雄	非常勤	無	認定農業者
理事	伊 藤 一 博	非常勤	無	実践的能力者
理事	武 市 由 美	非常勤	無	実践的能力者
理事	下 村 昌 幸	非常勤	無	認定農業者
理事	浦 田 久 永	非常勤	無	実践的能力者
理事	竹 吉 春 美	非常勤	無	実践的能力者
理事職務執行者	廣 岡 勉	非常勤	無	令和7年3月7日退任
常勤監事	熊 田 妙	常 勤		代表・員外監事
常勤監事	北 添 和 明	常 勤		
常勤監事	川 久 保 園 賀	常 勤		
監事	武 井 隆 一	非常勤		
監事	仙 波 昭 司	非常勤		員外監事

注1. 当組合は当組合の理事および監事の全員を被保険者とする農協法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約は、被保険者が組合の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用の損害等を填補するものです。

(4) 会計監査人の状況

当組合の会計監査人はみのり監査法人であり、業務執行社員は公認会計士北川健二氏および公認会計士池田剛士氏です。

(5) 職員の状況

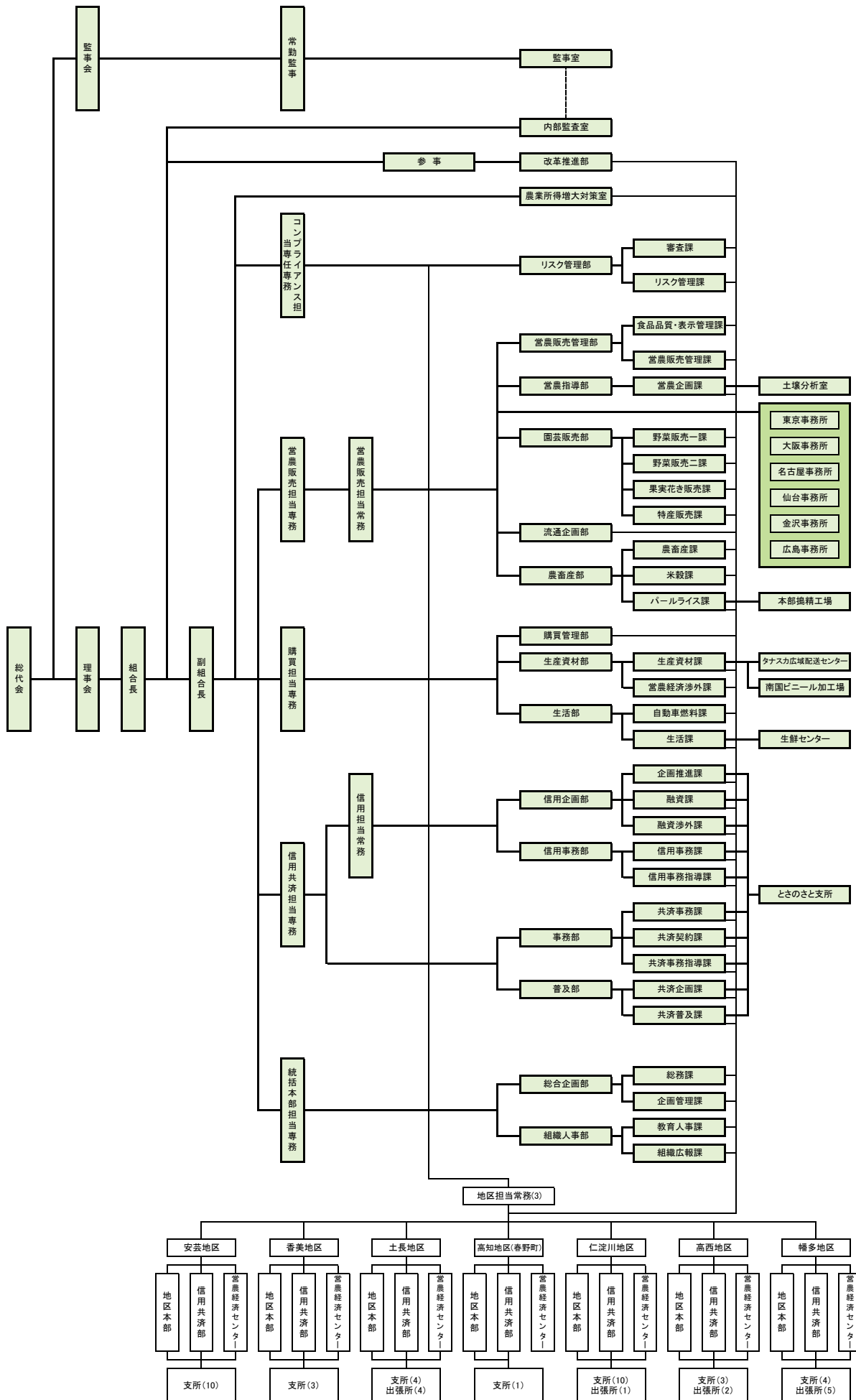
職員数の増減

(単位：人)

区 分	前 期 末	当 期 増 加	当 期 減 少	当 期 末		
				男	女	計
一 般 職 員	1,298	25	85	732	506	1,238
嘱 託 職 員	84	29	31	50	32	82
限定一般職員	24	0	1	12	11	23
契 約 職 員	342	25	54	113	200	313
合 計	1,748	79	171	907	749	1,656

※期末職員数には期末退職者は含みません。

(6) 組織の構成
(ア) 組合の機構



※機構改革に伴い、令和7年4月1日より教育人事課についてはJ A教育研修センター（J A高知中央会との共通機構）、人事課に変更となりました。

(イ) 組合員組織

【本所】

組 織 名	構 成 員 数
本所運営委員会	25名

【安芸地区】

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
地区運営委員会	28名	柚子部	896名
支所運営委員会	268名	果樹部	60名
青壮年部	222名	特産部	13名
女性部	633名	酪農部会	3名
園芸部	903名	肉用牛部会	13名
稲作部会	20名	高知県農業協同組合農業経営改善協議会安芸地区本部	657名
花卉部	62名	年金友の会	4,903名

【香美地区】

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
地区運営委員会	16名	酪農部	4名
支所運営委員会	171名	青壮年部	82名
園芸部	836名	女性部	329名
果樹部	257名	助け合い組織かがやき	24名
花卉部	50名	高知県農業協同組合農業経営改善協議会香美地区本部	363名
生姜生産部	80名	年金友の会	4,576名

【土長地区】

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
地区運営委員会	30名	稲作部	70名
支所運営委員会	232名	酒米部	12名
青壮年部(南国)	29名	露地野菜部	13名
青壮年部(長岡)	31名	酪農部	3名
青壮年部(れいほく)	72名	桃部	6名
女性部(南国)	386名	ぜんまい部	136名
女性部(長岡)	25名	無農薬柚子部	357名
女性部(れいほく)	284名	年金友の会	5,103名
園芸部(南国)	333名	かざぐるま市運営協議会	189名
園芸部(長岡)	46名	風の市運営協議会	233名
園芸部(十市)	43名	学校給食米生産部	18名
園芸部(れいほく)	63名	機械銀行	13名
畜産部	35名	高知県農業協同組合農業経営改善協議会土長地区本部	54名
直販部	175名		

【高知地区】

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
地区運営委員会	13名	園芸部	274名
支所運営委員会	53名	直販部	343名
青壮年部	155名	年金友の会	1,157名
女性部	148名	高知県農業協同組合農業経営改善協議会高知地区本部	181名

【仁淀川地区】

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
地区運営委員会	53名	園芸部(コスモス)	360名
支所運営委員会	315名	園芸部(土佐市)	475名
青壮年部(コスモス)	111名	コスモス畜産部	12名
青壮年部(土佐市)	95名	助け合い組織仁淀川地区赤い禪隊	42名
女性部(コスモス)	225名	年金友の会(コスモス)	7,061名
女性部(土佐市)	280名	年金友の会(土佐市)	1,795名

【高西地区】

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
地区運営委員会	26名	アスパラガス部会	9名
支所運営委員会	163名	酒米生産部会	10名
ニラ部会	61名	梨生産部会	4名
カントリー・エレベーター利用組合	238名	堆肥センター利用組合	12名
エコ栽培米生産部会	14名	高知県農業協同組合農業経営改善協議会高西地区本部(四万十)	221名
生姜部会	37名	高知県農業協同組合農業経営改善協議会高西地区本部(津野山)	8名
イチゴ部会	3名	水耕セリ部会	6名
ハウス胡瓜部会	7名	津野山甘とう部会	19名
ユズ生産部会	22名	津野山みょうが部会	18名
ユズ研究会	65名	津野山なす部会	16名
津野山ユズ部会	196名	津野山椎茸生産部会	18名
小生姜部会	5名	津野山畜産振興会	11名
茶生産部会(津野山)	19名	津野山シキミ部会	5名
夏秋ピーマン生産部会	50名	青壮年部(四万十)	51名
養豚協会	4名	青壮年部(津野山)	5名
肉用牛部会	4名	女性部(四万十)	214名
興津園芸部会(ピーマン)	5名	女性部(津野山)	19名
興津園芸部会(ミョウガ)	46名	年金友の会(四万十)	1,778名
みどり市直販部会	350名	年金友の会(津野山)	1,033名
サトイモ生産部会	18名		

【幡多地区】

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
地区運営委員会	28名	水稻部	81名
支所運営委員会	352名	青壮年部	154名
園芸部	1,138名	女性部	731名
果樹部	464名	高知県農業協同組合農業経営改善協議会幡多地区本部	93名
花卉部	51名	年金友の会	6,602名
畜産部	20名		

※当JAの組合員組織を記載しています。

(7) 施設の設置状況

(ア) 組合の施設の状況

	種 別	名 称	所 在 地	摘 要
本所	事務所	統括本部（総合企画部、リスク管理部他）	高知市五台山５０１５－１	
	事務所	統括本部（組織人事部）	高知市春野町弘岡下中央２４５４－１５	教育人事課（教育）
	事務所	信用事業本部	高知市五台山５０１５－１	
	事務所	共済事業本部（事務部）	高知市五台山５０１５－１	
	事務所	共済事業本部（普及部）	高知市北御座２－２７	
	事務所	購買事業本部	高知市五台山５０１５－１	
	事務所	営農販売事業本部	高知市仁井田新港４７０６－４	
	事務所	東京事務所	東京都江東区豊洲６－３－１	
	事務所	大阪事務所	大阪府大阪市福島区野田１－１－８６	
	事務所	名古屋事務所	愛知県名古屋市西区枇杷島４－９－１７	
	事務所	仙台事務所	宮城県仙台市若林区卸町４－３－１	
	事務所	金沢事務所	石川県金沢市西念４－７－１	
	事務所	広島事務所	広島県広島市西区草津港１－８－１	
	事務所	米穀課・パールライス課	南国市大桶甲２５	
	事務所	とさのさと支所	高知市北御座１０－１０	
	精米麦施設	搗精工場	南国市大桶甲２５	
	生産資材加工施設	南国ビニール加工場	南国市立田１１０５	
	倉庫	容器保管庫	高知市布師田金山３９３６－１	
	その他施設	タナスカ広域配送センター	高知市五台山５０１５－１	
	その他施設	生鮮センター	高知市五台山５０１５－１	
安芸地区	事務所	安芸地区本部	安芸市幸町１－１６	
	事務所	安芸営農経済センター	安芸市幸町１－１６	
	事務所	あき支所	安芸市幸町１－１６	
	事務所	あき東支所	安芸市川北甲６８５２	
	事務所	あき北支所	安芸市土居１７－３	
	事務所	東洋支所	安芸郡東洋町甲浦３３３－１	
	事務所	室戸支所	室戸市室津１７４３	
	事務所	吉良川支所	室戸市吉良川町甲２２４０－１	
	事務所	奈半利支所	安芸郡奈半利町乙１８１０	
	事務所	北川支所	安芸郡北川村野友甲８３０	
	事務所	安田支所	安芸郡安田町安田１８５０	安田町役場内
	事務所	芸西支所	安芸郡芸西村西分甲５７７３－１	
	事務所	赤野事業所	安芸市赤野乙３１－１	
	事務所	穴内事業所	安芸市穴内乙８１－１	
	事務所	あき東購買	安芸市川北甲６８５２	
	事務所	あき北購買	安芸市土居１７－３	
	事務所	東川事業所	安芸市入河内６０３－１	
	事務所	東洋事務所	安芸郡東洋町野根丙１３０６	
	事務所	室戸事業所	室戸市室津１７４３	
	事務所	吉良川事業所	室戸市吉良川町乙２０１６	
	事務所	羽根事務所	室戸市羽根町乙１３０８	
	事務所	中山事務所	安芸郡安田町正弘６９４－２	
	事務所	奈半利事業所・あいあい広場	安芸郡奈半利町乙１８１０	
	事務所	安田事業所	安芸郡安田町安田１８４７	
	事務所	芸西資材センター	安芸郡芸西村西分甲４５９	
	集出荷場	安芸フラワーセンター	安芸市幸町１－１６	
	集出荷場	安芸集出荷場	安芸市土居２８８－１	
	集出荷場	芸東集出荷場（総合選果場）	室戸市吉良川町乙２０１６	
	集出荷場	芸東集出荷場（なす選果場）	室戸市羽根町乙１３０８	
	集出荷場	中山集出荷場	安芸郡安田町正弘６９４－２	

	種 別	名 称	所 在 地	摘 要
安芸地区	集出荷場	中芸集出荷場	安芸郡安田町東島 4 3 0 7 - 1 3	
	集出荷場	芸西集出荷場	安芸郡芸西村西分甲 1 1 8 3 - 1	
	集出荷場	穴内集出荷場	安芸市穴内乙 8 1 - 1	
	集出荷場	赤野集出荷場	安芸市赤野乙 3 1 - 1	
	ライスセンター	安芸ライスセンター	安芸市井ノ口乙 2 9 8 0 - 1	
	ライスセンター	安田ライスセンター	安芸郡安田町東島 1 3 2 9	
	ライスセンター	奈半利ライスセンター	安芸郡奈半利町乙 1 9 0 8	
	精米麦施設	精米加工場	室戸市領家 7 2 7 - 1	
	育苗センター（水稻）	安芸育苗センター	安芸市井ノ口乙 2 9 8 0 - 1	
	育苗センター（水稻）	安田育苗センター	安芸郡安田町唐浜 2 6 0 - 1	
	生産資材加工施設	芸西ビニール加工場	安芸郡芸西村馬ノ上 1 3 2 0 - 1	
	生産資材加工施設	安芸堆肥センター	安芸市穴内甲 7 3 6	
	農畜産物等加工施設	北川ユズ加工場	安芸郡北川村野友甲 6 1 4 - 1	
	農畜産物等加工施設	安芸ユズ加工場	安芸市東浜 9 8 - 4	
	農畜産物等加工施設	中山ユズ加工場	安芸郡安田町小川 5 2 - 1	
	農機センター	安芸農機センター	安芸市幸町 1 - 1 6	
	農機センター	芸西農機センター	安芸郡芸西村和食甲 2 2 2 9 - 2	
	車両センター	あき車両センター	安芸市幸町 1 - 1 6	
	給油所	ほっとステーションあき S S	安芸市幸町 1 - 1 6	
	給油所	あき東給油所	安芸市川北甲 6 8 5 2	
	給油所	あき北給油所	安芸市土居 1 7 - 3	
	給油所	奈半利給油所	安芸郡奈半利町乙 1 8 1 0	
	給油所	中山給油所	安芸郡安田町正弘 6 9 4 - 2	
	給油所	芸西給油所	安芸郡芸西村西分甲 5 7 7 3 - 1	
	葬祭施設	ルミエール室戸	室戸市室津 1 7 6 8 - 1	
	葬祭施設	ルミエール田野	安芸郡田野町 8 6 8 - 1	
	その他施設	よりそいプラザ赤野	安芸市赤野乙 3 1 - 1	
	その他施設	よりそいプラザ穴内	安芸市穴内乙 8 1 - 1	
香美地区	事務所	香美地区本部	香南市野市町西野 2 7 0 4 - 2	
	事務所	香美営農経済センター	香南市野市町大谷 2 6	
	事務所	野市支所	香南市野市町西野 2 7 0 4 - 2	
	事務所	香北支所	香美市香北町美良布 1 2 9 3	
	事務所	土佐山田支所	香美市土佐山田町百石町 2 - 2 - 4 8	
	事務所	野市購買	香南市野市町大谷 2 6	
	事務所	物部購買	香美市物部町大栃 1 3 8 8 - 2	
	事務所	香北購買	香美市香北町美良布 1 2 9 3	
	事務所	土佐山田購買	香美市土佐山田町百石町 2 - 2 - 4 8	
	事務所	夜須購買	香南市夜須町坪井 4 2 - 1	
	事務所	香我美購買	香南市香我美町下分 1 7 9 6	
	集出荷場	野市集出荷場	香南市野市町大谷 2 6	
	集出荷場	物部集出荷場	香美市物部町山崎 5 2 - 1	
	集出荷場	香北集出荷場	香美市香北町美良布 1 2 9 3	
	集出荷場	土佐山田集出荷場（第 1、第 2）	香美市土佐山田町百石町 2 - 2 - 4 8	
	集出荷場	土佐山田平山地区園芸出荷場兼農産物加工処理施設	香美市土佐山田町東川下休場 5 5 - 1	
	集出荷場	吉川集出荷場	香南市吉川町吉原 9 9 - 1	
	集出荷場	夜須集出荷場	香南市夜須町坪井 4 2 - 1	
	集出荷場	香我美集出荷場	香南市香我美町徳王子 1 5 3 2 - 1	
	集出荷場	山北果樹集出荷場	香南市香我美町山北 1 3 0 7	
	集出荷場	特産センター	香南市野市町大谷 2 8 - 1	

	種 別	名 称	所 在 地	摘 要
香美地区	ライスセンター	野市ライスセンター	香南市野市町本村 1 3	
	ライスセンター	香南地区広域ライスセンター	香南市野市町本村 2 4 7 - 1	
	ライスセンター	香北ライスセンター	香美市香北町小川 1 1 5 0	
	ライスセンター	土佐山田ライスセンター	香美市土佐山田町 1 8 5 1	
	農機センター	香北農機センター	香美市香北町美良布 1 5 0 2	
	農機センター	土佐山田農機センター	香美市土佐山田町楠目 1 0 0 7 - 2	
	車両センター	中央車両センター	香南市野市町大谷 3 6 - 1	
	育苗センター（水稻）	野市育苗センター	香南市野市町本村 3 - 1	
	生産加工施設	香我美バーク堆肥工場	香南市香我美町徳王子 3 3 2	
	農畜産物等貯蔵施設	香北生姜貯蔵庫	香美市香北町下野尻 2 9 2 - 1	
	給油所	野市給油所	香南市野市町大谷 1 8 - 2	
	給油所	大栃給油所	香美市物部町仙頭 3 3 2 8 - 1	
	給油所	香北給油所	香美市香北町菰生野 8 7 0 - 1	
	給油所	百石給油所	香美市土佐山田町百石町 2 - 2 - 4 8	
	給油所	かがみ給油所	香南市香我美町下分 8 2 - 2	
	ガス関連施設	L P ガスセンター	香美市土佐山田町百石町 2 - 2 - 4 8	
	その他施設	香北農林漁家婦人センター	香美市香北町美良布 1 1 1 8 - 1	
	その他施設	夜須加工場	香南市夜須町坪井 3 1 - 1	
	その他施設	香南地区加工場	香南市香我美町山北 3 3 - 1	
土長地区	事務所	土長地区本部	南国市大堀乙 8 9 4 - 1	
	事務所	土長営農経済センター	南国市上野田 3 0 3 - 1	
	事務所	れいほく営農販売課	土佐郡土佐町土居 2 8 4 - 1	
	事務所	なんごく南支所	南国市大堀乙 8 9 4 - 1	
	事務所	岡豊出張所	南国市岡豊町八幡 2 2 0	
	事務所	なんごく北支所	南国市下末松 1 6 9 - 4	
	事務所	十市出張所	南国市十市 3 5 3 5	
	事務所	れいほく支所	土佐郡土佐町土居 2 8 4 - 1	
	事務所	本山出張所	長岡郡本山町本山 5 3 0 - 4	
	事務所	おおとよ支所	長岡郡大豊町黒石 3 5 0	
	事務所	大川出張所	土佐郡大川村小松 2 8 - 5	
	事務所	南国資材店舗	南国市上野田 3 2 0 - 1	
	事務所	南国南部資材店舗	南国市浜改田 1 2 6 7	
	事務所	J A グリーンなんこく	南国市上野田 3 2 0 - 1	
	事務所	J A グリーンとさ	土佐郡土佐町土居 3 0 - 2	
	事務所	J A グリーンもとやま	長岡郡本山町本山 5 3 8	
	事務所	J A グリーンおおとよ	長岡郡大豊町黒石 3 5 0	
	事務所	大川購買	土佐郡大川村小松 2 8 - 5	
	集出荷場	南国中央集出荷場	南国市上野田 3 0 3 - 1	
	集出荷場	南国中央新集出荷場	南国市上野田 3 1 3	
	集出荷場	南国南部集出荷場	南国市浜改田 1 2 6 5 ・ 1 2 6 7	
	集出荷場	稲生園芸集出荷場	南国市稲生 5 5 3 - 1	
	集出荷場	長岡集出荷場	南国市下末松 1 7 1 - 1	
	集出荷場	長岡園芸集出荷場	南国市下末松 1 7 4 - イ 1	
	集出荷場	十市集出荷場	南国市十市 2 7 7 7 - 1	
	集出荷場	久礼田やさい横持ち場	南国市久礼田 4 1 6 - 1 ・ 4 1 7 - 2	
	集出荷場	岡豊やさい横持ち場	南国市岡豊町八幡 2 3 5 - 1	
	集出荷場	前浜やさい横持ち場	南国市前浜 1 5 4 7 - 1	
	集出荷場	岩村やさい横持ち場	南国市福船 3 7 4 - 2	
	集出荷場	上倉筍出荷場	南国市白木谷 5 3 2 - 1	

	種 別	名 称	所 在 地	摘 要
土 長 地 区	集出荷場	土佐町農産物集出荷場	土佐郡土佐町土居 2 7 0 - 1	
	集出荷場	土佐町集出荷場	土佐郡土佐町土居 1 3 - 1	
	集出荷場	本山出荷場	長岡郡本山町本山 5 3 8	
	集出荷場	大田口集出荷場	長岡郡大豊町黒石 3 5 0	
	ライスセンター	南国ライスセンター	南国市上野田 3 1 7	
	ライスセンター	長岡ライスセンター	南国市下末松 2 5 2	
	ライスセンター	れいほくライスセンター	土佐郡土佐町高須 2 2 5	
	精米麦施設	土佐町精米施設	土佐郡土佐町土居 2 8 0 - 1	
	育苗センター（水稻）	南国育苗センター	南国市大桶甲 1 - 3	
	育苗センター（水稻）	れいほく育苗センター	土佐郡土佐町土居 7 0 - 1	
	生産資材加工施設	本山町堆肥センター	長岡郡本山町木能津 3 7 4	
	農畜産物等加工施設	南国みそ共同加工講習所	南国市岡豊町笠ノ川 1 3 0 - 1	
	農畜産物等加工施設	れいほく米粉製粉工場	土佐郡土佐町土居 7 0 - 1	
	農畜産物等加工施設	れいほく柚子加工場	長岡郡大豊町黒石 2 0 0 - 1	
	その他加工施設	南国特用林産物加工所	南国市久礼田 1 7	
	倉庫	旧国府支所倉庫	南国市国分 1 1 8 8	
	倉庫	日章倉庫	南国市田村乙 1 7 6 0 - 2	
	倉庫	三和倉庫	南国市里改田 1 5 1	
	倉庫	岩村園芸集出荷場 - 1	南国市福船 3 7 2 ・ 3 7 3	
	倉庫	岩村園芸集出荷場 - 2	香美市土佐山田町神通寺 3 6 1 - 1	
	倉庫	旧十市購買倉庫	南国市十市 2 7 3 0 - 1	
	倉庫	土佐町資材倉庫	土佐郡土佐町土居 3 0 - 2	
	倉庫	本山資材倉庫	長岡郡本山町本山 5 3 8	
	倉庫	大田口資材倉庫	長岡郡大豊町黒石 3 5 0	
	農畜産物等貯蔵施設	土佐町米倉庫	土佐郡土佐町土居 2 7 6 - 1	
	農畜産物等貯蔵施設	本山米倉庫	長岡郡本山町本山 5 3 8	
	農畜産物等貯蔵施設	南国米倉庫	南国市上野田 3 1 7	
	農畜産物等貯蔵施設	岡豊支所倉庫 - 1、2	南国市岡豊町八幡 2 2 0	
	農畜産物等貯蔵施設	上倉倉庫	南国市白木谷 5 3 2 - 1	
	農畜産物等貯蔵施設	長岡購買品倉庫	南国市下末松 1 7 1 - 1	
	直販所	かざぐるま市	南国市上野田 3 2 0 - 1	
	直販所	風の市	南国市左右山 8 5 （道の駅南国内）	
	直販所	あけぼの街道なの市	南国市下末松 1 2 6 - 1	
	農機センター	南国農機センター	南国市大桶甲 2 9 - 2	
	農機センター	れいほく農機センター	土佐郡土佐町土居 3 1	
	農機センター	大田口農機センター	長岡郡大豊町黒石 3 5 0	
	給油所	日章給油センター	南国市田村 2 0 4 4 - 5	
	給油所	森給油所	土佐郡土佐町土居 3 2 - 1	
	給油所	さくら給油所	長岡郡本山町本山 8 3 8 - 1	
	給油所	大田口給油所	長岡郡大豊町黒石 3 5 0	
	給油所	大川給油所	土佐郡大川村小松 2 8 - 5	
	ガス関連施設	LPガス保管庫	長岡郡大豊町黒石 3 5 0	
	葬祭施設	ルミエールなんこく	南国市大桶甲 1 8 5 3 - 1	
	葬祭施設	ルミエールタ月	土佐郡土佐町境 4 2 - 1	
	葬祭施設	ルミエール山月	長岡郡大豊町川口 2 0 4 7 - 1. 2. 3	
	その他施設	野田煙草乾燥所	南国市上野田 4 4 7 - 1	
	その他施設	あぐり食堂「ほっと」	南国市上野田 3 2 0 - 1	
	その他施設	ながおか温泉	南国市下末松 1 0 6	
	その他施設	種子センター	土佐郡土佐町高須 2 7 4 - 5	

	種 別	名 称	所 在 地	摘 要
高知地区	事務所	高知地区本部	高知市春野町西分 5 1 2 - 2	
	事務所	春野営農経済センター	高知市春野町西分 5 1 2 - 2	
	事務所	春野支所	高知市春野町西分 5 1 2 - 2	
	事務所	A コープはるの	高知市春野町西分 5 1 2 - 2	
	事務所	J A グリーンはるの店	高知市春野町西分 5 1 2 - 2	
	直販所	直販所「春の里」	高知市春野町西分 5 1 2 - 2	
	集出荷場	グリーンはるの第一集出荷場	高知市春野町西分 5 1 2 - 2	
	集出荷場	第二集出荷場	高知市春野町西分 5 1 2 - 2	
	集出荷場	第三集出荷場	高知市春野町西分 5 1 2 - 2	
	育苗センター（水稻）	春野育苗センター	高知市春野町森山 1 7 1 0	
	生産資材加工施設	ビニール加工場	高知市春野町弘岡下 1 6 9 9	
	生産資材加工施設	春野バーク堆肥工場	高知市春野町森山 2 8 9 9	
	農機センター	春野農機センター	高知市春野町森山 1 7 1 0	
	給油所	春野給油所	高知市春野町西分 5 1 2 - 2	
	葬祭施設	ルミエールはるの	高知市春野町弘岡下 1 4 5 1 - 1	
仁淀川地区	事務所	仁淀川地区本部	高岡郡佐川町甲 1 7 5 1 - 1	
	事務所	仁淀川営農経済センター	土佐市蓮池 1 0 0 8 - 1	
	事務所	佐川支所	高岡郡佐川町甲 1 7 5 1 - 1	
	事務所	吾川支所	吾川郡仁淀川町大崎 1 2 2	
	事務所	吾北支所	吾川郡いの町小川東津賀才 5 3 - 1	
	事務所	日高支所	高岡郡日高村本郷 2 3 8	
	事務所	斗賀野支所	高岡郡佐川町中組 6 9	
	事務所	越知支所	高岡郡越知町越知甲 2 3 8 7	
	事務所	仁淀出張所	吾川郡仁淀川町森 2 5 7 1	
	事務所	伊野支所	吾川郡いの町駅前町 2 2 1	
	事務所	土佐市支所	土佐市蓮池 9 4 8 - 1	
	事務所	戸波支所	土佐市家俊 1 0 7 0	
	事務所	新居支所	土佐市新居 9 6 8 - 1	
	事務所	佐川購買	高岡郡佐川町甲 1 7 5 1 - 1	
	事務所	アグリセンター仁淀川	吾川郡仁淀川町大崎 2 6 4 - 5	
	事務所	越知購買	高岡郡越知町越知甲 2 3 8 7	
	事務所	J A グリーン伊野	吾川郡いの町枝川 5 4 9 7 - 8	
	事務所	黒岩購買	高岡郡佐川町黒原 4 0 2 - 1	
	事務所	永野購買	高岡郡佐川町永野 1 7 3 3 - 1	
	事務所	サングリーンコスモス	高岡郡日高村本郷 5 1 2	
	事務所	みのり館・配送センター	土佐市蓮池 1 0 0 8 - 1	
	事務所	新居購買	土佐市新居 9 6 8 - 1	
	事務所	戸波購買	土佐市家俊 1 0 7 0	
	事務所	サニーマートFCコスモス吾川店	吾川郡仁淀川町大崎 2 6 4 - 5	
	事務所	サニーマートFCコスモス池川店	吾川郡仁淀川町土居甲 8 0 7	
	事務所	サニーマートFCコスモス上八川店	吾川郡いの町上八川甲 1 9 2 8 - 2	
	事務所	サニーマートFCコスモス下八川店	吾川郡いの町下八川乙 4 4 8 - 1	
	集出荷場	日高集出荷場	高岡郡日高村本郷 4 5 0	
	集出荷場	第 2 トマト集出荷施設	高岡郡日高村本郷 4 5 0	
	集出荷場	永野共同集出荷場	高岡郡佐川町永野 1 7 3 7 - 1	
	集出荷場	越知集出荷場	高岡郡越知町越知甲 2 3 7 5	
	集出荷場	枝川生姜出荷場	吾川郡いの町枝川 1 1 5 8 - 1	
	集出荷場	波介出荷場	土佐市波介 1 8 8 4 - 1	
	集出荷場	高岡集出荷場	土佐市高岡町乙 3 4 8 3 - 1	
	集出荷場	北原出荷場	土佐市北地 4 9 9 3 - 1	

	種 別	名 称	所 在 地	摘 要
仁淀川地区	集出荷場	戸波集出荷場	土佐市家俊 8 9 5 - 1	
	集出荷場	土佐文旦・露地生姜集出荷場	土佐市家俊 9 1 9 - 1	
	集出荷場	高石出荷場	土佐市用石 4 8 7・4 8 8	
	集出荷場	宇佐出荷場	土佐市宇佐町宇佐 2 0 9 1	
	集出荷場	新居出荷場	土佐市新居 9 6 6 - 2	
	集出荷場	佐川集出荷場	高岡郡佐川町黒原 6 6 1 0	
	ライスセンター	日高ライスセンター	高岡郡日高村本郷 3 1 6	
	ライスセンター	尾川西山ミニライスセンター	高岡郡佐川町西山耕 2 1 2 9	
	育苗センター（水稻）	日高育苗センター	高岡郡日高村本郷 2 8 2 0	
	農畜産物等加工施設	佐川茶工場	高岡郡佐川町黒原 6 6 1 0	
	農畜産物等加工施設	吾川茶工場	吾川郡仁淀川町大崎 2 5 3	
	倉庫	購買品倉庫（波介）	土佐市出間 5 8 1 - 1	
	倉庫	購買倉庫	土佐市用石 4 8 6	
	倉庫	谷地作業所	土佐市谷地 3 3 8	
	倉庫	購買品倉庫（新居）	土佐市新居 9 6 8 - 1	
	倉庫	購買品倉庫（戸波）	土佐市本村 5 3 - 4	
	倉庫	波介購買倉庫	土佐市波介 4 3 8 3 - 1	
	倉庫	旧本村出荷場	土佐市新居 1 9 4 8 - 4	
	農畜産物等貯蔵施設	谷地生姜予冷庫	土佐市谷地 6 7 4 - 1	
	農畜産物等貯蔵施設	谷地生姜予冷庫	土佐市谷地 6 5 4 - 1	
	農畜産物等貯蔵施設	北原生姜予冷庫・購買品倉庫	土佐市北地 2 7 0 - 1	
	農畜産物等貯蔵施設	生姜予冷庫	土佐市家俊 1 0 2 4	
	農畜産物等貯蔵施設	予冷庫	土佐市家俊 8 9 5 - 1	
	農畜産物等貯蔵施設	生姜予冷庫	土佐市新居 5 1 1 2	
	直販所	伊野直販所	吾川郡いの町駅前町 2 2 1	
	直販所	北原直販所	土佐市北地 6 4 6	
	農機センター	佐川農機センター	高岡郡佐川町甲 1 7 5 5 - 4	
	農機センター	土佐市農機センター	土佐市波介 4 3 9 2 - 3	
	車両センター	コスモス車両センター	吾川郡いの町下八川乙 4 4 8 - 1	
	給油所	北原給油所	土佐市北地 6 3 8 - 1	
	給油所	新居給油所	土佐市新居 5 1 2 2 - 1	
	給油所	黒岩給油所	高岡郡佐川町黒原 4 0 2 - 1	
	給油所	仁淀川給油所	吾川郡仁淀川町大崎 4 4 0 - 1	
	給油所	清水給油所	吾川郡いの町清水分 1 0 0 0	
	給油所	下八川給油所	吾川郡いの町下八川乙 4 4 8 - 1	
	給油所	日高給油所	高岡郡日高村本郷 2 3 8 - 2	
	給油所	斗賀野給油所	高岡郡佐川町中組 8 5 - 1	
	給油所	永野給油所	高岡郡佐川町永野 1 7 1 9 - 4	
	給油所	伊野給油所	吾川郡いの町枝川 5 4 9 7 - 8	
	ガス関連施設	越知ガスセンター	高岡郡越知町越知甲 2 3 7 5	
	ガス関連施設	高知ガスセンター	吾川郡いの町八田 8 2 7	
	葬祭施設	ルミエールコスモス	高岡郡佐川町丙 1 6 4 5 - 2	
	葬祭施設	ルミエールとさし	土佐市北地 6 4 8	
	その他施設	ふれあいの家	土佐市北地 2 3 6 - 1	
高西地区	事務所	高西地区本部	高岡郡四万十町榑山町 5 8 6 - 2	
	事務所	四万十支所	高岡郡四万十町榑山町 5 8 6 - 2	
	事務所	興津出張所	高岡郡四万十町興津 3 8 2 - 5	

	種 別	名 称	所 在 地	摘 要
高西地区	事務所	大野見出張所	高岡郡中土佐町大野見奈路5 5 8	
	事務所	梶原支所	高岡郡梶原町梶原1 4 4 4 - 1	梶原町役場内
	事務所	東津野支所	高岡郡津野町力石2 8 8 4 - 1	
	事務所	高西営農経済センター	高岡郡四万十町榊山町3 - 1 5	
	事務所	高西営農経済センター輝	高岡郡津野町北川2 2 8 1 - 4	
	事務所	四万十購買（グリーンセンター）	高岡郡四万十町榊山町3 - 1 5	
	事務所	興津購買	高岡郡四万十町興津3 8 2 - 5	
	事務所	大野見購買	高岡郡中土佐町大野見奈路5 5 8	
	事務所	津野山購買（グリーンセンター）	高岡郡津野町北川2 2 8 1 - 4	
	集出荷場	大奈路野菜集出荷所	高岡郡四万十町東大奈路5 1 3	
	集出荷場	興津集出荷場	高岡郡四万十町興津4 1 1	
	集出荷場	大野見集出荷場	高岡郡中土佐町大野見奈路5 5 8	
	集出荷場	津野山集出荷場	高岡郡津野町北川2 2 8 1 - 4	
	集出荷場	四万十野菜集出荷場	高岡郡四万十町中ノ越1 9 8	
	カントリーエレベーター	カントリーエレベーター	高岡郡四万十町東大奈路5 1 3	
	生産資材加工施設	四万十堆肥センター	高岡郡四万十町東川角1 0 0 2	
	生産資材加工施設	堆肥サブセンター	高岡郡四万十町興津7 1 4 - 4	
	農畜産物等加工施設	生姜漬け物加工場	高岡郡四万十町東大奈路5 1 3	
	農畜産物等加工施設	クリーンルーム	高岡郡津野町北川2 2 8 1 - 4	
	農畜産物等加工施設	東津野製茶工場	高岡郡津野町力石3 1 0 0	
	倉庫	購買倉庫（2棟）	高岡郡四万十町大井野1 - 1	
	倉庫	購買倉庫	高岡郡四万十町七里甲2 8 6	
	倉庫	購買倉庫	高岡郡四万十町興津3 8 2 - 5	
	倉庫	購買倉庫（2棟）	高岡郡中土佐町大野見奈路5 5 8	
	倉庫	購買集配センター	高岡郡四万十町榊山町3 - 1 5	
	倉庫	購買倉庫	高岡郡梶原町川西路2 3 8 4	
	農畜産物等貯蔵施設	農業倉庫	高岡郡四万十町七里甲2 8 6	
	農畜産物等貯蔵施設	農業倉庫	高岡郡四万十町黒石5 8 7 - 1	
	農畜産物等貯蔵施設	市乳冷蔵庫	高岡郡四万十町大井野1 - 1	
	農畜産物等貯蔵施設	生姜貯蔵庫（3棟）	高岡郡四万十町東大奈路5 1 3	
	農畜産物等貯蔵施設	農業倉庫	高岡郡四万十町東大奈路5 1 3	
	農畜産物等貯蔵施設	下呉地生姜種苗貯蔵施設	高岡郡四万十町下呉地1 5 - 1 2	
	農畜産物等貯蔵施設	市生原生姜種苗貯蔵施設	高岡郡四万十町市生原1 4 4 - 1	
	農畜産物等貯蔵施設	興津茗荷種苗貯蔵施設	高岡郡四万十町興津4 1 1	
	農畜産物等貯蔵施設	大野見生姜貯蔵庫	高岡郡中土佐町大野見奈路5 5 8	
	農畜産物等貯蔵施設	椎茸低温倉庫	高岡郡梶原町梶原1 6 2 3	
	直販所	四万十みどり市	高岡郡四万十町榊山町5 - 2	
	農機センター	四万十農機センター	高岡郡四万十町榊山町7 - 1 1	
	農機センター	津野山農機センター	高岡郡津野町北川2 2 8 1 - 4	
	給油所	梶原給油所	高岡郡梶原町梶原1 6 2 3 - 2	
	給油所	窪川給油所	高岡郡四万十町古市町2 - 4 2	
	給油所	興津給油所	高岡郡四万十町興津4 0 6 - 2	
	給油所	大野見給油所	高岡郡中土佐町大野見奈路5 5 8	
	ガス関連施設	四万十ガス充填所	高岡郡四万十町東大奈路5 1 3	
	葬祭施設	ルミエール四万十	高岡郡四万十町榊山町9 - 7	
	その他施設	コインランドリー	高岡郡四万十町榊山町5 6 - 2	
	その他施設	農業倉庫	高岡郡四万十町南川口6	
	その他施設	梶原営農みらい塾	高岡郡梶原町下西の川1 5 6 5	
	その他施設	営農みらい塾管理棟	高岡郡梶原町下西の川1 5 7 3	
	その他施設	花木栽培施設	高岡郡梶原町川西路1 8 6 6 - 3	

	種 別	名 称	所 在 地	摘 要
幡多地区	事務所	幡多地区本部	四万十市右山五月町 7-33	
	事務所	はた営農経済センター	四万十市右山五月町 7-33	
	事務所	はた営農経済センター（幡東）	四万十市竹島 4294-1	
	事務所	はた営農経済センター（幡西）	宿毛市南沖須賀 1-1	
	事務所	はた営農経済センター（北幡）	高岡郡四万十町十川 233-5	
	事務所	中村支所	四万十市右山五月町 7-7	四万十市総合文化センター内
	事務所	宿毛支所	宿毛市南沖須賀 1-1	
	事務所	三崎出張所	土佐清水市三崎浦 1-6-7	
	事務所	佐賀出張所	幡多郡黒潮町佐賀 888	
	事務所	大方支所	幡多郡黒潮町入野 2098	
	事務所	十和支所	高岡郡四万十町十川 233-5	
	事務所	西土佐出張所	四万十市西土佐江川崎 253	
	事務所	三原出張所	幡多郡三原村来栖野 346	
	事務所	大月出張所	幡多郡大月町弘見 2045-2	
	事務所	中村購買（旧中村西部事業所）	四万十市国見 581	
	事務所	中村南部事業所	四万十市竹島 58-1	
	事務所	中村東部事業所	四万十市蕨岡甲 314	
	事務所	中村北部事業所	四万十市岩田 1-1	
	事務所	宿毛購買	宿毛市南沖須賀 1-1	
	事務所	宿毛東事業所	宿毛市平田町戸内 2088-2	
	事務所	三崎購買	土佐清水市三崎浦 1-6-7	
	事務所	佐賀購買	幡多郡黒潮町佐賀 888	
	事務所	大方購買	幡多郡黒潮町入野 2098	
	事務所	十和購買	高岡郡四万十町十川 233-5	
	事務所	西土佐購買	四万十市西土佐江川崎 253	
	事務所	三原購買	幡多郡三原村来栖野 346	
	事務所	大月購買	幡多郡大月町弘見 2025-1	
	集出荷場	下ノ加江集出荷場	土佐清水市下ノ加江 514-3	
	集出荷場	中村集出荷場	四万十市佐岡 415-1	
	集出荷場	宿毛集出荷場	宿毛市鷺洲 5347-7	
	集出荷場	三崎集出荷場	土佐清水市三崎浦 3-14-10	
	集出荷場	北ノ川集出荷場	高岡郡四万十町大正北ノ川 363-4	
	集出荷場	十和集出荷場	高岡郡四万十町十和川口 374-8	
	集出荷場	西土佐集出荷場	四万十市西土佐江川崎 252-1	
	集出荷場	三原集出荷場	幡多郡三原村来栖野 237	
	集出荷場	大月集出荷場	幡多郡大月町弘見 2025-1	
	集出荷場	佐賀集出荷場	幡多郡黒潮町佐賀 888	
	集出荷場	大方集出荷場	幡多郡黒潮町入野 2109-1	
	集出荷場	大方野菜選果場（きゅうり）	幡多郡黒潮町入野 2112	
	集出荷場	大方南部集出荷場	幡多郡黒潮町田野浦 2654-6	
	集出荷場	宿毛みかん共同選果場	宿毛市鷺洲 5347-8	
	ライスセンター	宿毛ライスセンター	宿毛市鷺洲 5347-7	
	育苗センター（水稲）	中村育苗センター	四万十市古津賀 1519-1	
	育苗センター（水稲）	宿毛育苗センター	宿毛市鷺洲 5347-8	
	生産資材加工施設	佐賀堆肥センター	幡多郡黒潮町小黒ノ川 535-1	
	生産資材加工施設	大正パーク堆肥工場	高岡郡四万十町瀬里 95	
	農畜産物等加工施設	十和製茶工場	高岡郡四万十町井崎 319-1	
	農畜産物等加工施設	西土佐ゆず加工施設	四万十市西土佐江川崎 252-1	
	直販所	J A グリーン 四万十店	四万十市右山五月町 8-22	
	直販所	J A ふれあいの店具同店	四万十市渡川 3-1168-1	
	直販所	J A グリーン はた宿毛店	宿毛市南沖須賀 1-1	

	種 別	名 称	所 在 地	摘 要
幡 多 地 区	農機センター	中村農機センター	四万十市蕨岡甲 2 9 5 - 1	
	農機センター	宿毛農機センター	宿毛市南沖須賀 1 - 1	
	農機センター	三崎農機立寄拠点	土佐清水市三崎浦 5 1 9 5 - 1	
	農機センター	大方農機立寄拠点	幡多郡黒潮町入野 2 0 9 8	
	農機センター	十和農機立寄拠点	高岡郡四万十町十和川口 3 7 4 - 8	
	農機センター	西土佐農機センター	四万十市西土佐江川崎 1 4 9 - 1	
	農機センター	大月農機立寄拠点	幡多郡大月町弘見 2 0 3 8 - 2	
	給油所	ジャスポート四万十	四万十市右山五月町 7 - 3 8	
	給油所	後川給油所	四万十市岩田 1 - 1	
	給油所	東中筋給油所	四万十市国見 5 8 1	
	給油所	宿毛給油所	宿毛市中央 7 - 8 - 2 1	
	給油所	平田給油所	宿毛市平田町戸内 3 5 3 8	
	給油所	ジャスポート三崎	土佐清水市三崎 4 1 3 - 1	
	給油所	ジャスポート佐賀	幡多郡黒潮町佐賀 8 8 8	
	給油所	ジャスポート大方	幡多郡黒潮町入野 2 0 9 2 - 1	
	給油所	十和給油所	高岡郡四万十町十和川口 3 7 4 - 8	
	給油所	西土佐給油所	四万十市西土佐江川崎 1 5 3 - 1	
	給油所	三原給油所	幡多郡三原村来栖野 3 4 2 - 1	
	給油所	弘見給油所	幡多郡大月町弘見 2 1 8 4 - 1	
	給油所	中村南部給油所	四万十市竹島 5 8 - 1	
	給油所	小筑紫給油所	宿毛市小筑紫町小筑紫 1 0 2 - 1	
	給油所	姫ノ井給油所	幡多郡大月町姫ノ井 1 1 2 3	
	給油所	大方南部給油所	幡多郡黒潮町田野浦 2 6 5 2	
	葬祭施設	ルミエール中村	四万十市佐岡 4 1 5 - 1	

(イ) 信用事業及び共済事業の委託施設の状況

① 特定信用事業代理業者の事業所数の推移

該当なし

② 共済代理業者数の推移

項目	前期末	当期増加	当期減少	当期末
共済代理店数	324	14	16	322

③ 当期新規代理業者

	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代理業以外の主要業務
共済代理店	香我美モータース	香南市香我美町徳王子 1 5 7 7	自動車修理工場
	秋本自動車整備	高岡郡日高村下分 1 6 0 3 - 2	自動車販売会社
	(株)KOKUZOUオート	高岡郡佐川町加茂 3 2 4 0 - 2	自動車修理工場
	国光モータース	香南市夜須町西山 9 9 - 5	自動車修理工場
	(株)水車自動車	土佐清水市下ノ加江 1 0 8 3 - 1	自動車修理工場
	西尾自動車	幡多郡黒潮町一野瀬 4 9 6	自動車販売会社
	竹葉自動車	四万十市西土佐大宮 1 5 6 4 - 4	自動車販売会社
	(株)大和	四万十市具同 5 3 1 2	自動車販売会社
	沖本モーターサービス	高知市春野町弘岡上 9 4 0	自動車販売会社
	メカニカルワークス	宿毛市平田町戸内 2 0 1 4 - 1	自動車販売会社
	藤田自動車	高岡郡四万十町山町 8 - 4 1	自動車修理工場
	高橋自動車	高岡郡佐川町乙 2 7 5 3	自動車販売会社
	(有)アリーナ幡多西南 宿毛営業所	宿毛市和田 1 5 9 3 - 1	自動車販売会社
	(株)キッズ	土佐市甲原 6 8 0 - 2	自動車販売会社

(8) 子会社等の状況

管轄	区分	会社名	代表者氏名	設立年月日	所在地	主な事業内容	資本金総額	議決権保有割合
本所	子会社	株式会社 高知県農協電算センター	山本 隆明	昭和55年 8月23日	高知市 北御座2-27	1 農業協同組合・農業協同組合中央会・農業協同組合連合会の業務 2 前号の子会社・関連会社・関連団体の業務 3 農業法人・集落営農組織・農業者の業務 4 公共団体の業務 5 前各号に付帯または関連する一切の業務	100,000千円	39.3%
	子会社	株式会社 とさのさと	竹中 義博	平成30年 4月2日	高知市 北御座10-46	1. 農畜産物、水産物、工芸品等の生産者直売所の経営 2. 農畜産物、水産物、加工食品、工芸品等の販売、卸業及び輸出入業 3. 生鮮食品の加工・販売 4. 惣菜等調理品の製造、販売 5. 飲食店の経営 6. 酒類の販売 7. 土産品の販売 8. 料理教室の経営 9. 観光情報の提供及びツアーの企画、運営、販売 10. 各種イベントの企画・運営 11. スーパーマーケットの経営、業務受託 12. 不動産賃貸及びその仲介業 13. 前各号に付帯関連する一切の業務	85,000千円	77.6%
	子会社	株式会社 JAメモリアルこうち	傍士 正雄	平成13年 1月12日	高知市 小倉町15	1. 葬儀に係わるセレモニーの企画・運営・管理の請負 2. 石碑、仏壇、仏具の販売 3. 日用雑貨品、医療用具、冠婚葬祭用贈答品、食料品及び酒類の販売 4. 農産物の販売 5. 一般貨物自動車運送事業 6. 飲食業 7. 不動産賃貸業 8. 前各号に付帯する一切の業務	90,000千円	97.4%
	子会社	株式会社 JAエナジーこうち	國光 俊三	平成元年 5月30日	南国市 十市3535	1. 農産物の販売・検査 2. 高圧ガスの製造・販売・保守及びガス機器の販売 3. 高圧ガス容器の再検査 4. 高圧ガスプラントの保安検査 5. 管工事 6. 機械器具設置工事 7. 生活関連機器の販売 8. 石油製品及び関連機器販売 9. 産業廃棄物の収集・運搬・処分 10. 消防設備点検及び関連機器販売 11. LPガス自動車ユニット販売 12. 電力小売代理事業 13. 車両等の整備補修に必要な部品および附属品油脂類の販売 14. 生活用品、食品等の販売 15. 前各号に付帯関連する一切の業務	90,000千円	52.3%
	関連会社	高知県くみあい運輸株式会社	小島 信行	昭和46年 7月1日	高知市 五台山5015-1	1. 自動車貨物運送取扱い事業 2. 生命保険貸集業務並びに損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業 3. 前各号に付帯関連する一切の業務	27,000千円	38.7%
	関連会社	高知県食肉センター株式会社	澤田 章史	令和元年 7月29日	高知市 海老ノ丸13-58	1. 家畜の集荷及び販売 2. 家畜のと畜・解体業 3. 食肉市場の開設及び運営 4. 食肉、食肉副生物、食肉加工品、食料品等の処理、製造及び販売 5. 食肉、食肉副生物の加工業務の受託 6. 食肉、食肉副生物の冷蔵冷凍保管業務 7. 前各号に付帯関連する一切の業務	100,000千円	33.0%
安芸地区	子会社	協同キラメッセ室戸有限会社	中川 博嗣	平成7年 9月21日	室戸市 吉良川町丙890-11	1. 農産物・畜産物・海産物の加工及び販売 2. レストランの経営 3. 上記各号に付帯関連する一切の事業	3,000千円	100%
	子会社	株式会社 アグリード土佐あき	清遠 忠之	平成27年 10月15日	安芸市 幸町1-16	1. 農業の経営 2. 農作業の受委託 3. 農産物の加工並びに販売 4. その他前記各号に付帯する一切の事業	9,000千円	100%
	関連会社	有限会社 芸西青果市場	坂本 好史	平成元年 9月1日	安芸郡芸西村 和食甲1305-1	1. 青果物及び花卉の受託販売、購入販売に関する事業 2. 荷造り用資材及び包装用資材の斡旋販売に関する事業 3. 前各号に付帯関連する一切の事業	9,300千円	26.9%
香美地区	関連会社	株式会社 ヤ・シィ	丸岡 克典	平成13年 11月30日	香南市 夜須町千切537-90	1. 一般商品及び酒類の製造・販売・企画・輸出入・加工業 2. 水産業・農業・畜産業・林業・鉱業の生産・開発・加工・販売 3. 農業生産に必要な資材・肥料の製造と販売 4. スポーツ・娯楽・観光・宿泊・水浴・温浴・医療・介護・看護・社会福祉・飲食店・駐車場の各施設の経営及び管理 5. 不動産及び動産のリース業及びレンタル業・賃貸借・売買・交換・利用及び管理業 6. 調査・開発及びコンサルティング業 7. 観光・旅行に関する情報収集、提供サービス業及び旅行業・旅行業者代理業 8. 広告業・出版業並びに映像・音響・データ等の記録媒体の製作及び販売業 9. 各種イベントの企画・制作・運営・開催・管理 10. 情報提供・処理サービス業・電気通信事業・有線放送事業及び一般放送事業 11. 石油・石炭・ガス（高圧ガス、液化ガスを含む）・バイオ燃料及びそれらの製品の輸出入及び開発・製造・加工・販売 12. 発電及び電気の供給に関する事業及び温暖化ガス排出権業 13. 損害保険・自動車損害賠償保障法に基づく保険その他各種保険代理業及び媒介業並びに生命保険の募集に関する業務 14. 情報サービス業及びインターネット付随サービス業・販売業 15. 前各号に付帯関連する一切の業務	40,000千円	20.0%
土長地区	子会社	株式会社 れいほく未来	秦泉寺 護	平成23年 4月1日	土佐郡土佐町 土居31	1. 農産物の生産・加工・販売 2. 農作業の受託 3. 農産物を原材料とする加工品の製造販売 4. 前各号に付帯関連する一切の事業	99,000千円	98.5%
	子会社	有限会社 天然の湯ながおか温泉	金堂 元彦	平成12年 12月14日	南国市 下末松106	1. 温泉の経営 2. 健康管理施設の経営 3. レストランの経営 4. 前各号に付帯する一切の事業	5,000千円	100%
	子会社	株式会社 南国スタイル	金堂 元彦	平成24年 4月2日	南国市 福船372	1. 農業の経営 2. 農作業の受託 3. 農産物の加工並びに販売 4. その他前記各号に付帯する一切の事業	51,290千円	99.3%
高西地区	関連会社	営農支援センター四万十株式会社	熊谷 敏郎	平成17年 9月16日	高岡郡四万十町 黒石314-1	1. 農産物の生産・加工並びに販売 2. 種苗の生産・販売 3. 農作業の受託 4. 農業用機械器具・農業用施設の賃貸並びにリース業 5. 農業用施設の企画・管理、運営業務の受託 6. 定住促進に関する支援 7. 公共的団体からの作業委託 8. 前各号に付帯する一切の事業	3,900千円	38.5%

※総代会(令和6年6月27日開催)の決議に基づき、有限会社十市パークステーション管理組合は令和6年9月27日に清算終了しています。株式会社協同プロセスこちは令和6年7月1日に株式譲渡を完了しました。

(9) その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項

令和7年3月15日を以って、田野支所を廃止しました。承継先店舗については、奈半利支所となります。

3. その他組合の状況に関する重要な事項

園芸品目の販売手数料率を令和6年9月より、2%から3%に見直しました。

4. 事業報告の附属明細書

(1) 役員に対する報酬等の明細

(単位：千円)

区分	当期中の報酬等支払額	総代会で定められた報酬等限度額
理事	157,094	158,000
監事	25,349	26,000
合計	182,444	184,000

(注) 当期中の役員退職慰労金の支払額は次のとおりです。

理事	51,504千円
監事	2,833千円
計	54,337千円

(2) 役員等の兼職等の明細

区 分			氏 名	兼職先名又は兼業事業名	兼職先等での役職名
役職名	常勤・非常勤 の別	代表権 の有無			
代表理事組合長	常勤	有	島田 信行	高知県農業協同組合中央会	理事
				高知県信用農業協同組合連合会	経営管理委員
				高知県厚生農業協同組合連合会	経営管理委員
				高知県施設農業協同組合連合会	理事
				全国共済農業協同組合連合会高知県本部	運営委員
				日本園芸農業協同組合連合会	役員推薦委員
				株式会社高知県農協電算センター	取締役
				一般社団法人高知県農業開発機構	理事
				一般社団法人高知県農業会議	理事
				一般社団法人高知県畜産会	会長
代表理事副組合長	常勤	有	大原 光鶴	高知県農業協同組合中央会	理事
				高知県信用農業協同組合連合会	経営管理委員
				高知県厚生農業協同組合連合会	経営管理委員
				全国共済農業協同組合連合会高知県本部	運営委員
				株式会社高知県農協電算センター	取締役
				一般社団法人高知県農業開発機構	理事
				公益社団法人高知県種苗センター	理事長
代表理事専務	常勤	有	川竹 壽栄	高知県農業協同組合中央会	監事
				高知県厚生農業協同組合連合会	経営管理委員
				株式会社高知県農協電算センター	取締役
				一般社団法人高知県農業開発機構	監事
代表理事専務	常勤	有	上澤 哲猪	高知県信用農業協同組合連合会	経営管理委員
				全国共済農業協同組合連合会高知県本部	運営委員
				高知県農業信用基金協会	理事
代表理事専務	常勤	有	山下 文広	高知県農業協同組合中央会	理事
				株式会社とさのさと	取締役
				公益社団法人高知県青果物基金協会	理事長
				一般社団法人高知県農業用廃プラスチック処理公社	代表理事
				一般社団法人高知県農業開発機構	理事
				一般財団法人高知県地産外商公社	理事
代表理事専務	常勤	有	垣内 育男	高知県厚生農業協同組合連合会	監事
				株式会社 J A エナジーこうち	取締役
				株式会社 J A メモリアルこうち	取締役
				公益社団法人高知県種苗センター	理事
				一般社団法人高知県農業用廃プラスチック処理公社	理事
				株式会社とさのさと	取締役

区 分			氏 名	兼職先名又は兼業事業名	兼職先等での役職名
役職名	常勤・非常勤 の別	代表権 の有無			
常務理事	常勤	無	尾原 誠治	高知県農業信用基金協会	監事
常務理事	常勤	無	今村 篤志	四国生乳販売農業協同組合連合会	理事
				一般社団法人高知県農業用廃プラスチック処理公社	専務理事
				一般社団法人高知県肉用子牛価格安定基金協会	副会長
常務理事	常勤	無	谷脇 憲二	一般社団法人大川村ふるさとむら公社	監事
				一般財団法人しあわせづくり佐川	評議員
常務理事	常勤	無	竹吉 功	一般社団法人黒潮町農業公社	副理事長
				一般社団法人スタートアグリカルチャーすくも	副理事長
				一般社団法人津野山畜産公社	理事
常勤監事	常勤		熊田 妙	高知県農業協同組合中央会	監事
				高知県厚生農業協同組合連合会	監事
				株式会社 J A エナジーこうち	監査役
				一般社団法人高知県農業開発機構	監事
常勤監事	常勤		北添 和明	株式会社とさのさと	監査役
				株式会社 J A エナジーこうち	監査役
				高知県食肉センター株式会社	監査役
				有限会社天然の湯ながおか温泉	監査役
				一般社団法人高知県農業用廃プラスチック処理公社	監事
常勤監事	常勤		川久保 園賀	高知県信用農業協同組合連合会	監事
				株式会社高知県農協電算センター	監査役
				株式会社 J A メモリアルこうち	監査役
				公益社団法人高知県青果物基金協会	監事
				高知県施設農業協同組合連合会	監事

(3) 役員との間の取引の明細

該当する取引はありません。

第 7 期 貸 借 対 照 表

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

資 産 の 部			
科 目	金 額		
1. 信用事業資産			660,979,740
(1) 現金		5,485,048	
(2) 預金		530,834,805	
系統預金	530,750,224		
系統外預金	84,580		
(3) 有価証券		18,990,260	
国債	5,463,740		
地方債	6,147,320		
政府保証債	3,779,200		
社債	3,600,000		
(4) 貸出金		106,396,598	
(5) その他の信用事業資産		538,111	
未収収益	465,093		
その他の資産	73,017		
(6) 貸倒引当金 (控除)		△ 1,265,083	
2. 共済事業資産			3,165
(1) その他共済事業資産		3,165	
3. 経済事業資産			17,901,783
(1) 経済事業未収金		7,245,308	
(2) 経済受託債権		1,541,988	
(3) 棚卸資産		4,285,181	
購買品	2,920,240		
販売品	111,886		
加工品	1,135,768		
貯蔵品	58,509		
その他の棚卸資産	58,777		
(4) その他の経済事業資産		5,398,328	
(5) 貸倒引当金 (控除)		△ 569,024	
4. 雑資産			2,194,480
(1) 雑資産		2,294,675	
(2) 貸倒引当金 (控除)		△ 100,195	
5. 固定資産			13,363,393
(1) 有形固定資産		13,323,378	
建物	25,106,623		
機械装置	9,482,234		
土地	7,933,092		
リース資産	513,542		
建設仮勘定	5,390		
その他の有形固定資産	5,110,820		
減価償却累計額 (控除)	△ 34,828,325		
(2) 無形固定資産		40,015	
その他の無形固定資産	40,015		
6. 外部出資			31,080,570
(1) 外部出資		31,080,570	
系統出資	27,609,525		
系統外出資	1,722,399		
子会社等出資	1,748,645		
7. 前払年金費用			141,079
資 産 の 部 合 計			725,664,213

負 債 の 部			
科 目		金 額	
1. 信用事業負債			671,999,702
(1) 貯金		670,707,671	
(2) 借入金		12,875	
(3) その他の信用事業負債		1,279,156	
未払費用	373,581		
その他の負債	905,575		
2. 共済事業負債			1,924,527
(1) 共済資金		955,078	
(2) 未経過共済付加収入		946,469	
(3) その他の共済事業負債		22,980	
3. 経済事業負債			11,507,326
(1) 経済事業未払金		1,958,489	
(2) 経済受託債務		3,941,921	
(3) その他の経済事業負債		5,606,916	
4. 雑負債			2,460,871
(1) 未払法人税等		47,198	
(2) リース債務		591,513	
(3) 資産除去債務		141,125	
(4) その他の負債		1,681,033	
5. 諸引当金			1,706,562
(1) 賞与引当金		527,902	
(2) 退職給付引当金		103,441	
(3) 役員退職慰労引当金		58,143	
(4) 特例業務負担金引当金		983,295	
(5) 債務保証損失引当金		33,778	
6. 再評価に係る繰延税金負債			138,051
負 債 の 部 合 計			689,737,042
純 資 産 の 部			
1. 組合員資本			36,334,251
(1) 出資金		9,410,108	
(2) 再評価積立金		7,901	
(3) 資本準備金		12,746	
(4) 利益剰余金		27,250,080	
利益準備金	12,895,455		
その他利益剰余金	14,354,625		
特別積立金	7,362,080		
目的積立金	6,151,021		
(営農振興積立金)	(2,229,393)		
(施設整備積立金)	(1,569,389)		
(経営安定対策積立金)	(1,202,607)		
(共同利用施設積立金)	(766,982)		
(その他目的積立金)	(382,648)		
当期末処分剰余金	841,523		
(うち当期剰余金)	(568,824)		
(5) 処分未済持分(控除)		△ 346,586	
2. 評価・換算差額等			△ 407,081
(1) その他有価証券評価差額金		△ 768,131	
(2) 土地再評価差額金		361,050	
純 資 産 の 部 合 計			35,927,170
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計			725,664,213

第 7 期 損 益 計 算 書

(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで)

科 目	金 額	
1. 事業総利益		13,949,329
事業収益		37,145,564
事業費用		23,196,234
(1) 信用事業収益	4,615,934	
資金運用収益	4,310,495	
(うち預金利息)	(2,647,388)	
(うち有価証券利息)	(130,567)	
(うち貸出金利息)	(1,167,696)	
(うちその他受入利息)	(364,842)	
役務取引等収益	237,875	
その他経常収益	67,563	
(2) 信用事業費用	963,140	
資金調達費用	479,535	
(うち貯金利息)	(468,539)	
(うち給付補てん備金繰入)	(1,081)	
(うち借入金利息)	(78)	
(うちその他支払利息)	(9,836)	
役務取引等費用	48,885	
その他事業直接費用	288,960	
その他経常費用	145,759	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△178,914)	
信用事業総利益		3,652,794
(3) 共済事業収益	3,298,064	
共済付加収入	3,070,043	
共済受入奨励金	179,205	
その他の収益	48,814	
(4) 共済事業費用	205,098	
共済推進費	151,292	
共済保全費	27,961	
その他の費用	25,844	
共済事業総利益		3,092,965
(5) 購買事業収益	15,860,788	
購買品供給高	14,346,015	
購買手数料	499,756	
修理サービス料	294,772	
その他の収益	720,244	
(6) 購買事業費用	12,360,815	
購買品供給原価	11,853,253	
購買品供給費	330,809	
修理サービス費	263,701	
その他の費用	△ 86,949	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 305,187)	
購買事業総利益		3,499,973
(7) 販売事業収益	8,324,567	
販売品販売高	5,177,891	
販売手数料	1,867,922	
その他の収益	1,278,753	
(8) 販売事業費用	5,439,630	
販売品販売原価	4,549,502	
販売費	390,561	
その他の費用	499,566	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 25,291)	
販売事業総利益		2,884,936
(9) 保管事業収益	892	
(10) 保管事業費用	300	
保管事業総利益		592

高知県農業協同組合
(単位：千円)

科 目	金 額		
(11) 加工事業収益		3,753,549	
(12) 加工事業費用		3,296,192	
(うち貸倒引当金戻入益)		(△5,891)	
加工事業総利益			457,357
(13) 利用事業収益		702,143	
(14) 利用事業費用		385,230	
(うち貸倒引当金戻入益)		(△11,520)	
利用事業総利益			316,913
(15) 直販事業収益		341,107	
(16) 直販事業費用		272,927	
直販事業総利益			68,179
(17) その他事業収益		111,149	
(18) その他事業費用		96,854	
(うち貸倒引当金戻入益)		(△324)	
その他事業総利益			14,294
(19) 指導事業収入		137,366	
(20) 指導事業支出		176,043	
指導事業収支差額			△ 38,677
2. 事業管理費			13,261,068
(1) 人件費		8,911,718	
(2) 業務費		1,716,551	
(3) 諸税負担金		406,241	
(4) 施設費		2,144,942	
(5) その他事業管理費		81,614	
事業利益			688,261
3. 事業外収益			773,945
(1) 受取雑利息		21,758	
(2) 受取出資配当金		469,542	
(3) 賃貸料		114,451	
(4) 償却債権取立益		8,885	
(5) 受取保険料		6,330	
(6) 特例業務負担金引当金戻入益		32,774	
(7) 雑収入		120,201	
4. 事業外費用			92,465
(1) 貸倒損失		6,497	
(2) 寄付金		1,912	
(3) 雑損失		84,054	
(うち貸倒引当金繰入額)		(1,086)	
経常利益			1,369,742
5. 特別利益			685,522
(1) 固定資産処分益		13,024	
(2) 一般補助金		652,209	
(3) その他の特別利益		20,289	
6. 特別損失			1,439,342
(1) 固定資産処分損		22,056	
(2) 固定資産圧縮損		656,248	
(3) 減損損失		695,223	
(4) その他の特別損失		65,812	
税引前当期利益			615,922
法人税、住民税及び事業税		47,198	
法人税等調整額		△ 100	
法人税等合計			47,097
当期剰余金			568,824
当期首繰越剰余金			272,559
土地再評価差額金取崩額			139
当期未処分剰余金			841,523

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

- ①満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
- ②子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法
- ③その他有価証券
 - i）時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ii）市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

（2）棚卸資産の評価基準および評価方法

- ・購入品（数量管理品）：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・購入品（売価管理品）：売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・販売品および加工品
（米のみ）先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

（3）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）、ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。また、令和元年9月1日に高知県園芸農業協同組合連合会より権利義務承継した償却中の減価償却資産、ならびに集出荷施設に係る減価償却資産（車両運搬具除く）については、定額法を採用しています。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しています。

（4）引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、貸出金等に係る今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は過去の一定期間における貸倒実績を基礎に、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

i）退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

ii）数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当期末における特例業務負担金の将来見込額に基づき計上しています。

⑥債務保証損失引当金

子会社への債務保証に係る損失に備えるため、当該子会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しています。

(5) 収益および費用の計上基準

①リース取引関連

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せず利息相当額を各期へ配分する方法によっています。

②収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を適用しており、約束した財またはサービスの支配が組合員等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

i) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員等に供給する事業であり、当組合は組合員等に購買品を引き渡す義務を負っています。この履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ii) 販売事業

組合員等生産者および県内の農業協同組合等が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で卸売市場等に販売する事業であり、当組合は卸売市場等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

iii) 加工事業

組合員等生産者が生産した農畜産物を原料に、飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は取引先等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

iv) 利用事業

ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・カントリーエレベーター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は組合員等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

v) 直販事業

主に組合員等生産者が直販所に出荷した園芸農産物等を消費者等へ販売する事業であり、当組合では購入した消費者等へ園芸農産物等を引き渡す義務を負っています。この履行義務は、園芸農産物等の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

vi) 指導事業

組合員等生産者の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は組合員等生産者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(6) 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5 年間で均等償却を行っています。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しているため、各科目の金額合計と一致しない場合があります。また、金額が千円未満の科目については「0」、期末に残高がない科目については「－」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②共同計算

当組合は、組合員等生産者および県内の農業協同組合等（以下、「委託者」という。）が生産または集荷した園芸農産物を無条件で受託のうえ、卸売市場等へ販売しています。これに係る販売代金および経費についてはプール計算を行っています（以下、「共同計算」という。）。

共同計算の会計処理については、販売に係る費用で委託者負担のものうち、当組合が立替処理しているものおよび当組合から委託者に支払った概算金等は経済受託債権に計上しています。また、卸売市場等での販売代金を経済受託債務に計上しています。委託者への精算処理にあたっては、共同計算における収入（販売代金等）と支出（立替金、概算金、運送費、集出荷場の施設費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料や集出荷場の運営料を控除した残額を精算金として委託者に支払った時点で、経済受託債権および経済受託債務を相殺する会計処理を行っています。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 695,223 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループの減損損失の認識を判定しています。

減損損失の認識に係る判定の単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識判定における将来キャッシュ・フローについては、当事業年度末の損益に一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および当組合の経営状況の影響を受けるため、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 1,934,303 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

i) 算定方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。

ii) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

iii) 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額

固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は14,087,206千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 6,684,928 千円、機械装置 6,135,051 千円、土地 3,251 千円、その他の有形固定資産 1,245,193 千円、無形固定資産 18,781 千円

(2) 担保に供している資産

高知県信用農業協同組合連合会との当座借越契約の担保として定期預金（系統預金）を3,000,000千円供していますが、これに対応する債務はありません。また、為替取引保証金の担保として定期預金（系統預金）を16,060,000千円供しています。

これ以外に地方公共団体の指定金融機関事務等に係る担保として、定期預金（系統預金）205,330千円を供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権および金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 2,342,010 千円

子会社等に対する金銭債務の総額 1,550,764 千円

(4) 信用事業を行う組合に要求される注記

①債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額およびその合計額

債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は1,093,234千円、危険債権額は1,120,549千円です。

なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。貸出条件緩和債権は106,229千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計額は2,320,013千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

②土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 平成 14 年 3 月 31 日（仁淀川地区管内の一部）
- 再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価格を下回る金額 139,128 千円
- 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳または同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）および同施行令第 2 条第 4 号に定める当該事業用土地について地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算出しました。

4. 損益計算書に関する注記

（１）子会社等との取引高の総額

①子会社等との取引による収益総額	1,199,705 千円
うち事業取引高	1,199,705 千円
②子会社等との取引による費用総額	1,159,853 千円
うち事業取引高	1,159,853 千円

（２）減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要および減損損失を認識した資産または資産グループの概要

当組合では、継続的な収支の把握を行っている場所別の管理会計上の区分を基本に店舗単位でグルーピングを行い、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

当事業年度に減損損失を計上した資産または資産グループは以下のとおりです。

本所、地区	資産グループ	場所	用途
安芸地区	あき東支所	安芸市川北甲 6 8 5 2	一般
安芸地区	赤野購買	安芸市赤野乙 3 1 - 1	一般
安芸地区	室戸支所	室戸市室津 1 7 4 3	一般
安芸地区	室戸購買	室戸市室津 1 7 4 3	一般
安芸地区	室戸集出荷場	室戸市室津 1 7 4 3	共用
安芸地区	吉良川支所	室戸市吉良川町甲 2 2 4 0 - 1	一般
安芸地区	奈半利支所	安芸郡奈半利町乙 1 8 1 0	一般
安芸地区	中芸営農経済センター	安芸郡奈半利町乙 1 8 1 0	共用
安芸地区	奈半利ライスセンター	安芸郡奈半利町乙 1 9 0 8	共用
安芸地区	中芸集荷場	安芸郡安田町東島 4 3 0 7 - 1 3	共用
安芸地区	安田支所	安芸郡安田町安田 1 8 5 0	一般
安芸地区	安田ライスセンター	安芸郡安田町東島 1 3 2 9	共用
安芸地区	安田育苗センター	安芸郡安田町唐浜 2 6 0 - 1	共用
安芸地区	遊・元出張所園芸倉庫資材置き場加工場	室戸市元下江ノ尻甲 1 9 0 3 - 1 1	遊休
安芸地区	遊・元出張所肥料農薬倉庫	室戸市元下江ノ尻甲 1 9 0 6 - 3	遊休
安芸地区	遊・給油所（羽根町）	室戸市羽根町甲 6 4 6 - 1	遊休
香美地区	物部集出荷場	香美市物部町山崎 5 2 - 1	共用
香美地区	香北生姜貯蔵庫	香美市香北町下野尻 2 9 2 - 1	共用
香美地区	遊・赤岡支所	香南市赤岡町本町 5 4 4	遊休
香美地区	夜須購買	香南市夜須町坪井 4 2 - 1	一般
香美地区	香我美購買	香南市香我美町下分 1 7 9 6	一般
土長地区	土長地区本部	南国市大楠乙 8 9 4 - 1	共用
土長地区	遊・旧日章支所	南国市田村乙 1 7 6 0 - 2	遊休
土長地区	パーク堆肥センター（本山）	長岡郡本山町木能津 3 7 4	共用
土長地区	遊・大杉出張所	長岡郡大豊町川口 1 9 2 6 - 7	遊休
土長地区	賃・末広 大豊町	長岡郡大豊町川口 1 9 2 6 - 7	賃貸
土長地区	遊・農産物処理加工場（大豊町川口南）	長岡郡大豊町川口南 1 9 2 他 2 筆	遊休
高知地区	遊・春野秋山倉庫	高知市春野町秋山 1 2 6 4	遊休
仁淀川地区	サングリーンコスモス	高岡郡日高村本郷 5 1 2	一般
仁淀川地区	コスモス車輛センター	吾川郡いの町下八川乙 4 4 8 - 1	一般
仁淀川地区	F C コスモス下八川店	吾川郡いの町下八川乙 4 4 8 - 1	一般
仁淀川地区	日高ライスセンター	高岡郡日高村本郷 3 1 6	共用
仁淀川地区	日高育苗センター	高岡郡日高村本郷 2 8 2 0	共用
仁淀川地区	日高トマト集出荷施設	高岡郡日高村本郷 4 5 0	共用
仁淀川地区	賃・旧わのわ店舗	高岡郡日高村本郷 5 1 2	賃貸
仁淀川地区	永野購買	高岡郡佐川町永野 1 7 3 3 - 1	一般
仁淀川地区	遊・越知 役場前事業所	高岡郡越知町越知甲 1 9 4 8 - 2	遊休
仁淀川地区	遊・旧神谷支所	吾川郡いの町神谷 7 3 2 - 1	遊休
仁淀川地区	遊・土佐市旧本所	土佐市波介字七反田 4 3 8 3 - 1	遊休
高西地区	遊・四万十 旧川口出張所	高岡郡四万十町南川口 5 7 - 2	遊休

本所、地区	資産グループ	場所	用途
高西地区	大野見出張所	高岡郡中土佐町大野見奈路558	一般
高西地区	高西営農経済センター（津野山経済課）	高岡郡津野町北川2281-4	共用
高西地区	遊・梶原購買	高岡郡梶原町梶原1161-1 他6筆	遊休
幡多地区	J Aグリーン四万十店	四万十市右山五月町8-22	一般
幡多地区	幡多地区本部	四万十市右山五月町7-33	共用
幡多地区	遊・山奈旧イ草倉庫G	宿毛市山奈町山田ワイノマエ3767-1	遊休
幡多地区	遊・宿毛橋上G	宿毛市橋上町990-1	遊休
幡多地区	遊・旧竜串給油所跡地	土佐清水市竜串1	遊休
幡多地区	遊・大方南部花卉冷蔵施設G	幡多郡黒潮町田野浦中ノ屋式256	遊休
幡多地区	遊・山林（十和里川）	高岡郡四万十町里川583-27	遊休
幡多地区	遊・十和昭和LPG倉庫G	高岡郡四万十町昭和407-4	遊休
幡多地区	西土佐出張所	四万十市西土佐江川崎253	一般
幡多地区	三原出張所	幡多郡三原村来栖野346	一般
本所	流通企画部	高知市仁井田新港4706-4	一般

②減損損失の認識に至った経緯

市場価額の著しい下落および収益力が低下している一般資産と共用資産について短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産についても、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

（単位：千円）

本所、地区	金額	固定資産の種類毎の減損損失の内訳		
		土地	建物	その他
安芸地区	404,862	57,559	251,952	95,351
香美地区	66,527	17,684	37,722	11,120
土長地区	62,265	22,557	36,389	3,319
高知地区	115	115	-	-
仁淀川地区	96,617	1,956	61,285	33,375
高西地区	23,218	1,088	17,626	4,503
幡多地区	15,876	2,120	8,536	5,219
本所	25,739	-	1,774	23,964
合計	695,223	103,082	415,286	176,854

④回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値と正味売却価額のいずれか高い金額を採用しています。正味売却価額については、その時価は不動産鑑定評価額および固定資産税評価額に基づき算定しています。また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを4.70%で割引いて算定しています。

5. 金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を高知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として高知県信用農業協同組合連合会への預け金、当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券ならびに事業債権である経済事業未収金であり、貸出金および経済事業未収金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、主として農家組合員に対する制度融資の原資として高知県や株式会社日本政策金融公庫から借り入れたものです。

③金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件および大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、統括本部に審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引における資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行うとともに、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析、および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.5%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,236,676千円減少し、また金利が0.5%下降したものと想定した場合には、経済価値が1,630,577千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

iii) 資産調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	530,834,805	530,249,175	△585,630
満期保有目的の債券	12,997,500	10,346,220	△2,651,280
その他有価証券	5,992,760	5,992,760	-
有価証券	18,990,260	16,338,980	△2,651,280
貸出金	106,396,598	-	-
貸倒引当金(注1)	△1,265,083	-	-
貸出金(引当金控除後)	105,131,515	99,171,987	△5,959,527
経済事業未収金	7,245,308	-	-
貸倒引当金(注2)	△569,024	-	-
経済事業未収金(引当金控除後)	6,676,284	6,676,284	-
外部出資(注3)	51,718	51,718	-
資 産 計	661,684,583	652,488,145	△9,196,438
貯金	670,707,671	667,041,460	△3,666,210
借入金	12,875	12,926	51
経済事業未払金	1,958,489	1,958,489	-
負 債 計	672,679,035	669,012,876	△3,666,159

(注1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(注2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(注3) 外部出資は、系統外出資のうち市場価格のある上場株式です。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとにリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券および外部出資

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

エ. 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利に反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

また、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ウ. 経済事業未払金

経済事業未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資	31,028,851 千円
合計	31,028,851 千円

④金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預 金	530,834,805	-	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-	-	19,800
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	13,000
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-	-	6,800
貸出金（注 1、2）	10,483,307	6,139,906	5,869,039	5,260,707	4,830,192	73,205,453
経済事業未収金（注 3）	6,704,081	-	-	-	-	-
合 計	548,022,193	6,139,906	5,869,039	5,260,707	4,830,192	73,225,253

（注 1）貸出金のうち、当座貸越 2,423,307 千円については「1 年以内」に含めています。

（注 2）貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権、期限の利益を喪失した債権等 607,991 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（注 3）経済事業未収金のうち、破綻懸念先、実質破綻先および破綻先に対する債権等 541,227 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（注）	485,046,133	76,107,685	76,680,918	1,656,588	30,512,820	703,525
借入金	9,294	2,251	1,330	-	-	-
経済事業未払金	1,958,489	-	-	-	-	-
合 計	487,013,916	76,109,936	76,682,248	1,656,588	30,512,820	703,525

（注）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

（1）有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。

①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	199,961	207,020
	地方債	-	-
	政府保証債	-	-
	社債	-	-
	小計	199,961	207,020
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	497,539	395,900
	地方債	5,300,000	4,115,000
	政府保証債	3,400,000	2,830,600
	社債	3,600,000	2,797,700
	小計	12,797,539	10,139,200
合 計	12,997,500	10,346,220	△ 2,651,280

②其他有価証券

其他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価または償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	国債	402,960	401,180
	地方債	-	-
	政府保証債	-	-
	社債	-	-
	外部出資	51,718	19,430
	小計	454,678	420,610
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	国債	4,363,280	4,891,999
	地方債	847,320	1,100,000
	政府保証債	379,200	400,000
	社債	-	-
	小計	5,589,800	6,391,999
合 計	6,044,478	6,812,609	△ 768,131

（2）当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

（3）当事業年度中に売却した其他有価証券

(単位：千円)

種類	売却額	売却益	売却損
地方債	911,040	-	288,960

（4）当事業年度中において、保有目的区分が変更となった有価証券はありません。

7. 退職給付に関する注記

（1）退職給付に係る注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、一般職員退職給与規程および限定一般職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人 全国農林漁業団体共済会との契約に基づく農林漁業団体職員退職給付金制度（特定退職金共済制度）および株式会社りそな銀行との契約に基づく退職給付信託ならびに全国共済農業協同組合連合会および株式会社りそな銀行との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：千円)
期首における退職給付債務	8,192,760
勤務費用	488,708
利息費用	67,684
数理計算上の差異の発生額	△438,085
退職給付の支払額	△889,215
期末における退職給付債務	7,421,852

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：千円)
期首における年金資産	8,931,308
期待運用収益	158,218
数理計算上の差異の発生額	△156,823
特定退職金共済制度への拠出金	213,905
確定給付企業年金制度への拠出金	199,698
退職給付の支払額	△739,690
期末における年金資産	8,606,615

④退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

	(単位：千円)
退職給付債務	7,421,852
特定退職金共済制度	△4,679,226
退職給付信託	△993,224
確定給付企業年金制度	△2,934,165
未積立退職給付債務	△1,184,763
未認識過去勤務費用	503,839
未認識数理計算上の差異	643,286
貸借対照表計上額純額	△37,637
退職給付引当金	103,441
前払年金費用	△141,079

⑤退職給付費用およびその内訳項目の金額

	(単位：千円)
勤務費用	488,708
利息費用	67,684
期待運用収益	△158,218
数理計算上の差異の費用処理額	△37,291
過去勤務費用の費用処理額	△134,357
出向者等の退職給付費用のうち出向先等負担分	△16,149
合計	210,377

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

特定退職金共済制度	
債券	72%
年金保険投資	25%
現金および預金	3%
その他	0%
合計	100%
退職給付信託	
国内契約型投信	98%
短期資産	2%
合計	100%
確定給付企業年金制度	
一般勘定	47%
その他	51%
短期資産	2%
債券	0%
合計	100%

⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	1.57%
長期期待運用収益率	
特定退職金共済制度および退職給	1.3%
付信託	
確定給付企業年金制度	2.7%

(2) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、令和元年12月に令和14年3月までの拠出金を一括払いしており、令和7年3月末における前払い残高は1,051,724千円です。なお、当組合が、翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金の金額は983,295千円です。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産

貸倒引当金	430,442
賞与引当金	173,404
退職給付引当金	29,356
特例業務負担金引当金	279,059
減価償却費	1,202,022
減損損失	1,528,129
繰越欠損金	568,786
その他有価証券評価差額金	217,995
その他	640,029
繰延税金資産 小計	5,069,226
評価性引当額	5,069,226
繰延税金資産 合計 (A)	0

繰延税金負債

繰延税金負債 合計 (B)	0
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	0

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.83%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.65%
評価性引当額の増減	△17.68%
住民税均等割等	7.66%
その他	△0.18%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.65%

9. 収益認識に関する注記

(1) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

10. その他の注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

当組合の建物の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の建物に使用されているアスベストについて、解体時に石綿障害予防規則が要求する特別な方法で除去する義務を有していることから、当該除去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は当該建物の残存耐用年数（6～20年）によっており、割引率は当該年数に見合う国債の流通利回り（0.44～2.10%）を使用して資産除去債務の金額を算定しています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	126,152 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	14,177 千円
時の経過に係る調整	795 千円
期末残高	141,125 千円

○ 第7期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで） 附属明細書

1. 貸借対照表等の附属明細書

(1) 組合員資本の明細

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
出 資 金	9,861,958	347,483	799,333	9,410,108
再 評 価 積 立 金	7,901	—	—	7,901
資 本 準 備 金	12,746	—	—	12,746
利 益 剰 余 金	26,774,821	868,964	393,704	27,250,080
利 益 準 備 金	12,795,455	100,000	—	12,895,455
そ の 他 利 益 剰 余 金	13,979,365	768,964	393,704	14,354,625
営 農 振 興 積 立 金	2,129,393	100,000	—	2,229,393
肥 料 協 同 購 入 積 立 金	12,791	—	—	12,791
経 営 安 定 対 策 積 立 金	1,102,607	100,000	—	1,202,607
教 育 基 金 積 立 金	72,000	—	—	72,000
信 用 次 期 シ ス テ ム 積 立 金	21,378	—	—	21,378
遊休資産の処分及び取壊し費用にか か かる 積 立 金	20,000	—	—	20,000
固定資産(レンタル)の処分及び 取 壊 し 費 用 に か か る 積 立 金	20,000	—	—	20,000
IC キ ャ ッ シ ュ カ ー ド 切 替 に 伴 う 積 立 金	15,599	—	—	15,599
給油所POSシステム更新積立金	7,380	—	—	7,380
給油所施設改修等にかかる積立金	10,176	—	—	10,176
経済施設改修等にかかる積立金	1,131	—	—	1,131
土 佐 あ き 施 設 改 修 及 び 耐 震 対 策 等 積 立 金	999,389	—	—	999,389
共同利用施設等の導入に係る 設 備 更 新 積 立 金	566,982	—	—	566,982
施 設 建 設 積 立 金	500,000	—	—	500,000
施 設 整 備 積 立 金	70,000	—	—	70,000
集 出 荷 場 施 設 積 立 金	200,000	—	—	200,000
重 油 事 故 積 立 金	8,048	—	—	8,048
協 同 活 動 推 進 積 立 金	90,000	—	—	90,000
経 済 事 業 施 設 整 備 積 立 金	75,000	—	—	75,000
茶 加 工 施 設 更 新 積 立 金	17,294	—	—	17,294
信 用 端 末 更 新 積 立 金	11,847	—	—	11,847
特 別 積 立 金	7,362,080	—	—	7,362,080
当 期 未 処 分 剰 余 金	666,264	568,964	393,704	841,523
処 分 未 済 持 分	△ 509,220	△ 145,967	△ 308,601	△ 346,586
合 計	36,148,207	1,070,480	884,436	36,334,251

目的積立金の明細

名 称	営農振興積立金	土佐あき施設改修及び耐震対策等積立金	施設建設積立金
積立目的	営農振興積立金規程で定める積立	南海大地震の発生が危ぶまれる中、管内の施設は老朽化が進んでおり、耐震工事や建替えを行わなければ職員の命の安全や震災後の組合員対応が難しい等多数の問題がある。しかし、耐震診断や工事等に対する多額の費用が経営に大きな負担となることが考えられる為、目的積立金を造成する	主要な施設の建設等に備えるため
積立目標額	営農振興積立金規程に定める額	1,000,000千円	500,000千円
積立基準	営農振興積立金規程の定めによる	每期任意の積立とする	任意
取崩基準	営農振興積立金規程の定めにより取り崩す	施設の耐震診断および耐震工事等の際に取り崩す	主要な施設の建設や大規模な修繕を行う場合、理事会の決議により必要と認めた額を取り崩す
当期末残高	2,229,393千円	999,389千円	500,000千円
備考			

名 称	施設整備積立金	経営安定対策積立金	共同利用施設等の導入に係る設備更新積立金
積立目的	生産施設設備等、施設整備拡充を目的とする	経営安定対策積立規程による	選果施設等の共同利用施設の設備更新による生産者の利用料の負担軽減のために設備更新積立金として積み立てる
積立目標額	100,000千円	経営安定対策積立金規程に定める額	1,000,000千円
積立基準	毎事業年度の剰余金から総代会において剰余金処分額として認められた金額	経営安定対策積立金規程の定めによる	集出荷場等施設の年間販売高（百万未満切捨て）を基準に剰余金の範囲内で積み立てる（積立金目標額 年間販売高の3.5%以内）
取崩基準	施設整備に必要なが生じた時、取り崩すことができる	経営安定対策積立金規程の定めにより取り崩す	①共同利用施設の更新時に取崩し、生産者の利用料の1割を負担する ②10,000千円を超える臨時の修繕が発生した場合 ③広域での施設更新が行われる場合は関係する共同利用施設の積立金を取り崩す
当期末残高	70,000千円	1,202,607千円	566,982千円
備考			

名 称	集出荷場施設積立金	協同活動推進積立金	経済事業施設整備積立金
積立目的	新たな集出荷場の建設および機械装置の更新に備えた準備を目的とする	教育文化活動を始めとする共同活動の実践・推進を図るため、共同活動に係る費用の全部または一部を積立金ならびに財務収益で確保することを目的とする	施設建設（重油タンク・資材倉庫）および、それに伴うリース、減価償却等の費用を積み立てる
積立目標額	200,000千円	100,000千円	100,000千円
積立基準	未処分剰余金より総会（総代会）において承認された金額を積み立てる	毎事業年度の剰余金（繰越欠損のある場合には、これを補填した後の残額）の20分の1に相当する金額以上を積立基準とする	積立金は、毎事業年度の剰余金の中から目標額に達するまで任意に積み立てる
取崩基準	出荷場の建設および機械装置の更新等が決定した場合	この積立金は、当該事業年度の共同活動にかかる費用の範囲内で、総代会の議決を得て取り崩すことができる	①経済事業施設建設等のために発生する諸費用について取り崩す ②目標達成のため、目標額に達する前の取り崩しも可能とする ③目標額に達する前に取り崩しがあった場合には、目標額から控除する ④取り崩しに関する事項は、理事会に一任する
当期末残高	200,000千円	90,000千円	75,000千円
備考			

名 称	教育基金積立金	信用次期システム積立金	遊休資産の処分及び取壊し費用にかかる積立金
積立目的	組合員教育ならびに役職員教育の資金を安定的に確保する為の教育資金	信用次期オンラインシステム導入に伴う積立	第12期総代会決議による(コスモス)
積立目標額	任意	70,000千円	20,000千円
積立基準	総代会決議による	第13期総代会決議による(コスモス)	第12期総代会決議による(コスモス)
取崩基準	・組合員教育のための経費 ・役職員の特別(長期)教育を実施する資金 ・組合員の子弟の育成資金 ・その他理事会において目的達成のため必要と認めた資金	信用次期オンラインシステム(端末機更新、A T M次期システム対応)導入後に発生する費用(リース費用、減価償却費等)について取り崩す	遊休資産の処分および取り壊しに要した費用について取り崩す
当期末残高	72,000千円	21,378千円	20,000千円
備考			

名 称	固定資産(レンタル)の処分及び取壊し費用にかかる積立金	茶加工施設更新積立金	ICキャッシュカード切替に伴う積立金
積立目的	第12期総代会決議による(コスモス)	茶加工施設更新のための積立金	第12期総代会決議による(コスモス)
積立目標額	20,000千円	更新必要額	20,000千円
積立基準	第12期総代会決議による(コスモス)	生茶1kg当り75円	第12期総代会決議による(コスモス)
取崩基準	固定資産(レンタル)の処分及び取り壊しに要した費用について取り崩す	減価償却費およびリース料に応じた金額を毎年取り崩す	ICキャッシュカード切替に要した費用について取り崩す
当期末残高	20,000千円	17,294千円	15,599千円
備考			

名 称	肥料協同購入積立金	信用端末更新積立金	給油所施設改修等にかかる積立金
積立目的	肥料協同購入積立規程による	次期信用事業オンラインシステムの移行に係る諸費用の積立金	第15期総代会決議による(コスモス)
積立目標額	肥料協同購入積立金に定める額	100,000千円	15,000千円
積立基準	肥料協同購入積立金の定めによる	平成19年度ならびに平成20年度の剰余金から積立てる	第15期総代会決議による(コスモス)
取崩基準	肥料協同購入積立規程の定めにより取り崩す	端末機更新、システム移行費用、移行に際して発生する費用について取り崩す	給油所施設改修等に要した費用について取り崩す
当期末残高	12,791千円	11,847千円	10,176千円
備考			

名 称	重油事故積立金	給油所POSシステム更新積立金	経済施設改修等にかかる積立金
積立目的	重油施設の保守管理の経費ならびに重油漏れ事故発生の場合の回収および補償にかかる損失の発生に備えて、園芸農家の経営安定に資することを目的とする	第13期総代会決議による(コスモス)	第17期総代会決議による(コスモス)
積立目標額	20,000千円	15,000千円	50,000千円
積立基準	重油供給10あたり50銭を超えない金額を総会(総代会)において承認された金額を積み立てる	第13期総代会決議による(コスモス)	第17期総代会決議による(コスモス)
取崩基準	JAが設置したタンクの塗装とタンク内スラッジ除去ならびにクリーニングに要する費用を年次計画的に支出する金額。事故による損失のうち理事会が査定した金額	給油所POSシステム更新に要した費用について取り崩す	経済施設改修等に要した費用について取り崩す
当期末残高	8,048千円	7,380千円	1,131千円
備考			

(2) 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円、%)

種 類		当 期 首	当 期 末	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額 (減 損 損 失)	当 期 末 高	当 期 償 却 額	減 価 償 却 累 計 額	償 却 累 計 率
有形固定資産	建 物	25,565,825	172,459	631,661 (415,286)	25,106,623	272,149	21,278,715	84.8	
	構 築 物	2,388,905	8,397	52,625 (26,625)	2,344,676	32,909	2,111,396	90.1	
	機 械 装 置	9,660,609	138,067	316,442 (60,128)	9,482,234	230,962	8,637,550	91.1	
	車 両 運 搬 具	209,741	15,063	18,762 (3,305)	206,042	4,896	192,339	93.3	
	工 具 器 具 備 品	2,755,774	85,497	281,171 (27,639)	2,560,101	92,235	2,360,509	92.2	
	土 地	8,072,893	—	139,801 (103,082)	7,933,092				
	リ ー ス 資 産	348,229	209,699	44,386 (15,324)	513,542	62,723	247,814	48.3	
	建 設 仮 勘 定	5,511	89,529	89,650 (—)	5,390				
	計	49,007,490	718,714	1,574,500 (651,393)	48,151,703	695,877	34,828,325		
無形固定資産	借 地 権	42,538	—	42,538 (42,538)	—	—			
	地 上 権	0	—	— (—)	0	—			
	商 標 権	58	—	19 (—)	38	19			
	ソ フ ト ウ ェ ア	26,325	11,870	11,750 (1,003)	26,444	8,620			
	電 話 加 入 権	13,047	—	489 (288)	12,558	—			
	電 気 通 信 施 設 利 用 権	40	—	11 (—)	29	11			
	水 道 施 設 利 用 権	358	620	32 (—)	946	32			
	印 版 代	230	—	230 (—)	—	230			
	計	82,598	12,490	55,073 (43,830)	40,015	8,914			
合 計		49,090,089	731,204	1,629,573 (695,223)	48,191,719	704,791			

注1 当期増加額の主な内容は次のとおりです。

建物	土長地区本部 耐震補強工事	41,321千円
建物	グリーンはるの第一出荷場リフター更新工事	16,900千円
建物	野市ライスセンター 穀庫改修工事	10,950千円
機械装置	野市ライスセンター 乾燥機3台更新	17,000千円
機械装置	安芸ユズ加工場 トレー包装機	14,300千円
機械装置	安芸ライスセンター 遠赤乾燥機更新	13,800千円
機械装置	安田ライスセンター 穀摺り機更新	10,500千円
車両運搬具	四万十堆肥センター 4トステンレスダンプ車	10,047千円
リース資産	アマノ システムタイムレコーダー156台	43,992千円
リース動産	イントラ端末機器120台	20,406千円
リース動産	ATM更新46台	127,439千円

注2 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額です。

注3 建物には、資産除去債務に係る固定資産が含まれています。

注4 当期償却費のうち賃貸資産および売電設備に係る減価償却費は雑損失(事業外費用)に含まれています。農機センターに係る減価償却費は農機費用(購買事業費用)に含まれています。

(3) 外部出資の明細

(単位：千円)

出 資 先		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
統 出 資 系	高知県信用農業協同組合連合会	18,837,780	—	—	18,837,780
	高知県厚生農業協同組合連合会	418,980	—	—	418,980
	高知県農林教育基金	272,303	—	—	272,303
	農業協同組合中央会	69,145	—	—	69,145
	経営強化基金	193,087	—	—	193,087
	全国農業協同組合連合会	1,431,800	—	—	1,431,800
	全国共済農業協同組合連合会	6,219,400	—	—	6,219,400
	農林中央金庫	106,300	—	—	106,300
	全国酪農業協同組合連合会	9,550	—	—	9,550
	全国新聞情報農業協同組合連合会	3,550	—	—	3,550
	高知県施設農業協同組合連合会	26,100	—	—	26,100
	日本園芸農業協同組合連合会	1,000	—	—	1,000
	日本養鶏農業協同組合連合会	100	—	—	100
統 出 資 系	四国生乳販売農業協同組合連合会	20,430	—	—	20,430
	計	27,609,525	—	—	27,609,525
外 統 出 資 系	株 阿佐海岸鉄道株式会社	80	—	—	80
	株 四国乳業株式会社	1,178	—	—	1,178
	株 株式会社四国電力	53,550	—	1,831	51,718
	株 株式会社きたがわジャルダン	118	—	—	118
	株 株式会社日本農業新聞	650	—	—	650
	株 株式会社赤岡青果市場	1,000	—	—	1,000
	大豊ゆとりファーム株式会社	3,000	—	—	3,000
	株 株式会社むらびと本舗	24	—	—	24
	高知空港ビル株式会社	13,000	—	—	13,000
	株 株式会社道の駅南国	1,350	—	—	1,350
	株 株式会社ながおか	138	—	—	138
	株 アブロス株式会社	2,000	—	—	2,000
	有限会社むささびの里	1,500	—	—	1,500
	株 株式会社あぐり窪川	3,700	—	—	3,700
	株 株式会社SEAプロジェクト	100	—	—	100
	ゆすはらペレット株式会社	50	—	—	50
	株 株式会社四万十ドラマ	100	—	—	100
	株 土佐清水食品株式会社	973	—	—	973
	株 株式会社なぶら土佐佐賀	1,000	—	—	1,000
	株 株式会社高知青果市場	34,307	—	—	34,307
	高知ビーニール株式会社	9,112	—	—	9,112
	株 株式会社テレビ高知	19,637	—	—	19,637
	高知フアーズ株式会社	13,152	—	—	13,152
	土佐くろしお鉄道株式会社	553	—	—	553
	株 株式会社エフエム高知	1,906	—	—	1,906
	J A 全農くみあい飼料株式会社	88,043	—	—	88,043
	株 株式会社土佐花き園芸市場	3,750	—	—	3,750
	株 高知県農業信用協同組合	1,436,820	28,850	—	1,465,670
	安芸郡酒類卸商業協同組合	780	—	—	780
	芸 東 森 林 組 合	17	—	—	17
	高知県自動車整備商工組合	1	—	—	1
	南 国 酒 販 協 同 組 合	100	—	—	100
	大 豊 町 森 林 組 合	72	—	—	72
	本 山 町 森 林 組 合	21	—	—	21
	土 佐 町 森 林 組 合	23	—	—	23
	高知県食品外販協同組合	100	—	—	100
	仁 淀 川 森 林 組 合	251	—	—	251
	高岡郡酒類卸商業協同組合	582	—	—	582
	津 野 町 森 林 組 合	543	8	—	552
	椿 原 町 森 林 組 合	1,500	—	—	1,500
	宿 毛 市 森 林 組 合	98	4	—	102
	高知中央市場鮮魚買受人協同組合	410	—	—	410
	赤 岡 青 果 商 業 協 同 組 合	13	—	13	—
	高知中央青果買受人協同組合	60	—	—	60
	他 幡多公設地方卸売市場青果部買受人協同組合	15	—	—	15
	計	1,695,381	28,862	1,844	1,722,399
資 子 会 社 等 出 資	株 株式会社アグリード土佐あき	9,000	—	—	9,000
	営農支援センター四万十株式会社	1,500	—	—	1,500
	株 株式会社J A メモリアルこうち	1,338,905	—	—	1,338,905
	株 株式会社協同プロセスこうち	12,000	—	12,000	—
	高知県くみあい運輸株式会社	42,350	—	—	42,350
	株 株式会社J A エナジーこうち	177,100	—	—	177,100
	株 株式会社高知県農協電算センター	39,290	—	—	39,290
	協同キラメッセ室戸有限会社	3,000	—	—	3,000
	有限会社芸西青果市場	2,500	—	—	2,500
	有限会社十市パークステーション管理組合	44,372	—	44,372	—
	株 株式会社ヤ・シ・イ	8,000	—	—	8,000
資	高知県食肉センター株式会社	33,000	—	—	33,000
	株 株式会社れいほく未来	94,000	—	—	94,000
	計	1,805,017	—	56,372	1,748,645
合計		31,109,924	28,862	58,217	31,080,570

(注) 株式会社協同プロセスこうちの減少額については株式の譲渡を行い、有限会社十市パークステーション管理組合の減少額については、清算結了によるものです。

(4) 引当金等の明細

(単位：千円)

種 別	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸 倒 引 当 金	2,477,630	1,934,303	17,282	2,460,347	1,934,303
一般貸倒引当金	472,311	92,358	—	472,311	92,358
うち信用事業	203,063	63,935	—	203,063	63,935
うち購買事業	227,525	25,055	—	227,525	25,055
うち販売事業	26,371	1,058	—	26,371	1,058
うち加工事業	10,537	1,059	—	10,537	1,059
うち利用事業	1,272	701	—	1,272	701
うちその他事業	147	6	—	147	6
うち事業外	3,393	540	—	3,393	540
個別貸倒引当金	2,005,318	1,841,944	17,282	1,988,036	1,841,944
うち信用事業	1,251,034	1,201,148	10,099	1,240,935	1,201,148
うち購買事業	603,425	493,525	7,182	596,243	493,525
うち販売事業	13,967	13,989	—	13,967	13,989
うち加工事業	2,471	6,059	—	2,471	6,059
うち利用事業	38,092	27,142	—	38,092	27,142
うちその他事業	610	426	—	610	426
うち事業外	95,715	99,654	—	95,715	99,654
賞 与 引 当 金	546,848	527,902	546,848	—	527,902
退職給付引当金	298,964	88,595	284,118	—	103,441
役員退職慰労引当金	96,877	13,314	52,048	—	58,143
特例業務負担金引当金	1,151,113	—	135,043	32,774	983,295
債務保証損失引当金	40,683	—	—	6,905	33,778
合 計	4,612,117	2,564,115	1,035,340	2,500,027	3,640,865

注1 当期減少額（その他）欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものです。

一般貸倒引当金 洗替による減少額

個別貸倒引当金 洗替による減少額

上記以外の引当金 将来の損失見積額の見直しによる戻入額

注2 賞与引当金の当期増加額欄には出向者にかかる負担分等が含まれています。

(5) 子会社等との間の取引並びに子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の明細

①子会社等との取引の明細

(単位：千円)

会 社 名	取引内容	収益総額	費用総額	摘 要
株式会社 高知県農協電算センター	うち信用事業	—	8	
	うち購買事業	—	2,568	事務委託手数料他
	うち販売事業	—	22	
	うちその他事業	366	359,986	事務委託手数料他
	計	366	362,586	
株式会社 とさのさと	うち信用事業	6,015	16	貸付金利息他
	うち共済事業	428	—	
	うち購買事業	330,031	83,778	食品、生活用品他
	うち販売事業	77,419	22,151	販売手数料他
	うち加工事業	22,808	17	米・お茶・ユズ加工品他
	うち直販事業	—	59	
	うちその他事業	61,430	22,639	賃料他
	計	498,134	128,662	
株式会社 J Aメモリアルこうち	うち信用事業	2,919	3,028	粗品、年金誕生プレゼント他
	うち共済事業	1,277	2,142	粗品、お歳暮他
	うち購買事業	994	101,392	仏壇仏具や墓石、ギフト商品仕入他
	うち販売事業	—	298	
	うち加工事業	12,194	—	返礼品（茶製品）他
	うち利用事業	92,986	276	葬儀等手数料他
	うちその他事業	22,594	1,572	出資配当、運営経費他
	計	132,965	108,709	
株式会社 J Aエナジーこうち	うち信用事業	454	75	
	うち共済事業	1,374	—	共済掛金、代理店手数料他
	うち購買事業	320,966	15,048	燃料手数料他
	うち販売事業	—	1,983	検査手数料他
	うち加工事業	14	2,063	ガス、燃料他
	うち利用事業	—	23,922	廃ポリ回収、燃料他
	うちその他事業	14,778	103,087	賃貸料、ガス、燃料他
	計	337,588	146,180	
高知県くみあい運輸 株式会社	うち信用事業	—	74	
	うち購買事業	2,860	266,159	運賃、賃貸料他
	うち販売事業	12	16,075	運賃他
	うち加工事業	56	52,448	運賃他
	うち利用事業	—	220	
	うちその他事業	2,084	419	出資配当、賃貸、運賃他
	計	5,012	335,397	
高知県食肉センター 株式会社	うち信用事業	2,800	3	貸付金利息他
	うち購買事業	—	14,796	食品他
	うち販売事業	1,298	1,308	業務委託料他
	うち加工事業	74	—	
	うちその他事業	—	11,563	精肉他
	計	4,172	27,672	
協同キラメッセ室戸 有限会社	うち信用事業	—	78	
	うち共済事業	1,127	438	共済掛金他
	うち購買事業	—	228	
	計	1,127	745	
株式会社 アグリード土佐あき	うち信用事業	—	16	
	うち購買事業	5,526	—	農薬・資材他
	うち販売事業	591	—	
	うち利用事業	180	—	
	うちその他事業	—	900	
	計	6,298	916	
有限会社 芸西青果市場	うち信用事業	42	—	
	計	42	—	
株式会社 ヤ・シィ	うち信用事業	—	1	
	計	—	1	
株式会社 れいほく未来	うち信用事業	1,066	2	貸付金利息他
	うち共済事業	239	—	
	うち購買事業	71,958	—	飼料他
	うちその他事業	—	15,300	業務委託料
	計	73,265	15,302	
有限会社 天然の湯 ながおか温泉	うち信用事業	—	14	
	うち購買事業	11,178	—	重油他
	うち利用事業	28,005	—	利用料他
	計	39,184	14	
株式会社 南国スタイル	うち信用事業	225	22	
	うち購買事業	41,374	—	肥料・農薬・諸材料費・種苗他
	うち販売事業	2,578	154	販売手数料他
	うち利用事業	4,541	10,500	育苗・ライスセンター利用料、育苗・ライスセンター委託料他
	うちその他事業	—	22,912	業務委託料（農家レストラン・直販）他
	計	48,719	33,590	
営農支援センター 四万十株式会社	うち信用事業	60	74	
	うち購買事業	52,268	—	農薬・資材他
	うち販売事業	500	—	
	計	52,828	74	
合計		1,199,705	1,159,853	

②子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の明細

(単位：千円)

会 社 名	取引内容	金 銭 債 権			金 銭 債 務		
		当期首残高	当期末残高	当期増減高	当期首残高	当期末残高	当期増減額
株式会社 高知県農協 電算センター	未収金	31	—	△ 31	—	—	—
	未払金	—	—	—	30,902	33,580	2,677
	計	31	—	△ 31	30,902	33,580	2,677
株式会社 とさのさと	貯金	—	—	—	21,547	17,482	△ 4,064
	貸付金	477,190	454,858	△ 22,331	—	—	—
	購買未収金	26,129	31,360	5,230	—	—	—
	購買未払金	—	—	—	—	115	115
	販売未収金	4,227	5,593	1,366	—	—	—
	販売未払金	—	—	—	28	156	128
	加工未収金	2,454	890	△ 1,563	—	—	—
	未収金	4,141	2,140	△ 2,001	—	—	—
	未払金	—	—	—	—	107	107
	計	514,144	494,843	△ 19,300	21,575	17,862	△ 3,713
株式会社 J Aメモリアルこうち	貯金	—	—	—	347,219	490,793	143,574
	貸付金	375,000	112,500	△ 262,500	—	—	—
	購買未収金	1,406	138	△ 1,268	—	—	—
	購買未払金	—	—	—	5,578	9,440	3,862
	販売未払金	—	—	—	4	1	△ 2
	加工未収金	1,184	89	△ 1,094	—	—	—
	未収金	15,516	17,744	2,227	—	—	—
	未払金	—	—	—	5	—	△ 5
	計	393,108	130,472	△ 262,635	352,807	500,235	147,427
株式会社 J Aエナジーこうち	貯金	—	—	—	34,248	90,677	56,429
	購買未収金	1,254,605	1,304,669	50,063	—	—	—
	購買未払金	—	—	—	485	417	△ 67
	販売未払金	—	—	—	134	24	△ 109
	加工未収金	2	—	△ 2	—	—	—
	加工未払金	—	—	—	6	396	389
	利用未払金	—	—	—	13	4	△ 9
	未収金	15,513	16,315	802	—	—	—
	未払金	—	—	—	10,324	10,820	496
	仮受金	—	—	—	72,487	87,416	14,929
	計	1,270,121	1,320,984	50,863	117,699	189,757	72,058
高知県くみあい運輸 株式会社	貯金	—	—	—	39,110	96,714	57,603
	購買未収金	590	488	△ 102	—	—	—
	購買未払金	—	—	—	74	210	135
	販売未収金	—	135	135	—	—	—
	販売未払金	—	—	—	—	66	66
	加工未払金	—	—	—	—	4,017	4,017
	未収金	261	254	△ 7	—	—	—
	未払金	—	—	—	27,400	27,135	△ 264
	計	851	878	26	66,586	128,143	61,557
高知県食肉センター 株式会社	貯金	—	—	—	354,702	117,589	△ 237,113
	貸付金	200,000	200,000	—	—	—	—
	購買未払金	—	—	—	—	42	42
	販売未払金	—	—	—	—	—	—
	加工未収金	—	4	4	—	—	—
	未収金	—	—	—	—	—	—
	未払金	—	—	—	1,457	1,887	430
	計	200,000	200,004	4	356,159	119,518	△ 236,640
協同キラメッセ室戸 有限会社	貯金	—	—	—	197,976	196,657	△ 1,318
	計	—	—	—	197,976	196,657	△ 1,318
株式会社 アグリード土佐あき	貯金	—	—	—	23,879	28,368	4,489
	購買未収金	545	331	△ 213	—	—	—
	販売未払金	—	—	—	1,514	1,755	240
	リース投資資産	1,027	859	△ 167	—	—	—
	計	1,572	1,190	△ 381	25,394	30,124	4,730
有限会社 芸西青果市場	貯金	—	—	—	6,973	29,545	22,572
	計	—	—	—	6,973	29,545	22,572
株式会社ヤ・シィ	貯金	—	—	—	1,909	2,127	217
	計	—	—	—	1,909	2,127	217
株式会社 れいほく未来	貯金	—	—	—	88,206	56,082	△ 32,124
	貸付金	70,000	60,000	△ 10,000	—	—	—
	購買未収金	7,951	7,956	4	—	—	—
	計	77,951	67,956	△ 9,995	88,206	56,082	△ 32,124
有限会社 天然の湯 ながおか温泉	貯金	—	—	—	32,087	36,837	4,749
	購買未収金	1,169	1,295	125	—	—	—
	利用未収金	31,350	28,350	△ 3,000	—	—	—
	計	32,519	29,645	△ 2,874	32,087	36,837	4,749
株式会社 南国スタイル	貯金	—	—	—	31,274	39,400	8,125
	貸付金	60,877	52,809	△ 8,068	—	—	—
	購買未収金	13,091	12,954	△ 137	—	—	—
	利用未収金	2,028	1,706	△ 322	—	—	—
	直販未収金	87	46	△ 40	—	—	—
	計	76,085	67,516	△ 8,569	31,274	39,400	8,125
営農支援センター 四万十株式会社	貯金	—	—	—	134,064	170,891	36,826
	貸付金	14,780	13,392	△ 1,388	—	—	—
	購買未収金	16,323	15,125	△ 1,197	—	—	—
	計	31,103	28,517	△ 2,585	134,064	170,891	36,826
有限会社 十市パーク ステーション管理組合	貯金	—	—	—	14,945	—	△ 14,945
	計	—	—	—	14,945	—	△ 14,945
株式会社 協同プロセスこうち	貯金	—	—	—	36	—	△ 36
	貸付金	400	—	△ 400	—	—	—
	購買未払金	—	—	—	65	—	△ 65
	販売未収金	—	—	—	—	—	—
	販売未払金	—	—	—	—	—	—
	加工未収金	7	—	△ 7	—	—	—
	計	407	—	△ 407	102	—	△ 102
合計		2,598,303	2,342,010	△ 256,293	1,493,714	1,550,764	57,050

(注) 有限会社十市パークステーション管理組合の金銭債務の減少は、清算終了によるものです。株式会社協同プロセスこうちの金銭債権および金銭債務の減少は、株式譲渡が完了したことによるものです。

(6) 事業管理費の明細

(単位：千円)

損益計算書科目	内訳科目	金額
人件費	役員報酬	182,444
	給料手当	7,227,286
	うち賞与引当金繰入額	523,982
	福利厚生費	1,276,005
	退職給付費用	210,377
	役員退職慰労金	15,604
	うち役員退職慰労引当金繰入額	13,314
	計	8,911,718
業務費	会議費	28,260
	接待交際費	3,878
	宣伝広告費	41,018
	通信費	122,825
	印刷・消耗備品費	69,687
	図書・研修費	38,311
	業務委託費	1,382,916
	旅費	29,653
	計	1,716,551
諸税負担金	租税公課	282,289
	支払賦課金	80,335
	分担金	43,617
	計	406,241
施設費	減価償却費	606,394
	保守修繕費	331,001
	保険料	81,170
	水道光熱費	467,376
	賃借料	390,786
	消耗備品費	27,754
	車両費	103,096
	施設管理費	136,565
	その他施設費	795
	計	2,144,942
その他事業管理費		81,614
合 計		13,261,068

剰余金処分案 (第7期)

(単位：円)

科 目	金 額
1. 当期末処分剰余金	841,523,841
2. 任意積立金取崩額	12,638,229,823
(1) 経済施設改修等にかかる積立金	1,131,538
(2) 共同利用施設等の導入に係る設備更新積立金	566,982,939
(3) 施設建設積立金	500,000,000
(4) 施設整備積立金	70,000,000
(5) 集出荷場施設積立金	200,000,000
(6) 経済事業施設整備積立金	75,000,000
(7) 茶加工施設更新積立金	17,294,400
(8) 信用次期システム積立金	21,378,996
(9) 遊休資産の処分及び取壊し費用にかかる積立金	20,000,000
(10) 固定資産(レンタル)の処分及び取壊し費用にかかる積立金	20,000,000
(11) ICキャッシュカード切替に伴う積立金	15,599,278
(12) 給油所POSシステム更新積立金	7,380,960
(13) 給油所施設改修等にかかる積立金	10,176,288
(14) 土佐あき施設改修及び耐震対策等積立金	999,389,334
(15) 重油事故積立金	8,048,567
(16) 信用端末更新積立金	11,847,052
(17) 教育基金積立金	72,000,000
(18) 営農振興積立金	2,229,393,000
(19) 経営安定対策積立金	1,202,607,471
(20) 協同活動推進積立金	90,000,000
(21) 特別積立金	6,500,000,000
3. 剰余金処分額	13,078,579,194
(1) 利益準備金	150,000,000
(2) 任意積立金	12,838,229,823
① 営農振興積立金	2,329,393,000
② 経営安定対策積立金	6,302,607,471
③ 協同活動推進積立金	162,000,000
④ 農業用施設対策積立金	2,930,408,877
⑤ 施設設置改修等積立金	1,113,820,475
(3) 出資配当金	90,349,371
普通出資に対する配当金	90,349,371
4. 次期繰越剰余金	401,174,470

- 1 出資配当は年1%の割合です。
- 2 上記2. 任意積立金の取り崩しにより(1)から(17)の積立金は廃止となり、(18)から(20)の積立金は積立目的、積立目標額、積立基準、取崩基準等を変更するため、取り崩したうえで積立を行うものです。
- 3 上記処分による目的積立金の組み替え後の残高、上記3. (2)①から⑤の新たな目的積立金の種類および積立目的、積立目標額、積立基準等は次頁以降のとおりです。
- 4 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額30,000,000円が含まれています。

目的積立金の組み替え後の残高

(単位：円)

組み替え前		組み替え後	
経済施設改修等にかかる積立金	1, 131, 538	農業用施設対策積立金	1, 430, 408, 877
共同利用施設等の導入に係る設備更新積立金	566, 982, 939		
施設建設積立金	500, 000, 000		
施設整備積立金	70, 000, 000		
集出荷場施設積立金	200, 000, 000		
経済事業施設整備積立金	75, 000, 000		
茶加工施設更新積立金	17, 294, 400		
信用次期システム積立金	21, 378, 996	施設設置改修等積立金	1, 113, 820, 475
遊休資産の処分及び取壊し費用にかかる積立金	20, 000, 000		
固定資産(レンタル)の処分及び取壊し費用にかかる積立金	20, 000, 000		
ICキャッシュカード切替に伴う積立金	15, 599, 278		
給油所POSシステム更新積立金	7, 380, 960		
給油所施設改修等にかかる積立金	10, 176, 288		
土佐あき施設改修及び耐震対策等積立金	999, 389, 334		
重油事故積立金	8, 048, 567	協同活動推進積立金	162, 000, 000
信用端末更新積立金	11, 847, 052		
教育基金積立金	72, 000, 000	協同活動推進積立金	162, 000, 000
協同活動推進積立金	90, 000, 000		
営農振興積立金	2, 229, 393, 000	営農振興積立金 (うち当期剰余金処分)	2, 329, 393, 000 (100, 000, 000)
経営安定対策積立金	1, 202, 607, 471	経営安定対策積立金 (うち当期剰余金処分)	1, 302, 607, 471 (100, 000, 000)
肥料協同購入積立金	12, 791, 217	肥料協同購入積立金	12, 791, 217
特別積立金	7, 362, 080, 700	経営安定対策積立金	5, 000, 000, 000
		農業用施設対策積立金	1, 500, 000, 000
		特別積立金	862, 080, 700

新たな目的積立金の明細

名 称	営農振興積立金	経営安定対策積立金	協同活動推進積立金
積立目的	営農振興積立金規程で定める積立	経営安定対策積立金規程で定める積立	協同活動推進積立金規程で定める積立
積立目標額	5,000,000,000円	10,000,000,000円	500,000,000円
積立基準	営農振興積立金規程の定める基準	経営安定対策積立金規程の定める基準	協同活動推進積立金規程の定める基準
取崩基準	営農振興積立金規程の定めにより取り崩す	経営安定対策積立金規程の定めにより取り崩す	協同活動推進積立金規程の定めにより取り崩す
処分後残高	2,329,393,000円	6,302,607,471円	162,000,000円
備考			

名 称	農業用施設対策積立金	施設設置改修等積立金	肥料協同購入積立金
積立目的	農業用施設対策積立金規程で定める積立	施設設置改修等積立金規程で定める積立	肥料協同購入積立金規程で定める積立
積立目標額	5,000,000,000円	5,000,000,000円	12,791,217円
積立基準	農業用施設対策積立金規程の定める基準	施設設置改修等積立金規程の定める基準	肥料協同購入積立金規程の定める基準
取崩基準	農業用施設対策積立金規程の定めにより取り崩す	施設設置改修等積立金規程の定めにより取り崩す	肥料協同購入積立金規程の定めにより取り崩す
処分後残高	2,930,408,877円	1,113,820,475円	12,791,217円
備考			

独立監査人の監査報告書

令和 7 年 6 月 3 日

高知県農業協同組合
理事会 御中

みのり監査法人

東京都港区

指定社員

公認会計士

北川 健二

業務執行社員

指定社員

公認会計士

池田 剛士

業務執行社員

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、高知県農業協同組合の令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの第 7 期の剰余金処分案を除く計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書、部門別損益計算書並びに事業別の明細である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等の監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続組合の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続組合に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続組合を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続組合として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、高知県農業協同組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第7期の剰余金処分案（剰余金処分案に対する注記を含む。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令又は定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令又は定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令又は定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第7期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、当組合の監事監査規程に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、当事業年度の監査の方針、監査計画等に従い、理事、参事及び内部監査室その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び参事その他の職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、統括本部・事業本部・地区本部・支所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社等については、子会社等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、理事及び参事その他の職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（農協法施行規則第151条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表及び剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「みのり監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年6月3日

高知県農業協同組合

（代表監事）常勤監事

熊田 妙 ㊞

常勤監事

北添 和明 ㊞

常勤監事

川久保 園賀 ㊞

監 事

武井 隆一 ㊞

監 事

仙波 昭司 ㊞

（注）監事 熊田 妙 仙波 昭司 は農協法第30条第14項に定める員外監事です。

○第7期 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで) 部門別損益計算書

(単位：千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	37,145,564	4,615,934	3,298,064	25,758,764	3,332,849	139,951	
事業費用②	23,196,234	963,140	205,098	19,656,914	2,217,673	153,407	
事業総利益③ (①－②)	13,949,329	3,652,794	3,092,965	6,101,849	1,115,175	△ 13,455	
事業管理費④	13,261,068	3,206,271	2,236,449	5,835,464	1,128,354	854,527	
(うち減価償却費⑤)	(606,394)	(75,520)	(47,936)	(434,672)	(35,903)	(12,361)	
(うち人件費⑤´)	(8,911,718)	(1,898,158)	(1,896,148)	(3,610,875)	(783,399)	(723,135)	
※うち共通管理費⑥		619,982	365,356	899,590	145,631	91,876	△ 2,122,438
(うち減価償却費⑦)		(32,211)	(16,038)	(27,387)	(3,079)	(1,417)	(△ 80,134)
(うち人件費⑦´)		(272,437)	(189,340)	(444,617)	(85,920)	(63,557)	(△ 1,055,872)
事業利益⑧ (③－④)	688,261	446,522	856,515	266,385	△ 13,179	△ 867,983	
事業外収益⑨	773,945	122,355	67,316	477,847	83,803	22,622	
※うち共通分⑩		126,556	73,368	404,652	58,573	22,213	△ 685,363
事業外費用⑪	92,465	21,334	△ 2,522	70,081	4,227	△ 655	
※うち共通分⑫		19,431	10,849	61,227	8,369	3,257	△ 103,135
経常利益⑬ (⑧＋⑨－⑪)	1,369,742	547,544	926,354	674,151	66,397	△ 844,705	
特別利益⑭	685,522	2,929	1,724	670,607	2,826	7,435	
※うち共通分⑮		2,929	1,724	8,257	1,039	499	△ 14,450
特別損失⑯	1,439,342	234,944	108,696	1,060,417	22,721	12,562	
※うち共通分⑰		172,444	88,256	102,814	11,797	6,231	△ 381,544
税引前当期利益⑱ (⑬＋⑭－⑯)	615,922	315,530	819,382	284,340	46,502	△ 849,832	
営農指導事業分 配賦額⑲		132,686	79,787	575,178	62,180	△ 849,832	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱－⑲)	615,922	182,843	739,595	△ 290,837	△ 15,678		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

人頭割・人件費を除いた事業管理費割・事業収益・事業費用の平均

(2) 営農指導事業

人頭割・人件費を除いた事業管理費割・事業収益・事業費用の平均

2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦割合)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	29%	17%	43%	7%	4%	100%
営農指導	15%	9%	68%	8%		100%

○第7期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）事業別の明細

1. 信用事業

(1) 貯金

(単位：千円)

種 類	当期末残高
当 座 性 貯 金	288,220,627
定 期 貯 金	379,115,832
定 期 積 金	3,371,210
計	670,707,671

(2) 貸出金

(単位：千円)

種 類	当期末残高
手 形 貸 付 金	104,844
証 書 貸 付 金	103,868,446
当 座 貸 越	2,423,307
計	106,396,598

(3) 預金

(単位：千円)

種 類	当期末残高
系 統 預 金	530,750,224
系 統 外 預 金	84,580
計	530,834,805

(4) 有価証券

(単位：千円)

種 類	当期末残高
国 債	5,463,740
地 方 債	6,147,320
政 府 保 証 債	3,779,200
社 債	3,600,000
計	18,990,260

2. 共済事業

(1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類		件 数	金 額
生命系	終 身 共 済	54,387	479,542,921
	定 期 生 命 共 済	1,384	15,248,360
	養 老 生 命 共 済	16,591	86,463,889
	こ ども 共 済	10,512	41,521,760
	医 療 共 済	49,626	10,054,850
	が ん 共 済	15,193	1,783,000
	定 期 医 療 共 済	1,522	1,666,500
	介 護 共 済	8,106	9,966,998
	認 知 症 共 済	328	
	生 活 障 害 共 済	2,563	
	特定重度疾病共済	2,701	
	年 金 共 済	22,259	2,171,800
建物系	建 物 更 生 共 済	99,205	1,225,573,632
合 計		273,865	1,832,471,952

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	件 数	金 額
医 療 共 済	49,626	252,189 2,344,347
が ん 共 済	15,193	93,429
定 期 医 療 共 済	1,522	7,656
合 計	66,341	353,274 2,344,347

(注) 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済および定期医療共済の金額は入院共済金額です。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	件 数	金 額
介 護 共 済	8,106	17,148,842
認 知 症 共 済	328	510,600
生活障害共済（一時金型）	2,188	10,137,100
生活障害共済（定期年金型）	375	282,040
特 定 重 度 疾 病 共 済	2,701	3,249,200

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	件 数	金 額
年 金 開 始 前	16,038	6,538,639
年 金 開 始 後	6,221	2,979,232
合 計	22,259	9,517,871

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	件 数	金 額	掛 金
火 災 共 済	5,407	55,099,250	59,671
自 動 車 共 済	82,571		3,055,464
傷 害 共 済	42,501	193,379,500	21,352
賠 償 責 任 共 済	1,434		3,266
自 賠 責 共 済	46,543		777,616
合 計	178,456		3,917,370

3. 購買事業

(単位：千円)

品 目				当期供給高
生 産 資 材	肥 料			2,764,602
	農 薬			2,423,404
	飼 料			494,205
	農 業 機 械			701,654
	生 産 資 材			2,194,464
	自 動 車			192,924
	燃 料			3,409,831
	計			12,181,086
生 活 物 資	食 品	米		211,310
		生 鮮 食 品	853,253	
		一 般 食 品	781,014	
	衣 料 品		29,420	
	耐 久 消 費 財		67,954	
	日 用 保 健 雑 貨		159,822	
	家 庭 燃 料		15,699	
	そ の 他		46,452	
	計			2,164,928
	合 計			14,346,015

4. 販売事業

(1) 受託販売品

(単位：千円)

品 目			当期取扱高
米			2,156,916
豆 ・ 雑	穀		813
野	菜		50,067,716
果	実		2,479,182
花 卉 ・ 花	木		3,509,882
畜 産	物		4,589,947
林 産	物		474,544
特 産	物		995,129
そ の 他			15,991
合 計			64,290,124

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

(2) 買取販売品

(単位：千円)

品 目			当期販売高
米			534,558
豆 ・ 雑	穀		1,892
野	菜		4,542,987
畜 産	物		14,510
特 産 物	等		83,941
合 計			5,177,891

5. 保管事業

(単位：千円)

項 目	金額
収 益	892
費 用	300
差 引	592

6. 加工事業

(単位：千円)

項	目	金	額
収	益		3,753,549
費	用		3,296,192
差	引		457,357

7. 利用事業

(単位：千円)

項	目	金	額
ライセンスセンター	収 益		172,693
	費 用		142,673
	差 引		30,019
育苗センター	収 益		231,331
	費 用		171,266
	差 引		60,064
レンタルハウス	収 益		46,996
	費 用		2,454
	差 引		44,542
その他	収 益		251,122
	費 用		68,835
	差 引		182,286
合計	収 益		702,143
	費 用		385,230
	差 引		316,913

8. 直販事業

(単位：千円)

項	目	金	額
収	益		341,107
費	用		272,927
差	引		68,179

9. その他の事業

(単位：千円)

項	目	金	額
収	益		111,149
費	用		96,854
差	引		14,294

10. 指導事業

(単位：千円)

項	目	金	額
収	入		137,366
支	出		176,043
差	引		△ 38,677

第2号議案 農業用施設対策積立金規程の制定について

農業用施設対策積立金規程の制定について、次のとおり承認を求める。

農業用施設対策積立金規程

(目的)

第1条 老朽化が進む農業用施設に対応し、将来的に必要な施設の設置及び改修、耐震化、災害などによる施設の損害、遊休資産の取り壊しなどに備えるため、目的積立金を造成する。

(名称)

第2条 この目的積立金は「農業用施設対策積立金」という。

(積立目標額)

第3条 積立金の積立目標額は50億円とする。

(積立基準)

第4条 積立金は、毎事業年度の剰余金（繰越欠損のある場合には、これを補てんした後の残額）の10分の1に相当する金額を基準として積立てることができる。

(取崩基準)

第5条 次の事象が生じた場合に、理事会の決議により必要と認めた金額を取り崩す。

- (1) 農業用施設を新たに設置・改修することにより、多額の費用が発生した場合
- (2) 農業用施設の耐震化により、多額の費用が発生した場合
- (3) 自然災害等による農業用施設等の損失発生により、多額の費用が発生した場合
- (4) 遊休資産の取り壊しなどにより、多額の費用が発生した場合

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議による。

附則 この規程は、令和7年6月27日から実施する。

第3号議案 施設設置改修等積立金規程の制定について

施設設置改修等積立金規程の制定について、次のとおり承認を求める。

施設設置改修等積立金規程

(目的)

第1条 老朽化が進む施設に対応し、将来的に必要な施設の設置及び改修、耐震化、災害などによる施設の損害、遊休資産の取り壊し等に備えるため、目的積立金を造成する。

(名称)

第2条 この目的積立金は「施設設置改修等積立金」という。

(積立目標額)

第3条 積立金の積立目標額は50億円とする。

(積立基準)

第4条 積立金は、毎事業年度の剰余金（繰越欠損のある場合には、これを補てんした後の残額）の10分の1に相当する金額を基準として積立てることができる。

(取崩基準)

第5条 次の事象が生じた場合に、理事会の決議により必要と認めた金額を取り崩す。

- (1) 施設を新たに設置・改修することにより、多額の費用が発生した場合
- (2) 施設の耐震化により、多額の費用が発生した場合
- (3) 自然災害等による組合施設等の損失発生により、多額の費用が発生した場合
- (4) 遊休資産の取り壊しなどにより、多額の費用が発生した場合

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議による。

附則 この規程は、令和7年6月27日から実施する。

第4号議案 営農振興積立金規程の一部変更について

1. 主な変更理由

(1) 積立目標額（第3条）

現在の規程による積立目標金額は、統合前組合の規模を勘案した金額で設定されていた経過から、出資総額の2倍に相当する金額と設定されており、非常に大きな目標額となっている。

他の目的積立金の目標額とのバランスも勘案し、積立目標額を50億円に変更するもの。

(2) 積立基準（第4条）

現在の規程による積立基準は、剰余金の5分の1に相当する金額以上を積立てる基準となっている。

今回、新たに農業用施設対策積立金規程、施設設置改修等積立金規程を制定することに伴い、今後は、既存の営農振興積立金規程、経営安定対策積立金規程、協同活動推進積立金規程に合わせて、計画的に積立てていくことになることから、当組合の状況に合わせて柔軟に積立金額を設定することができるように、積立基準を変更するもの。

2. 新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 営農指導事業の改善発達による営農振興を図るため、営農指導に係る費用の全部又は一部を財務収益で確保することを目的とした任意積立金（目的積立金）を設置する。 (名称) 第2条 この目的積立金は、営農振興積立金（以下、「積立金」という。）という。 (積立目標額) 第3条 積立金の積立目標額は<u>50億円とする。</u> (積立基準) 第4条 積立金は、毎事業年度の剰余金（繰越欠損のある場合には、これを補てんした後の残額）の5分の1に相当する<u>金額を基準として積立てることができる。</u> (取崩) 第5条 この積立金は、以下の場合に限り取り崩すことができるものとする。 ① 農業所得の増大・農業生産の拡大のために、理事会が認めた助成事業を行う場合は、理事会の決議により取り崩すことができる。 ただし、単年に取り崩すことができる金額は、原則として5,000万円以内とする。 ② 農業振興等に係る予測しない事象が将来発生したときは、総会の決議を経て取り崩すことができる。 (改廃) 第6条 この規程の改廃は、総会の決議による。 附則 この規程は、平成17年6月25日から実施する。 附則 この規程は、平成19年6月23日から実施する。 附則 この規程の変更は、平成31年1月1日から実施する。 附則 この規程の変更は、令和元年6月27日から実施する。 <u>附則 この規程の変更は、令和7年6月27日から実施する。</u>	(目的) 第1条 営農指導事業の改善発達による営農振興を図るため、営農指導に係る費用の全部又は一部を財務収益で確保することを目的とした任意積立金（目的積立金）を設置する。 (名称) 第2条 この目的積立金は、営農振興積立金（以下、「積立金」という。）という。 (積立目標額) 第3条 積立金の積立目標額は、<u>営農指導事業に係る費用の財源確保をめざして出資総額の2倍に相当する金額とする。</u> (積立基準) 第4条 積立金は、毎事業年度の剰余金（繰越欠損のある場合には、これを補てんした後の残額）の5分の1に相当する<u>金額以上の金額を基準として積立てる。</u> (取崩) 第5条 この積立金は、以下の場合に限り取り崩すことができるものとする。 ① 農業所得の増大・農業生産の拡大のために、理事会が認めた助成事業を行う場合は、理事会の決議により取り崩すことができる。 ただし、単年に取り崩すことができる金額は、原則として5,000万円以内とする。 ② 農業振興等に係る予測しない事象が将来発生したときは、総会の決議を経て取り崩すことができる。 (改廃) 第6条 この規程の改廃は、総会の決議による。 附則 この規程は、平成17年6月25日から実施する。 附則 この規程は、平成19年6月23日から実施する。 附則 この規程の変更は、平成31年1月1日から実施する。 附則 この規程の変更は、令和元年6月27日から実施する。

第5号議案 経営安定対策積立金規程の一部変更について

1. 主な変更理由

(1) 目的（第1条）

すでに定着している会計基準も存在することから、新たな会計基準という表現から、重要な会計基準という表現へ変更するもの。

合わせて、施設関係の耐震化対応および災害等に伴う損失発生などの対応については、農業用施設対策積立金、施設設置改修等積立金で対応するように、目的を変更するもの。

(2) 積立目標額（第3条）

当組合の抱える経営リスクに十分に備えるため、積立目標額を50億円から100億円に変更するもの。

(3) 積立基準（第4条）

当組合の状況に合わせて柔軟に積立金額を設定することができるように、積立基準を変更するもの。

(4) 取崩基準（第5条）

すでに定着している会計基準も存在することから、新たな会計基準という表現から、重要な会計基準という表現に変更するもの。

合わせて、施設関係の耐震化および災害等に伴う損失発生などの対応については、農業用施設対策積立金、施設設置改修等積立金で対応するように、取崩基準を変更するもの。

2. 新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 経営の健全化および安定化を図るため、<u>重要な会計基準</u>（税効果会計、退職給付会計、減損会計及び資産除去債務等）や債権等資産の償却、<u>自然災害等</u>による損失発生等多額の費用発生による経営リスクに備え、目的積立金を造成する。 (名称) 第2条 この目的積立金は「経営安定対策積立金」という。 (積立目標額) 第3条 積立金の積立目標額は<u>100億円</u>とする。 (積立基準) 第4条 積立金は、毎事業年度の剰余金（繰越欠損のある場合には、これを補てんした後の残額）の5分の1に相当する<u>金額を基準として積立てることができる。</u> (取崩基準) 第5条 次の事象が生じた場合に、理事会の決議により必要と認めた金額を取り崩す。 (1) <u>重要な会計基準</u>への対応により、多額の費用が発生した場合 (2) 債権等資産の償却により、多額の費用が発生した場合 (3) <u>自然災害等による損失発生により、多額の費用が発生した場合</u> (改廃) 第6条 この規程の改廃は、総会の決議による。 附則 この規程は、平成26年6月21日より実施する。 附則 この規程の変更は、平成31年1月1日から実施する。 <u>附則 この規程の変更は、令和7年6月27日から実施する。</u>	(目的) 第1条 経営の健全化および安定化を図るため、<u>新たな会計基準</u>（税効果会計、退職給付会計、減損会計及び資産除去債務等）や債権等資産の償却、<u>施設の耐震化</u>、自然災害による<u>組合施設等</u>の損失発生等多額の費用発生による経営リスクに備え、目的積立金を造成する。 (名称) 第2条 この目的積立金は「経営安定対策積立金」という。 (積立目標額) 第3条 積立金の積立目標額は<u>50億円</u>とする。 (積立基準) 第4条 積立金は、毎事業年度の剰余金（繰越欠損のある場合には、これを補てんした後の残額）の5分の1に相当する<u>金額以上の金額を基準として積み立てる。</u> (取崩基準) 第5条 次の事象が生じた場合に、理事会の決議により必要と認めた金額を取り崩す。 (1) <u>新たな会計基準</u>への対応により、多額の費用が発生した場合 (2) 債権等資産の償却により、多額の費用が発生した場合 (3) <u>施設の耐震化により、多額の費用が発生した場合</u> (4) <u>自然災害による組合施設等の損失発生により、多額の費用が発生した場合</u> (改廃) 第6条 この規程の改廃は、総会の決議による。 附則 この規程は、平成26年6月21日より実施する。 附則 この規程の変更は、平成31年1月1日から実施する。

第6号議案 協同活動推進積立金規程の一部変更について

1. 主な変更理由

(1) 積立目標額（第3条）

現在の規程による積立目標額は、統合前組合の規模を勘案した金額で設定されていた経過から、出資総額の2倍に相当する金額と設定されており、非常に大きな目標額となっている。

他の目的積立金の目標額とのバランスも勘案し、積立目標額を5億円に変更するもの。

(2) 積立基準（第4条）

当組合の状況に合わせて柔軟に積立金額を設定することができるように、積立基準を変更するもの。

2. 新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 教育文化活動を始めとする協同活動の実践・推進を図るため、協同活動に係る費用の全部又は一部を積立金並びに財務収益で確保することを目的とした任意積立金（目的積立金）を設置する。 (名称) 第2条 この目的積立金は、協同活動推進積立金（以下、「積立金」という。）という。 (積立目標額) 第3条 積立金の積立目標額は<u>5億円</u>とする。 (積立基準) 第4条 積立金は、毎事業年度の剰余金（繰越欠損のある場合には、これを補てんした後の残額）の20分の1に相当する<u>金額を基準として積立てることができる。</u> (取崩) 第5条 この積立金は、当該事業年度の協同活動にかかる費用の範囲内で、総会の決議を得て取り崩すことができる。 (改廃) 第6条 この規程の改廃は、総会の決議による。 附則 この規程は、平成31年1月1日から実施する。 附則 この規程の変更は、<u>令和7年6月27日から実施する。</u>	(目的) 第1条 教育文化活動を始めとする協同活動の実践・推進を図るため、協同活動に係る費用の全部又は一部を積立金並びに財務収益で確保することを目的とした任意積立金（目的積立金）を設置する。 (名称) 第2条 この目的積立金は、協同活動推進積立金（以下、「積立金」という。）という。 (積立目標額) 第3条 積立金の積立目標額は、<u>協同活動に係る費用の財源確保を目指して出資総額の2倍に相当する金額</u>とする。 (積立基準) 第4条 積立金は、毎事業年度の剰余金（繰越欠損のある場合には、これを補てんした後の残額）の20分の1に相当する<u>金額以上の金額を基準として積立てる。</u> (取崩) 第5条 この積立金は、当該事業年度の協同活動にかかる費用の範囲内で、総会の決議を得て取り崩すことができる。 (改廃) 第6条 この規程の改廃は、総会の決議による。 附則 この規程は、平成31年1月1日から実施する。

第8号議案 第8期（令和7年度）事業計画の設定について

「不断の自己改革」に引き続き邁進し、協同の力と総合事業の力を発揮しながら「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」、「地域の活性化」に向けて事業活動に取り組んでまいります。

農業者の所得増大に向けては、生産コスト高騰の影響を緩和するための価格転嫁対策、出荷コスト低減対策および農業労働力確保対策を中心に取組むとともに、集出荷場の再編・品目集約に向けた協議も進め、集出荷場の効率的な運営を図ります。

販売事業については、園芸、米、特産品、畜産の販売力の強化、食品表示・衛生管理の徹底に努めながら、安全・安心な県産品の安定供給につなげていきます。園芸流通センター移転構想の具体化に向けた研究も進め、将来も安心して農産物の流通が維持継続できる体制の確立を目指します。直販事業ではJA高知県の子会社が運営する「JAファーマーズマーケットとさのさと」との連携を図り、県内直販所の販売力の強化に取り組めます。

購買事業については、営農部門と連携して銘柄集約に向けた対応を行うなど生産資材コストの低減に向けた取組を進めるほか、女性部と連携を図りながらエコープマーク品の普及拡大などに取組み、生活資材の供給を行います。

信用事業については、金融仲介機能（金融相談）を中心とした金融サービスの拡充および事務効率化・事務堅確性の向上に取組み、農業・地域・くらしの各領域においてJAバンクならではのサービスの提供と、組合員・利用者のライフプランにあわせた金融サービスの提供を一層進めてまいります。

共済事業については、3Q訪問活動を通じて組合員の皆様に寄り添い、必要な方への必要な保障の提供により、さらなる「安心」と「満足」を届けます。小学校新入生への黄色い傘の寄贈や交通安全教室の開催も行い、地域貢献活動にも取り組めます。

組織・経営基盤の強化に向けては、不祥事再発防止策の徹底によるリスク管理の強化を図るとともに、3か年計画の着実な実践ならびに遊休資産の流動化、施設の改修等の具体化などに取組むことで、組合経営の健全性の確保を目指します。JA高知中央会との新たな共通機構による教育の充実や、くらしの活動・広報活動を通じた組合員・地域住民との関係づくりも行いながら組織基盤の強化を目指します。

1. 農業所得増大対策

農業者の所得増大に向けた販売品取扱高目標の達成に向け、産地総点検運動としての取組が着実に進むよう、各事業と連携し、様々な対策に取り組めます。

特に、生産コスト高騰の影響を緩和するための価格転嫁対策、出荷コスト低減対策および農業労働力確保対策を中心とした所得確保対策に取り組めます。

(1) 農業者の所得増大に向けた価格転嫁対策への取組

適切な価格転嫁に向け、産地の情報を適切に伝達していくため、市場等への要請活動の強化や消費者への理解醸成に向けた活動を展開します。

また、農政活動を通じて国会議員や行政機関等に対して適切な価格転嫁対策の実現に向けた働きかけに取り組めます。

(2) 計画的な集出荷場の再編・品目集約および出荷コスト低減への取組

集出荷場の再編・品目集約に取り組め、集出荷場の効率的な運営に取り組めます。

また、集出荷場のカイゼン活動による運営コスト低減や出荷資材の競争入札による出荷コストの低減に取り組めます。

(3) 県域担い手サポート連絡協議会「県域企画応援事業」の活用

営農部門と連携し、新規就農者の支援や生産拡大に向けた取組、新品種や新技術導入に向けた研究ならびに栽培における課題解決に向けた試験研究、営農・販売情報の発信の機能強化について、JAグループ高知の「県域企画応援事業」を有効活用し取り組めます。

(4) 農業者や集出荷場の労働力不足に対する支援

農作業現場の労働力確保に向け、無料職業紹介所を中心に農業者の雇用者確保対策を支援し、農業専門求人サイト「あぐりマッチこうち」を通じた農業者と求職者のマッチング対応および一日農業バイト「デイワーク」などのアプリを活用した労働力確保対策を進めます。また、集出荷場の作業の安定化に向けて特定技能外国人の受入支援に取り組めます。

2. 営農指導事業

品目担当専門営農指導員を中心に現地研修会等を開催し、営農指導体制の強化に努め、栽培技術の向上を目指すとともに、野菜主要6品目の「農業振興計画」およびショウガを加えた7品目の「産地総点検運動」の進捗管理を行い、地域・産地の課題解決に取り組めます。

また、部会組織と連携した新規就農者の受入等による担い手の確保、安全・安心な農畜産物の供給、土壌診断等による環境保全型農業の実践や、I o Pクラウド「SAWACHI」の活用によるデータ駆動型農業を実践し、栽培技術の向上に取り組めます。

(1) 反収および品質向上対策と営農指導の強化

①反収および品質向上対策

品目別の課題解決に向けた栽培技術の研究を進めるとともに、県域や各地区で現地研修会等を開催し、高温対策や栽培の基本管理を徹底します。

②営農指導員の技術研鑽

品目担当専門営農指導員が主催し、地区営農指導員を対象とした現地研修会等を開催し、産地の課題解決に向けた営農指導員の育成に取り組めます。

③県との連携によるデータ駆動型農業の推進

県と連携して補助事業等を活用した環境制御機器の導入支援や「SAWACHI」データを活用した営農改善の実践拡大に取り組めます。

また、デジタル機器を活用した営農指導員同士のネットワークの構築や、経験の浅い営農指導員に対して遠隔指導の研究に取り組めます。

(2) 環境に配慮した農業の推進

土壌診断を実施し、適正な施肥設計の推進による施肥量の低減、各種補助事業を活用したIPM技術や、省エネ栽培技術の実践拡大に取り組めます。

(3) 農業経営の支援

JA総合事業提案型システム等を活用した経営分析を行うとともに、簿記記帳研修会等を通じた農業者の記帳支援に取り組めます。

また、野菜価格安定事業の推進により、対象品目の価格差補給金の交付手続による販売価格の下落緩和や収入保険制度の紹介により、農業者の所得確保を支援します。

(4) 安全・安心な農畜産物の確保対策

生産履歴記帳や飼養履歴記帳、米穀農産物検査、残留農薬検査、園芸作物の

エコシステム栽培の取組を継続するとともに、J Aグループ高知版G A P（国際水準G A P）の取組を推進し、県産農畜産物の安全・安心な生産出荷体制に取組めます。

（５）担い手の確保対策

①園芸用ハウス等の整備

国・県の補助事業を活用し、園芸用ハウス等の整備を支援します。

②新規就農者

行政や生産部会と連携し、産地提案書等による新規就農者の受入確保やサポートハウスの運営等による担い手の確保に取組めます。

③青壮年連盟等の活動支援

県・中国四国地区・全国の会議へ参加するなど、地域や品目を越えた若手農業者の育成支援に取組めます。

また、県議会や県選出国会議員との対話により、現場の声を県政・国政の場へ届けていきます。

（６）つながりの強化

品目部会を中心とした集団指導に重点を置きながら、個別巡回指導も大切に組合員との意思疎通に取組めます。

また、生産コストに見合う価格形成への理解醸成に向け、品目ごとの生育状況等について販売部署との情報共有に取組めます。

3. 販売事業

農畜産物の安全・安心を確保する管理体制を強化し、消費者・取引先の信頼向上に取り組めます。販売事業の収支改善とあわせ、農畜産物の系統共販体制の推進とともに販売高の確保、資源価格の高止まりによる生産コストの増加対応として、販売価格転嫁の要請に引き続き取り組めます。

また、出荷包装規格の見直しによる労力低減に取り組めます。

さらに、機能再編強化や持続可能な食料の安定供給を目的とした園芸流通センター移転構想に向けて、研究を開始します。

(1) 園芸販売

①販路拡大と販売促進対策

県域一元出荷と県共計に基づく卸売市場販売を主体に、本部や県外事務所の営業商談を活発に行い、予約的相対取引や出荷予測の精度向上により注文取引、通常取引等を組合わせた販売単価の最大化に取り組めます。また、実需取引先の新規開拓による買取販売の拡大、J A高知県の子会社が運営する「J Aファーマーズマーケットとさのさと」との連携強化、インターネット販売サイト「とさごろ」の活用による取扱拡大に取り組めます。

販売促進は、園芸品販売拡大推進大会の開催、卸売市場や県園芸品販売拡大事業、主産県と連携した量販店等での販促活動や食品メーカーとのタイアップ、SNSや情報誌、メディアを活用したPR強化、県事業による輸出促進に取り組めます。

また、前年度実施したシシトウ新包装等流通試験を継続するとともに、規格化に向け取り組めます。

②再生産価格の安定的確保

再生産価格の確保は、県域品目部会や品目販売会議を主体として出荷販売対策を協議・共有し、目標単価を定め月ごとに検証するとともに、J A大会で決議された産地総点検運動として設定した主要品目の販売に取り組めます。

適正な価格形成の要請は、取引市場のほか流通関係先に対して要請し、生産コストに見合う価格形成への理解、協力を求めます。

また、産地総点検運動の設定品目を中心に本部、地区と連携し訪問巡回による系統誘導に取り組めます。

③出荷品のコスト低減対策と品質・表示管理の徹底

消費・需要に適合し、労力軽減・コスト低減につながるよう出荷包装規格の見直しを図るとともに、J Rコンテナや貸切トラック輸送による輸送コストの低減を図ります。出荷品の品質・表示管理はガイドライン準拠・集出荷場版GAP（農業生産工程管理）に取り組めます。

④精算業務の効率化および体制整備

精算システムで出力される帳票類のデータ化を図り、ペーパーレス化を進めるとともに、労力の削減に努めます。

また、県外事務所の体制は、次年度からの所管範囲の見直しに合わせ集約することとし、準備を進めます。さらに、令和8年4月導入予定の「JA組合員マイページ」では、市況情報や販売精算書がスマートフォン等からいつでも確認できるようデジタル化の研究を進めます。

(2) 米穀集荷販売

①生産対策

生産者に対して米穀情勢を共有しながら、主食米、加工用米、飼料用米など米穀ごとのメリットを提案し、推進します。

また、販売先と早期に数量・価格契約を行うよう事前契約を締結し、生産者の生産支援を行います。

②集荷量の確保・拡大

県域共同計算を基本とし出荷確約契約に基づき確実な集荷を進めます。

また、県内外へ「高知米」の早期販売の推進に取組み、生産者への早期精算と農業所得向上を通じて系統集荷量の拡大を図ります。

(3) 玄米・精米販売

①玄米販売の拡大

集荷部門と連携し需要に合った県産米の取扱い、県内外の卸・米穀店に対して安定的に販売します。

②精米販売の強化

県内実需者の量販店や学校給食、ふるさと納税などに対し、地産地消と精米ブランド「パールライス」の営業商談と宣伝・販促活動を行い、県産米の販売強化に取り組めます。

また、ドラッグストアを中心に新たな取引先の推進を行い、取扱拡大を図ります。

(4) 農畜産販売

①土佐茶の販売拡大

製品茶の販売拡大を図り、土佐茶ブランドの強化、荒茶価格、茶産地の維持に努めます。

また、高知県および県内企業と連携し、県内の土佐茶消費ならびに販売拡大に努めます。

②ユズ加工販売の強化

県内産ユズ玉（搾汁用）の確保に引き続き努め、果汁・皮の取扱量の増加による販売拡大に取り組めます。

また、県外（愛媛県・徳島県）のJA等と連携し、県外産果汁の仕入による販売拡大に取り組めます。

輸出については、国内の販売状況を見ながら、販売数量の最大化に努めます。

③生乳の計画生産と乳質の高位平準化

生産基盤を維持し計画的な生乳生産に努め、生産管理チェックシートの記帳・管理で乳質の高位平準化に取り組むとともに、「みどりのチェックシート（畜産）」を活用して課題の改善に努め、持続可能な酪農業の構築を目指します。

④肉用牛販売の強化

「土佐あかうし」のGI登録を行い、国内外でのブランド力・認知度を高め需要を向上させることで、「土佐あかうし」の生産数の増加を目指します。

（５）食品表示・衛生管理

①食品表示・衛生管理の指導

不祥事再発防止策およびトレーサビリティの確立等の重点目標に基づき食品表示・衛生管理の法令遵守に取り組めます。

また、巡回点検時の食品表示・衛生管理等の不適項目に対して、継続的にフォローアップ指導を実施します。

②関係法令の周知

食品関係法令等の役職員研修を行い、コンプライアンス意識の醸成と知識の定着に取り組めます。

また、食品取扱部署職員に行政等の主催する研修会の受講を奨励し、関係法令の周知とスキルアップを図ります。

③巡回点検

食品製造・加工施設を定期的に巡回点検するとともに、食品販売施設の自主点検の月次検証、新規商品取扱前の点検・承認、食品表示・衛生管理の照会対応を行い、食品表示・衛生管理の適正化に取り組めます。

【販売高目標】（内部取引控除後）

＜受託販売高＞

（単位：千円）

品目	金額	品目	金額
米	2,302,593	畜産物	4,778,446
豆・雑穀		林産物	483,961
野菜	49,199,785	特産物	1,056,102
果実	3,100,888	その他	17,592
花卉・花木	3,691,598	合計	64,630,965

＜買取販売高＞

（単位：千円）

品目	金額	品目	金額
米	580,303	畜産物	12,000
豆・雑穀	420	特産物等	6,329
野菜	4,196,050	その他	116,619
果実	116,435	合計	5,028,156

＜加工販売高＞

（単位：千円）

品目	金額	品目	金額
加工米（精米・玄米）	2,358,326	茶加工品	130,700
ユズ加工品	892,273	その他	90,862
		合計	3,472,161

4. 直販事業

(1) 直販所店舗間連携の強化

営農販売事業本部内に直販所管理担当部門を置き、J A直営直販所やJ A高知県の子会社が運営する「J Aファーマーズマーケットとさのさと」との店舗間連携の強化を図り、店長会、店舗運営に関する研修会、店舗交流会を開催し、直販店舗運営のスキルアップに取り組めます。

(2) 「とさのさと」の協力による「売れる店舗づくり」の取組

J A高知県の子会社が運営する「J Aファーマーズマーケットとさのさと」の連携を得て、「購買意欲の高まる売場レイアウトづくり」、「消費者ニーズに沿った品ぞろえ」、「集客力アップ施策」、「直販所出荷量拡大施策」に取り組めます。

(3) 地産地消の取組

生産者と消費者をつなぐ店舗として、消費者へ地産地消のPRを行います。

5. 購買事業

燃油や飼料、肥料など生産資材の価格高騰が長期化するなか、多様化する組合員ニーズに対応するため、営農部門と銘柄集約の検討等連携強化を図り、生産資材コストの低減や農業者の所得増大に取り組めます。また、購買請求書については、令和8年4月より導入予定の「JA組合員マイページ」から、スマートフォン等からいつでも確認できるようデジタル化の研究を進めます。

（１）生産資材コストの低減

営農部門と連携し、肥料・農薬の低コスト商品の普及や銘柄集約に取り組めます。また、特別推進銘柄・地区特別推進銘柄の見直しを適宜行い、安価な商品の供給に努めます。

園芸資材は、取扱量の多い被覆資材等を取りまとめて共同購入を行い、生産資材コストの低減に努めます。

（２）渉外活動の取組

各営農経済センターと本部が連携し、未利用・低利用生産者や地域の多様な生産者に渉外活動を行うことにより、事業分量の拡大に取り組めます。また、注文書の配布・回収に努め予約率の向上を図ります。

担い手農家・集落営農法人・農家法人など幅広いニーズに応えられるよう各種研修会を開催し職員のスキルアップを図り、渉外活動に取り組めます。

（３）農業機械

全農との一体運営による積極的な訪問活動を通じ、生産者の営農計画に沿った農機の導入や安全で効率的な利用等について提案を行います。

また、迅速かつ正確な修理・整備に努めるとともに、中古農機の取扱拡大を促進し生産コストの低減を支援します。

（４）燃料

取扱数量の維持・拡大に取り組むことで元売業者との価格交渉を行います。これにより有利購買に努め、生産者のコスト低減を図るとともに、物流確保・安定供給に向けて取り組めます。

また、計画的に進めている営農用A重油タンクの残油監視システムを導入することで、重油にかかる戸配送業務の効率化に取り組めます。

（５）生活

地区独自で開催する展示会や組合員のくらし支援につながる生活用品の供

給など、本部・地区連携によって組合員ニーズに応えられる事業展開を図ります。

また、女性部と連携を図り、エコープマーク品の普及拡大と女性部愛用品を中心とした「JAくらしの宅配便」の利用促進、㈱とさのさとや高知県食肉センター㈱などの子会社等と協力してJAグループ高知が取扱う食品の供給に取組みます。

【購買品供給高目標】（内部取引控除後）

（単位：千円）

品目	購買品供給高	品目	購買品供給高
肥料	2,884,684	燃料	3,403,537
農薬	2,525,809	食品	1,840,045
飼料	435,369	生活用品	224,414
農業機械	700,913	家庭用燃料	5,321
生産資材	2,299,468	その他	
自動車	223,351	合計	14,542,911

※内部取引以外にも収益認識基準における会計変更に伴う代理人取引、農機の全農との分量取消等により 11,637,602 千円を控除しています。

6. 信用事業

金融仲介機能（金融相談）を中心とした金融サービスの拡充および事務効率化・事務堅確性の向上に取組み、農業・地域・くらしの各領域においてＪＡバンクならではのサービスの提供と、組合員・利用者のライフプランにあわせた金融サービスの提供を一層進めてまいります。

（１）貯金・非対面取引・メイン化の強化

組合員・利用者に魅力的な施策提案、および本部・地区・支所・出張所一体となった訪問活動を実践するとともに、非対面取引（ＡＴＭ・ＪＡネットバンク・ＪＡバンクアプリ等）や、組合員・利用者のライフプランに合ったサービスの提供を行い、今まで以上に組合員・利用者とのつながりを意識した残高増強・取引のメイン化に取り組めます。

（２）融資業務の強化

農業融資については、事業横断的な協力体制を目指した事業間連携を図るため、事業本部・地区に農業融資専任担当者を配置し、支所融資担当者と連携したメイン強化先への訪問活動、組合員の資金ニーズに沿った提案等により、さらなる金融仲介機能発揮を目指した取組を行います。また、住宅ローンについては、昨年度導入した「変動金利型住宅ローン」を展開し、利用者の生活メインバンク化促進に向けた資金提案を行います。

（３）事務指導・管理態勢の構築

組合員・利用者からの信頼回復と経営の健全性を確保するため、不祥事未然防止対策の実践と店舗巡回指導を中心とした事務の適正化に引き続き取り組めます。また、リスク管理部門・監査部門との連携を図り、適正な事務手続に沿った相互牽制の定着に取り組めます。

（４）マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

マネロン等対策の適切な実践に向け、研修会の受講・ＡＭＬ（アンチ・マネー・ローンダリング）資格取得を継続して行っていくとともに、職員の気づきによる対応力の向上に取り組めます。併せて系統マネロン管理システムによる管理とモニタリングを適切に実施しマネロン等の防止に取り組めます。

【貯金・貸出金残高目標】

（単位：千円）

貯金	659,459,000
貸出金	104,834,000

7. 共済事業

(1) 組合員・利用者への「3Q訪問活動・あんしんチェック」の実践

「相互扶助（助け合い）」の精神の下、組合員・利用者の皆様への「3Q訪問」による「近況・ご加入内容・請求漏れの確認、保障点検」といった「あんしんチェック」を実践し、寄り添う活動から得られた情報を基に、「必要な方に必要な保障を提供」していくことで、さらなる「安心」と「満足」をお届けしていきます。

(2) 「ひと・いえ・くるま・農業」の保障充足

ライフプランや公的保険等、個々のニーズを踏まえた生命保障の提案、地震、豪雨など様々な自然災害や自動車事故等への備えを万全にするための保障提案、営農部門と連携しながら農業者への農業保障分野の提案など、「ひと・いえ・くるま・農業」のリスクに対する万全な保障提供の取組を、ライフアドバイザー（共済普及専門職員）を中心に行います。

(3) デジタル化施策の拡大

契約者の利便性向上に向けたデジタル技術「Webマイページ」「JA共済アプリ」のさらなる登録者増加に取り組めます。

(4) 地域貢献活動

小学校新入生への黄色い傘や反射板の寄贈、交通安全教室の開催、農作業事故未然防止に向けた「農作業事故VR体験会」の開催など、地域貢献活動にも継続して取り組めます。

【新契約高目標】

①長期共済

(単位：千円)

生命万一・建更	保障金額	61,050,000
生存系 ^{※1}	共済金額	3,550,000
年金	年金原資 ^{※2}	1,414,000

※1 医療、がん・特定重度、介護系共済

※2 年金開始時における積立金

②短期共済

自動車	77,746 件
自賠責	45,033 件

8. 組織・経営基盤

(1) リスク管理の強化

①コンプライアンス体制の強化

コンプライアンス研修や連続職場離脱・人事ローテーション等の不祥事再発防止策の取組を引き続き徹底し、コンプライアンス意識のさらなる向上と態勢の強化を図ります。

また、事務ミスや苦情・相談報告、監事監査・内部監査の指摘をリスク管理部、各事業本部と共有し、不祥事の発生につながるリスクの発見と予防に引き続き徹底して取組みます。

②マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

マネー・ローンダリング・テロ資金供与（以下、マネロン等）対策について、国際的な要請の高まりに伴い、マネロン等リスクへの対応を経営戦略上の重要課題と捉え、基本規定として、マネロン等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針、マネロン等への対応に関する規則、当組合における取引のリスク評価書、金融庁のマネロン等に関するガイドラインに基づき、事業ごとの固有リスクの見直し、顧客管理の徹底等の対策強化に取組みます。

(2) 経営基盤の強化

3か年計画に掲げる経営基盤の強化の実現に向けて、持続可能な収益性、将来にわたる健全性を確保するため、人員（店舗）体制構築にかかる取組および事業拠点の収支改善に向けた取組が着実に進むよう、各事業部門と連携して、様々な改革に取組みます。

また、全体的な職員減少や管理運営コストの抑制のため業務・事務の効率化に向けて、(株)高知県農協電算センターと連携を図りながら各種システムの研究・開発を継続し、段階的にシステムの導入を進めます。

(3) J A 経営の健全性の確保

①拠点別・部門別収支管理の徹底と経営分析の実施

グルーピングの見直しを図るとともに、拠点別損益と全拠点の価値（正味売却価額）を把握し、適切な減損リスクの算定に取組みます。また、部門別損益による経営分析を行い、組合経営の健全化に努めます。

②固定資産の取得の厳格化

新規投資に際しては一層厳格化を図り、減損リスクを抑制していくよう対応を進めます。「備品類等のマッチング」にも引き続き取組み、減価償却費等の事業管理費の抑制を図ります。

③遊休資産の流動化

遊休状態の拠点については、組合全体での情報の見える化ならびに一元管理を進めることで管理を強化するとともに、チラシ等で情報発信を行いながら処分等を進めます。

また、解体や賃貸借契約の解除についても必要性を検討したうえで、i) 売却の目途が立っている拠点、ii) 崩壊の危険性のある拠点、iii) 借地上の建物、iv) 法令上必要なものを優先に対応を進めていきます。

④改修等に向けた検討

対象拠点については、拠点ごとの将来収支や機能を勘案して改修または建替の方向性を定め、中長期的な費用対効果も踏まえながら具体的な改修等の時期、内容の検討を進めます。

また、改修等にかかる全般的な拠点管理の考え方を整理し、マニュアル等の整備に向けて検討を進めます。

(4) 組合員の加入促進・メンバーシップの強化

①「JA高知県の自己改革に関する対話運動」の実施

女性組織と青壮年組織など、組織を横断した取組の実践を通じて組合員組織の活性化を図るとともに、女性の意思反映・運営参画を高めるため学習運動や対話運動に取組みます。

また、くらしの活動や広報誌モニター制度に引き続き取組み、准組合員の意思反映を図ります。

②JA運営への組合員の意思反映

地域の意見を細かく採り入れ、組合員の協同活動や事業運営にいかすため、支所運営委員会、地区運営委員会、本所運営委員会を定期的を開催します。(目標 120 回開催、3,000 人参加)

また、各運営委員会において、JAの組織運営への意見・要望等をとりとまとめ、JA運営に反映していきます。

(5) くらしの活動・広報活動を通じた組合員・地域住民との関係づくり

①くらしの活動の取組

食農教育、高齢者生活支援、生活文化活動、防災活動などを通じて、地域コミュニティづくり、新たなJAファンの拡大に取り組めます。

また、「家の光三誌」の普及目標部数を、『家の光』1,547 部、『地上』163 部、『ちゃぐりん』527 部として普及活用を進めます。

②広報活動の実践

組織内広報では、広報誌「こうぐり」を中心に令和8年4月に導入予定の「JA組合員マイページ」なども活用した情報発信を進めます。組織外広報では、トップ広報の強化をはじめ、ニュースリリースやHP、SNSなどを通じて地域社会に向けて効果的な広報展開を図り、国際協同組合年として「食」「農」「協同組合」にかかる県民理解の醸成を図ります。

また、日本農業新聞の普及目標部数を2,370 部とし、電子版の普及・活用や階層別研修会等により組合員・役職員の情報共有運動を進めます。

(6) 人材育成・明るい職場づくり

「JA教育研修センター」を中心に基礎教育のさらなる充実を図ります。新採用職員研修については、合宿期間を含めた1か月のカリキュラムで協同組合理念教育の充実に取り組めます。

目標管理・人事考課制度の定着に向けて引き続き外部コンサルタントによる管理職のマネジメント研修を実施します。

挨拶運動および店舗美化運動を展開し、組合員・利用者が気持ちよく利用できる明るい職場づくりを目指します。

(7) デジタル化への取組

人員不足の中で、勤怠管理や労務管理のシステム化を進め、業務の効率化を図ります。また、令和8年4月に導入予定の「JA組合員マイページ」では、購買請求書や市況情報の発信、販売精算書に加え、広報誌や各事業のお知らせ機能などをスマートフォン等で確認できるように、情報のデジタル化に関する研究に取り組めます。

総合収支計画

(単位：千円)

科 目	令和6年度実績 (A)	令和7年度計画 (B)	計画-実績 (B-A)
1. 事業総利益	13,949,329	13,474,067	△ 475,261
(1)信用事業収益	4,615,934	5,522,102	906,167
(2)信用事業費用	963,140	1,791,994	828,854
信用事業総利益	3,652,794	3,730,107	77,313
(3)共済事業収益	3,298,064	3,154,472	△ 143,592
(4)共済事業費用	205,098	223,150	18,051
共済事業総利益	3,092,965	2,931,322	△ 161,643
(5)購買事業収益	15,860,788	15,776,363	△ 84,425
(6)購買事業費用	12,360,815	12,611,128	250,313
購買事業総利益	3,499,973	3,165,234	△ 334,738
(7)販売事業収益	8,324,567	8,356,080	31,512
(8)販売事業費用	5,439,630	5,435,827	△ 3,803
販売事業総利益	2,884,936	2,920,253	35,316
(9)保管事業収益	892	420	△ 472
(10)保管事業費用	300	300	-
保管事業総利益	592	120	△ 472
(11)加工事業収益	3,753,549	3,475,727	△ 277,822
(12)加工事業費用	3,296,192	3,121,806	△ 174,386
加工事業総利益	457,357	353,921	△ 103,436
(13)利用事業収益	702,143	687,805	△ 14,338
(14)利用事業費用	385,230	383,674	△ 1,555
利用事業総利益	316,913	304,130	△ 12,782
(15)直販事業収益	341,107	356,566	15,458
(16)直販事業費用	272,927	257,324	△ 15,603
直販事業総利益	68,179	99,242	31,062
(17)福祉事業収益	3,800	3,720	△ 80
(18)福祉事業費用	3,051	3,120	68
福祉事業総利益	748	600	△ 148
(19)その他事業収益	107,349	20,081	△ 87,267
(20)その他事業費用	93,803	5,464	△ 88,338
その他事業総利益	13,545	14,617	1,071
(21)指導事業収入	137,366	140,319	2,952
(22)指導事業費用	176,043	185,799	9,755
指導事業収支差額	△ 38,677	△ 45,480	△ 6,802
2. 事業管理費	13,261,068	13,274,854	13,786
(1)人件費	8,911,718	8,755,154	△ 156,563
(2)業務費	1,716,551	1,784,909	68,358
(3)諸税負担金	406,241	411,792	5,551
(4)施設費	2,144,942	2,244,278	99,336
(5)その他費用	81,614	78,718	△ 2,896
事業利益 1 - 2	688,261	199,213	△ 489,048
3. 事業外収益	773,945	485,668	△ 288,277
(1)受取雑利息	21,758	870	△ 20,888
(2)受取出資配当金	469,542	284,000	△ 185,542
(3)賃貸料	114,451	104,480	△ 9,971
(4)償却債権取立益	8,885	570	△ 8,315
(5)雑収入	159,306	95,747	△ 63,559
4. 事業外費用	92,465	59,587	△ 32,877
(1)貸倒損失	6,497	-	△ 6,497
(2)寄付金	1,912	2,014	101
(3)雑損失	84,054	57,573	△ 26,481
経常利益	1,369,742	625,293	△ 744,448
5. 特別利益	685,522	971,296	285,773
(1)固定資産処分益	13,024	-	△ 13,024
(2)一般補助金	652,209	971,296	319,087
(3)その他の特別利益	20,289	-	△ 20,289
6. 特別損失	1,439,342	1,020,844	△ 418,498
(1)固定資産処分損	22,056	-	△ 22,056
(2)固定資産圧縮損	656,248	971,296	315,047
(3)減損損失	695,223	-	△ 695,223
(4)その他の特別損失	65,812	49,548	△ 16,264
税引前当期利益	615,922	575,745	△ 40,176

総合財務計画

(単位：千円)

資産の部				負債の部			
科 目	令和6年度実績 (A)	令和7年度計画 (B)	計画－実績 (B-A)	科 目	令和6年度実績 (A)	令和7年度計画 (B)	計画－実績 (B-A)
1. 信用事業資産	660,979,740	649,723,412	△ 11,256,328	1. 信用事業負債	671,999,702	660,741,581	△ 11,258,121
①現金	5,485,048	4,800,000	△ 685,048	①貯金	670,707,671	659,459,000	△ 11,248,671
②預金	530,834,805	509,874,664	△ 20,960,141	②借入金	12,875	3,581	△ 9,294
③有価証券	18,990,260	30,989,748	11,999,488	③その他の信用事業負債	1,279,156	1,279,000	△ 156
④貸出金	106,396,598	104,834,000	△ 1,562,598	2. 共済事業負債	1,924,527	1,923,000	△ 1,527
⑤その他の信用事業資産	538,111	490,000	△ 48,111	①共済資金	955,078	955,000	△ 78
⑥貸倒引当金（控除）	△ 1,265,083	△ 1,265,000	83	②未経過共済付加収入	946,469	946,000	△ 469
2. 共済事業資産	3,165	3,100	△ 65	③その他の共済事業負債	22,980	22,000	△ 980
①その他の共済事業資産	3,165	3,100	△ 65	3. 経済事業負債	11,507,326	11,382,000	△ 125,326
3. 経済事業資産	17,901,783	17,502,000	△ 399,783	①経済事業未払金	1,958,489	1,937,000	△ 21,489
①経済事業未収金	7,245,308	7,089,000	△ 156,308	②経済受託債務	3,941,921	3,899,000	△ 42,921
②経済受託債権	1,541,988	1,508,000	△ 33,988	③その他の経済事業負債	5,606,916	5,546,000	△ 60,916
③棚卸資産	4,285,181	4,192,000	△ 93,181	4. 雑負債	2,460,871	2,460,000	△ 871
④その他の経済事業資産	5,398,328	5,282,000	△ 116,328	5. 諸引当金	1,706,562	1,900,831	194,269
⑤貸倒引当金（控除）	△ 569,024	△ 569,000	24	①賞与引当金	527,902	511,513	△ 16,389
4. 雑資産	2,194,480	2,190,000	△ 4,480	②退職給付引当金	103,441	299,375	195,934
①雑資産	2,294,675	2,290,000	△ 4,675	③役員退職慰労引当金	58,143	72,943	14,800
②貸倒引当金（控除）	△ 100,195	△ 100,000	195	④その他引当金	1,017,074	1,017,000	△ 74
5. 固定資産	13,363,393	13,803,206	439,813	6. 繰延税金負債	-	-	-
①減価償却資産	40,218,611	41,403,454	1,184,843	7. 再評価に係る繰延税金負債	138,051	138,000	51
（減価償却累計額 控除）	△ 34,828,325	△ 35,578,865	△ 750,540	負債の部合計	689,737,042	678,545,412	△ 11,191,630
②土地	7,933,092	7,933,092	-	純資産の部			
③無形固定資産	40,015	45,525	5,510	1. 組合員資本	36,334,251	36,320,836	△ 13,415
6. 外部出資	31,080,570	31,096,370	15,800	①出資金	9,410,108	8,958,258	△ 451,850
7. 繰延税金資産	-	-	-	②再評価積立金	7,901	7,901	-
8. 前払年金費用	141,079	141,079	-	③資本準備金	12,746	12,746	-
資産の部合計	725,664,213	714,459,167	△ 11,205,046	④利益準備金	12,895,455	13,045,455	150,000
				⑤特別積立金	7,362,080	862,080	△ 6,500,000
				⑥目的積立金	6,151,021	12,851,021	6,700,000
				⑦当期末処分剰余金	841,523	929,961	88,438
				当期剰余金	568,824	528,648	△ 40,176
				⑧処分未済持分（控除）	△ 346,586	△ 346,586	-
				2. 評価・換算差額等	△ 407,081	△ 407,081	-
				純資産の部合計	35,927,170	35,913,755	△ 13,415
				負債及び純資産の部合計	725,664,213	714,459,167	△ 11,205,046

第9号議案 理事報酬について

次のとおり承認を求める。

令和7年度の理事の報酬は総額15,100万円以内とし、各理事の報酬額、支給方法などについては、その範囲内において理事会に一任する。

なお、理事は36名である。

第 10 号議案 監事報酬について

次のとおり承認を求める。

令和 7 年度の監事の報酬は総額 2,850 万円以内とし、各監事の報酬額、支給方法などについては、その範囲内において監事会に一任する。

なお、監事は 5 名である。

第 11 号議案 退任理事の退職慰労金について

次のとおり承認を求める。

退任理事 1 名に対し、在任中の労に報いるため、当組合における役員退職慰労金規程に基づき、総額 47 万円の範囲内で退職慰労金を支給することとし、その具体的金額、支給時期および支給方法等については、理事会に一任する。

退任理事の在任期間は以下のとおり。

区分	氏名	在任期間
非常勤理事	廣岡 勉	平成 31 年 1 月～令和 7 年 3 月

第 12 号議案 うえるかむ安田協同組合への出資について

うえるかむ安田協同組合への新規出資について、以下のとおり承認を求める。

1. 提案理由

安芸郡安田町内において、人手不足の解消を図るため「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づき、「うえるかむ安田協同組合」が令和 7 年 4 月 1 日に設立された。

安田支所管内の集出荷場等においても、繁忙期の人手不足に苦慮している現状であり、同組合へ加入することで労働者派遣事業等を利用することが可能となるため、出資するもの。

2. 出資金額

金額 10,000 円（1 口）

3. うえるかむ安田協同組合の概要

（1）事務所の所在地 高知県安芸郡安田町大字正弘 5 3 0 番地

（2）出資金総額 80,000 円

（3）主な事業

- ・労働者派遣事業
- ・移住支援事業
- ・組合員への教育および情報の提供
- ・事業に附帯する事業

第 13 号議案 定款の一部変更について

定款の一部変更について、次のとおり承認を求める。

なお、定款の変更認可申請にあたり、字句その他について行政庁の指導・助言がある場合には、変更の趣旨を変えない範囲において、その修正を組合長に一任する。

1. 主な変更理由

店舗統廃合に伴い、従たる事務所の所在地を変更する。

2. 新旧対照表

新	旧
第 1 章 総則 (事務所) 第 4 条 この組合は、主たる事務所を高知市に置き、従たる事務所を次の各地に置く。 高知県室戸市、安芸市、安芸郡東洋町、安芸郡奈半利町、安芸郡安田町、安芸郡北川村、安芸郡芸西村、香美市、香南市、長岡郡大豊町、長岡郡本山町、土佐郡土佐町、土佐郡大川村、南国市、高知市、土佐市、吾川郡仁淀川町、吾川郡いの町、高岡郡日高村、高岡郡佐川町、高岡郡越知町、高岡郡四万十町、高岡郡中土佐町、高岡郡津野町、高岡郡梶原町、四万十市、宿毛市、土佐清水市、幡多郡黒潮町、幡多郡三原村、幡多郡大月町 附 則 〔令和 7 年 6 月 27 日変更〕 1 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。 〔令和 年 月 日認可〕	第 1 章 総則 (事務所) 第 4 条 この組合は、主たる事務所を高知市に置き、従たる事務所を次の各地に置く。 高知県室戸市、安芸市、安芸郡東洋町、安芸郡奈半利町、<u>安芸郡田野町</u>、安芸郡安田町、安芸郡北川村、安芸郡芸西村、香美市、香南市、長岡郡大豊町、長岡郡本山町、土佐郡土佐町、土佐郡大川村、南国市、高知市、土佐市、吾川郡仁淀川町、吾川郡いの町、高岡郡日高村、高岡郡佐川町、高岡郡越知町、高岡郡四万十町、高岡郡中土佐町、高岡郡津野町、高岡郡梶原町、四万十市、宿毛市、土佐清水市、幡多郡黒潮町、幡多郡三原村、幡多郡大月町 <u>〔新設〕</u>

以上

第 14 号議案 役員の選任について

役員の退任に伴い、定款附属書役員選任規程第 2 条第 1 項に基づき役員の選任について承認を求める。

1. 理事候補者（1 名）

推 薦 地 域 等	氏 名	生 年 月 日
香 美	西 内 弘 明	昭 和 50 年 3 月 31 日

（注）理事候補者と当組合との間における特別の利害関係はありません。

報告事項（２） 「ＪＡバンク基本方針」の変更について

定款第40条第2号の定めにより、信用事業再編強化法第4条の規定に基づき農林中央金庫が定める「ＪＡバンク基本方針」の内容（概要）を以下のとおり報告いたします。

１ 「ＪＡバンク基本方針」について

- （１） 組合員・利用者の皆様に便利・安心なＪＡバンクをご利用いただくため、「ＪＡバンク基本方針」（以下「基本方針」という）では、高度な金融サービスを提供するための一体的事業運営の取組とＪＡバンクの健全性を確保するための破綻未然防止の取組（以下「ＪＡバンクシステム」という）を定めています。
- （２） 一体的事業運営の取組として、ＪＡバンクは、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行うこととしています。
- （３） また、破綻未然防止の取組として、ＪＡ・信連（以下「ＪＡ等」という）が農林中央金庫（以下「農林中金」という）に経営管理資料を提出し、財務内容等が一定の基準に抵触した場合には、経営改善を行うこととしています。
- （４） なお、ＪＡ等による経営改善に向けた取組を支援するため、ＪＡ等が資金拠出したＪＡバンク支援基金から、必要に応じ、資本注入等の支援を行うこととしています。
- （５） 基本方針は、金融情勢の変化、ＪＡ等の経営状況等を踏まえ、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行うこととしています。

２ 令和７年３月１３日変更の主な内容

令和７年３月１３日開催の農林中金臨時総代会において、基本方針の変更が承認され、日より実施されました。

ＪＡバンク会員が、厳しさを増す経営環境のなかで、経営の持続性を確保し、健全な金融機関として信頼性を維持していくため、主に以下のとおり変更されました。

（１）健全性維持に向けた対応

将来の環境変化を見越した自律的な取組、よりの確かつ効率的に改善に向けた取組を進めるため、以下a～cについてＪＡバンク基本方針を変更する。

- a 「資産精査の実施基準」に、有価証券評価損を考慮する「資産精査実施にかかるストレステスト後自己資本比率（８％未満）」を追加する。
- b 要改善ＪＡ（経営点検基準）指定基準を、貸出等債権・有価証券を対象を絞る「要改善ＪＡ指定にかかるストレス後自己資本比率８％未満」に変更する。
- c レベル格付指定基準（業務執行体制）について、信用事業の内部統制に重大な支障があるかどうかの観点から以下２点を変更する。
 - （a）「再発ＪＡにおいて、「要改善ＪＡ（不祥事点検基準）」指定要件に該当する信用事業での不祥事件が新たに発生した場合」に変更する。
 - （b）「信用事業に権限を有する役員が関与する不祥事件（子会社含む。以下同じ）または役員が関与する信用事業での不祥事件が発生した場合」に変更する。

（添付資料）

ＪＡバンク基本方針（変更後）

以上

平成 14 年 1 月 1 日	制定
平成 14 年 9 月 18 日	変更
平成 15 年 6 月 26 日	変更
平成 16 年 6 月 25 日	変更
平成 17 年 6 月 24 日	変更
平成 18 年 6 月 27 日	変更
平成 19 年 6 月 26 日	変更
平成 20 年 6 月 25 日	変更
平成 22 年 3 月 26 日	変更
平成 23 年 9 月 16 日	変更
平成 25 年 3 月 22 日	変更
平成 26 年 6 月 25 日	変更
平成 28 年 3 月 16 日	変更
平成 30 年 3 月 16 日	変更
平成 31 年 3 月 14 日	変更
令和 3 年 3 月 18 日	変更
令和 4 年 3 月 17 日	変更
令和 5 年 3 月 16 日	変更
令和 6 年 6 月 21 日	変更
令和 7 年 3 月 13 日	変更

J Aバンク 基本方針

〔 系統信用事業の再編と強化にかかる
基 本 方 針 〕

農林中央金庫

ＪＡバンク基本方針：目　次

ＪＡバンク基本方針	1
基本方針別紙体系図	7
別紙１－１　ＪＡ・信連の経営状況に関する報告等	8
2　　ＪＡ・信連の業務執行体制に関する報告等	9
別紙２－１　指定基準と経営改善取組内容（財務）	10
2　　指定基準と経営改善取組内容（業務執行体制）	11
別紙３　　　資金運用制限の内容	13
別紙４　　　指定支援法人によるレベル格付ＪＡ・信連にかかる 支援策と支援の前提条件	14
別紙５－１　会計監査人監査に代わる調査	16
2　　事業再編選択ＪＡにかかる本方針の適用ならびに指定支援法人 による支援策と支援の前提条件	17
別紙６　　　指定支援法人による再編成希望ＪＡにかかる支援策と支援 の前提条件	18
別紙７　　　基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）	19
別表　　　　特定承継会社にかかる本方針の適用	20

ＪＡバンク基本方針

Ⅰ 「ＪＡバンクシステム」の基本的方向

「ＪＡバンク会員」（農林中金の会員のうち信用事業を行うＪＡと信連、および農林中金）は、本方針を遵守し、以下の事項について一体的に取り組むことにより、「ＪＡバンクシステム」を確立する。

（以下、本方針において、特に注記のない限り、「ＪＡ」には１県１ＪＡを含み、「信連」には農林中金へ一部事業譲渡を行った信連を含むものとする。農林中金が信用事業を譲り受ける際に設置する特定承継会社については、別表のとおり本方針を適用する。）

- １ ＪＡ・信連・農林中金の総合力を結集し、全体として実質的に一つの金融機関として機能するような運営システムを確立する。
- ２ 全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行う。
- ３ ＪＡバンク全体として、資金を安全かつ効率的に運用・活用し、経営体制・リスク管理能力・財務体力を超えた資金運用を防止する。
- ４ 将来にわたり健全な経営を持続するため、自ら経営管理を高度化し、問題の早期発見と経営改善に取り組む。
- ５ 経営改善が困難な場合には、経営破綻を未然に防止するため、速やかに組織統合を行う。
- ６ 指定支援法人に基金を設定し財源を予め確保するとともに、経営改善や組織統合に必要な支援を行う。

Ⅱ 「ＪＡバンク会員」の役割等

１ 農林中金の役割

- （１） 農林中金は、ＪＡバンクの総合的戦略および内部管理態勢の構築にかかる指針（以下「総合的戦略等」という。）を樹立するとともに、本方針に基づき、信連・ＪＡに対して必要な指導を行う。
- （２） 農林中金は、ＪＡバンクシステムの適切な運営を行うため、経営管理委員会の下に信連・ＪＡの代表者等からなる「ＪＡバンク中央本部」（以下「中央本部」という。）を設置する。
本方針に基づく個別指導の発動、指定支援法人への支援要請、本方針を遵守しない会員に対するペナルティー措置の発動等に関しては、必ず中央本部に付議する。
- （３） 農林中金は、特定承継会社を適切に運営する。
- （４） 農林中金は、（１）の役割を的確かつ効率的に果たすため、Ⅲの３の報告等にかかわらず、なお必要がある場合、ＪＡ・信連が会計監査を受ける会計監査人との間で情報連携を図る。
- （５） 農林中金は、ＪＡ・信連の経営管理の高度化に向けた取組みを支援する。

２ ＪＡ・信連の役割

- （１） ＪＡ・信連は、本方針および本方針に基づく農林中金の指導を遵守する。
- （２） 信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）は「ＪＡバンク県本部」を設置し、管内ＪＡが本方針を遵守するように指導し、ＪＡは信連の指導を遵守する。なお、管内ＪＡの合意が得られる場合は、本方針より厳しい基準に基づいて指導することができる。
ただし、信連によるＪＡの指導に著しい困難が生じた場合には、信連が常態に復するまでの間、農林中金がＪＡに対し必要な指導を行う。
（注） 信連によるＪＡの指導に著しい困難が生じた場合等については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。
- （３） 信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金、１県１ＪＡ県域においてはＪＡ。）は、ＪＡバンクの総合的戦略に基づく県域戦略を策定し、一体的な事業運営に取り組む。
- （４） 信連は、ＪＡの経営管理の高度化に向けた取組みを支援する。

3 中央会・全共連との連携

- (1) 農林中金は、Ⅱの1の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、全国農協中央会、都道府県農協中央会および全国共済農業協同組合連合会（以下「全共連」という。）と連携を図る。
- (2) 信連は、Ⅱの2の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、都道府県農協中央会および全共連と連携を図る。
- (3) 農林中金は、(1)の一環として、Ⅲの3(1)に基づきJAから報告される情報およびその他関連情報等について、必要があるときは、全国農協中央会、都道府県農協中央会および全共連との間で情報連携を図る。
- (4) 信連は、(2)の一環として、Ⅲの3(1)に基づきJAから報告される情報およびその他関連情報等について、必要があるときは、都道府県農協中央会および全共連との間で情報連携を図る。

Ⅲ 「JAバンク会員」の責務

1 JAバンクの一体的な事業運営

JA・信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金）は、次のとおり、JAバンクの総合的戦略等に基づいて、一体的な事業運営を行う。

- (1) JA・信連は、JAバンクにおいて基本とするシステム（JASTEM、系統決済データ通信システム）・事務により、全国どこでも統一された金融商品・サービスの提供を行う。
- (2) JA・信連は、災害等の発生により業務継続に支障が生じた場合であっても、利用者に必要な金融サービスが全国どこでも提供できるよう、別途定めるJAバンク業務継続基本要綱を遵守する。
- (3) (1)および(2)の前提として、JA・信連は法令等を遵守のうえ、金融機関として必要な内部管理態勢を全国どこでも統一的な水準で確保する。

2 JAバンク全体の安全・効率運用の確保

JA・信連は、JAバンク全体での安全・効率運用の確保を図るため、次のとおり、信連・農林中金に対する資金の預入等を行う。

- (1) JAは信連・農林中金に、信連は農林中金に貯金の相当割合を預け入れすることとし、この割合は、原則として、2分の1を下限とする。
ただし、JAは信連に、余裕金の相当割合を預け入れすることも可能とし、この割合は、原則として、3分の2を下限とする。
- (2) JA・信連は、別途定める相互援助預金預託基準を遵守する。
- (3) JA・信連は、別途定める余裕金運用にかかる自主ルールを遵守する。

3 経営状況の報告等

- (1) JA・信連は、JAバンクシステム運営の基礎として、経営管理資料、体制整備状況、検査・監査の指摘事項等、その他経営状況に関する事項等について、JAは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金に報告を行うほか、農林中金が求める調査に応じる。
- (2) 本方針に定める基準に該当するJAは、農林中金が信連と連携して行う資産の精査、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）に応じる。
- (3) 本方針に定める基準に該当する信連は、農林中金が行う資産の精査、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）に応じる。

（注）(1)の経営状況に関する報告および(2)(3)の資産精査・実査の基準については、別紙1-1および1-2に定める。

4 資金運用制限ルールの遵守

資金運用（貸出・有価証券等）が体制と能力を超えて行われることを防止するため、実質自己資本比率等にかかる基準、業務執行体制にかかる基準に該当するJA・信連は、資金運用範囲の制限を行い、体制、体力に応じた資金運用とし、リスク抑制による損失拡大を防止する。

(注) 資金運用制限ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、資金運用制限の内容は、別紙3に定める。

5 経営改善ルールの遵守

- (1) 経営悪化や破綻を未然に防止するため、実質自己資本比率等にかかる基準に該当するJA・信連は、経営管理体制の整備、経費削減・合理化、資本増強、信用事業の再編（以下「事業再編」という。）等の経営改善策を実行する。また、業務執行体制にかかる基準に該当するJA・信連は、体制の見直し等の業務執行体制の改善を実行する。
- (2) この場合、JA・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。

(注) (1)の経営改善ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、(2)の支援策および支援の前提条件は、別紙4に定める。

6 組織統合ルールの遵守

- (1) JAバンクシステムの信頼性と金融機能の維持を図るため、JA・信連は、経営継続上の重大な問題が生じた場合に、6か月以内（経営破綻の場合直ちに）に、JAは信連・農林中金に、信連は農林中金に信用事業譲渡等を行う。
- (2) この場合、JA・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。
- (3) この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行ったJAは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。

(注) (1)の組織統合ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、(2)の支援策および支援の前提条件は、別紙4に定める。

7 会計監査人監査等への適切な対応

- (1) 法令または定款により会計監査人を置くべきJA・信連は、内部統制を適切に確立したうえで、会計監査人による会計監査（以下「会計監査人監査」という。）に基づいて経営の透明性および信頼性を確保する。
- (2) (1)に該当しないJAは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該JAは、内部統制を適切に確立したうえで、当該定款の定めを設けるまでの間農林中金が求める会計監査人監査に代わる調査に応じる。

(注) (2)の調査の実施基準および内容は、別紙5-1に定める。

8 信用事業運営体制の再編成を行う場合の指導の遵守

- (1) 営農・経済事業に注力することを目的として信連・農林中金への信用事業譲渡による信用事業運営体制の再編成を希望するJA（以下「再編成希望JA」という。）は、信用事業譲渡を含めた信用事業再編成計画を策定し、実践する。
- (2) この場合、JAが指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。
- (3) この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行ったJAは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。

(注) (2)の支援策および支援の前提条件は、別紙6に定める。

9 指定支援法人への財源拠出

- (1) JA・信連・農林中金は、指定支援法人に対して、別途定める基準（負担割合等）に基づき、毎年度必要な財源拠出等を行う。
- (2) この拠出負担金割合は、各県における問題発生の有無等に応じて、格差をつけるものとする。

Ⅳ 「JAバンク会員」が享受するメリット

本方針を遵守する「JAバンク会員」は次のメリットを享受することができる。

- 1 「JAバンク会員名簿」に登録のうえ、組合員・利用者等に周知。
- 2 全国統一されたシステムの利用と、これを活用した機能・商品の取扱い。
- 3 農林中金がサービスマーク登録を行っている「JAバンク」商標、およびこれを使用した通帳・カード等共通資材の活用。
- 4 指定支援法人の支援。

Ⅴ 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

JAバンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、農林中金は遵守の勧告・ペナルティー措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、JAバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。

（注）基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）は、**別紙7**に定める。

Ⅵ 基準等の変更

本方針の内容・基準については、金融情勢の変化、JAバンク会員の経営状況等を踏まえ、JAバンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行う。

（附 則）

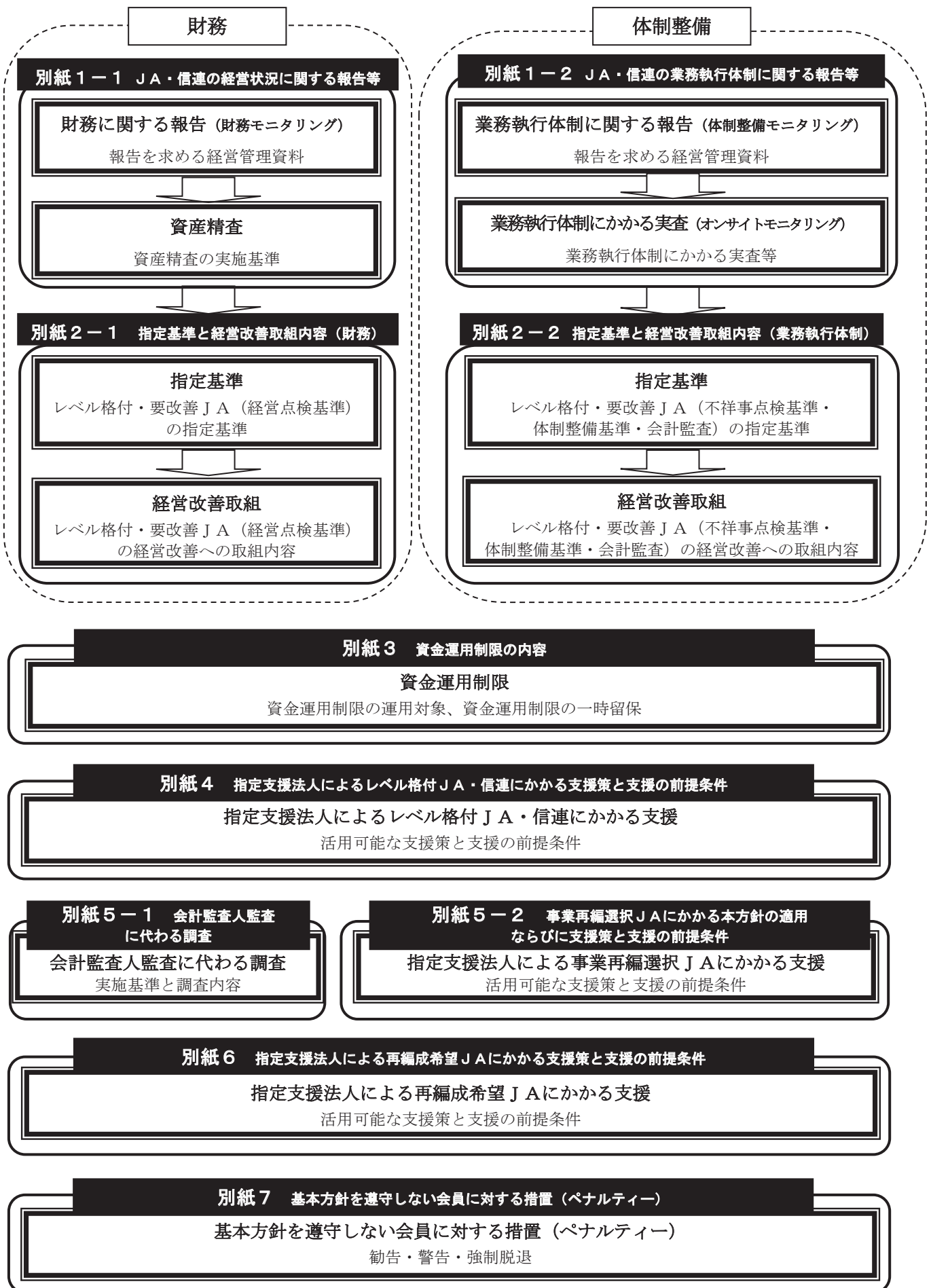
- 1 平成16年6月25日付一部変更に伴う**別紙2**の基準の適用については、平成15事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 2 平成17年6月24日付一部変更に伴う**別紙2**の基準の適用については、平成16事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 3 平成17年6月24日付一部変更に伴う、**別紙3-1**、**3-3**の自力再建型資本注入を受けたJAにかかる基準、**別紙4**の組織統合型・自力再建型資本注入の支援実施の前提条件については、平成17年6月24日以降のJAバンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入案件より適用する。
- 4 平成18年6月27日付一部変更に伴う、**別紙2**の資産精査の実施基準の適用については、平成17事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 5 平成19年6月26日付一部変更に伴う、**別紙4**の組織統合型・自力再建型資本注入および資金贈与の支援実施の前提条件については、平成19年6月26日以降のJAバンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入および資金贈与の案件より適用する。
- 6 平成20年6月25日付一部変更に伴う、**別紙2**の資産精査・業務執行体制にかかる実査の実施基準の適用については、平成19事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査・実査より適用する。
- 7 平成22年3月26日付一部変更に伴う基準等の適用については、平成21年12月期決算にかかるJA・信連の経営状況の報告より適用する。

- 8 平成 25 年 3 月 22 日付一部変更に伴う、**別紙 1－2**の新たな業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング）については、平成 25 事業年度の「業務執行体制に関する報告」より適用する。
- 9 平成 25 年 3 月 22 日付一部変更に伴う、**別紙 2－2**の要改善 J A（体制整備基準）および体制整備の指定基準によるレベル格付については、平成 24・25・26 事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、改善に向けた取組みが行われている場合には指定を行わない。
- 10 平成 25 年 3 月 22 日付一部変更に伴う、**別紙 2－2**の要改善 J A（体制整備基準）の指定にあたっては、平成 27 事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、猶予期間を設けない。
- 11 平成 26 年 6 月 25 日付一部変更に伴う、**別紙 2－1**の要改善 J A（経営点検基準）にかかるレベル格付基準については、平成 27 年 1 月 1 日より適用する。なお、指定後経過期間については、平成 26 年 1 月 1 日時点で既に要改善 J A（経営点検基準）に指定を受けている J Aには「指定後 2 年経過」を「1 年経過」に短縮のうえ適用する。
- 12 平成 26 年 6 月 25 日付一部変更に伴う、**別紙 2－2**の「役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事が発生した場合」の基準については、平成 27 年 1 月 1 日より適用する。
- 13 平成 28 年 3 月 16 日付一部変更については、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）の施行日（平成 28 年 4 月 1 日）より適用する。
- 14 平成 30 年 3 月 16 日付一部変更に伴う、Ⅲの 7、**別紙 1－1**の会計監査報告の写しの提出、**別紙 1－2**の会計監査人の退任にかかる報告および業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）の実施基準、**別紙 2－2**の指定基準ならびに**別紙 5－1**については、平成 31 事業年度より適用する。
- 15 平成 30 年 3 月 16 日付一部変更に伴う、**別紙 4**の資本注入（事業再編型）および資金贈与（財務支援・事業再編型）にかかる支援の前提条件は、平成 30 年 3 月 16 日時点で既にレベル 1、2 の指定を受けている J Aには「指定後 1 年以内」を「平成 31 年 3 月 16 日まで」と読み替えて適用する。
- 16 平成 30 事業年度または平成 31 事業年度の開始の時ににおいて農業協同組合法施行令第 22 条第 1 項に定める規模に達しておらず、かつ、事業再編による経営基盤の強化を選択することを理事会、経営管理委員会または総会等で決定したうえで、その旨を平成 31 年 5 月 31 日までに農林中金に報告した J A（レベル格付の指定を受けている J Aを除く。以下「事業再編選択 J A」という。）にかかる本方針の適用ならびに支援策と支援の前提条件は、**別紙 5－2**による。
- 17 **別紙 2－2**にかかわらず、平成 31 事業年度の「業務執行体制に関する報告」において資金運用体制（貸出・審査体制）の未整備が確認された J Aのレベル格付指定までの猶予期間は、J Aバンク健全化要綱において定める。
- 18 平成 31 年 3 月 14 日付一部変更に伴う、Ⅱの 3、Ⅲの 3、**別紙 1－1**、**別紙 1－2**の中央会等との連携および J A全国監査機構監査にかかる報告等については平成 31 年 9 月 30 日より適用する。ただし、当該日より前に組織変更を行った都道府県農協中央会については、当該組織変更を行った日より適用する。

- 19 平成31年3月14日付一部変更に伴う、**別紙1－2**の会計監査人にかかる業務執行体制に関する報告、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）の実施基準、**別紙2－2**のレベル格付（会計監査）の指定基準については、平成31事業年度より適用する。
- 20 平成31年3月14日付一部変更に伴う、**別紙1－1**の資産精査の実施基準、**別紙2－1**の要改善JA（経営点検基準）の指定基準については、平成31事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告より適用する。
- 21 平成31年3月14日付一部変更に伴う、**別紙1－2**の不祥事等が発生・発覚した場合の対応、**別紙2－2**のレベル格付（不祥事点検）および要改善JA（不祥事点検基準）の指定基準等については、平成31年9月30日より適用する。
- 22 令和7年3月13日付一部変更に伴う、**別紙1－1**の資産精査の実施基準、**別紙2－1**の要改善JA（経営点検基準）の指定基準については、令和7事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告から適用することとし、令和6事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に関しては従前の例による。

以上

基本方針別紙体系図



別紙 1 - 1

J A・信連の経営状況に関する報告等

1 財務に関する報告（財務モニタリング）

J A・信連は、経営状況に関する事項として、以下の資料等について、J Aは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

経営管理資料		
通期実績		☐ 通期決算実績および事業計画にかかる基礎情報 ☐ 事業量・B/S・P/L・自己資本比率・余裕金運用の状況等の基礎情報 ☐ 会計関連資料：減損損失、繰延税金資産等（J A） ☐ 決算速報（信連）
上半期実績（仮決算）		☐ 事業量・損益にかかる基礎情報
期末の決算見込		☐ 損益・自己資本比率による基礎情報（J A）
その他経営状況に関する事項		
早期警戒制度に基づく行政庁命令を受けた場合、その旨を速やかに報告する。 その他、指導業務の遂行上必要な場合、求められた報告を行う。		
系統B I Sシステムを使用した経営状況に関する報告		
J A・信連は系統B I Sシステムを使用して報告を行い、農林中金・信連は、指導業務の遂行上必要な場合、系統B I Sシステムによるモニタリングを行う。		

- ・報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J Aについては、J Aバンク健全化要綱において定める。）
- ・上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

2 資産精査の実施基準

「財務に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が精査対象として決定したJ A・信連は、農林中金が信連と連携して行う（精査対象が信連の場合、農林中金が行う）資産の精査に応じる。

➤ 「財務に関する報告」をもとに算定した数値が以下に該当する場合		
☐ 別紙2-1に定めるレベル格付の指定基準に該当する場合 ☐ 別紙2-1に定める要改善J Aの指定基準に該当する場合 ☐ 以下の項目が指定基準に該当する場合		
貸出等 信用供与	(1) 分類債権比率	対信用供与額 20%以上
	(2) 貯貸率	70%以上
	(3) 特定業種への与信	中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した基準 （J Aについての具体的な基準は、J Aバンク健全化要綱で定める）
	(4) 大口与信先への与信（J Aに限り適用）	
	(5) 非保全債権（大口与信先のうち要管理先以下）考慮後自己資本比率	
有価証券	(1) 貯証率（J Aに限り適用）	15%以上
固定資産等	(1) 事業利益赤字	中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した基準 （J Aについての具体的な基準は、J Aバンク健全化要綱で定める）
	(2) 他部門運用（J Aに限り適用）	
共通	資産精査実施にかかるストレステスト後自己資本比率（J Aに限り適用）	8%未満 （資産精査実施にかかるストレステストの具体的な方法は、J Aバンク健全化要綱で定める）
☐ 信用事業にかかる残高・損益・経営指標・資産の健全性に大きな変化が明らかである場合 ➤ 行政検査・会計監査人監査における指摘や、事故・不祥事等があり、「財務に関する報告」の信頼を失うような事態が生じた場合 ➤ 行政検査を拒否した場合		

- ・資産精査の実施基準等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J Aについては、J Aバンク健全化要綱において定める。）

ＪＡ・信連の業務執行体制に関する報告等

1 業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング等）

ＪＡ・信連は、業務執行体制の整備状況に関する事項として、以下の資料等について、ＪＡは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

体制整備状況 ○ 内部監査体制、事務リスク管理体制、貸出・審査体制、余裕金運用体制、リスク管理体制、法令等遵守状況 等に関するもの。 ※ ＪＡにおいては、ＪＡバンク健全化要綱に定める体制整備基準にかかる体制整備計画・整備状況について、信連等の実査結果を踏まえ報告する。
行政検査・会計監査人の指摘事項等 行政庁命令または以下の指摘事項等があった場合、その旨を速やかに報告する。 ・ 資金運用体制やリスク管理体制等の体制上の問題に関するもの ・ 法令等遵守状況に関するもの ・ 自己査定の適正性に関するもの
不祥事等 不祥事等（重大な係争案件を含む）が発生・発覚した場合は、レベル格付・要改善ＪＡ制度（不祥事点検基準）への該当有無を含め、その旨を速やかに報告する。 ※ ＪＡにおいては、ＪＡバンク健全化要綱に定める不祥事点検基準にかかる再発防止策・取組状況について報告する。
会計監査人 ○ 会計監査人が退任する場合、退任時期、退任理由および後任の会計監査人等※の選任の状況を速やかに報告する。 ○ 会計監査人からの会計監査報告を速やかに報告する。限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合は、その要因等についても報告する。

※ 農業協同組合法に定める一時会計監査人の職務を行うべき者を含む。

- ・ 報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（ＪＡについては、ＪＡバンク健全化要綱において定める。）
- ・ 上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

2 業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング等）

- （１）「業務執行体制に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が実査対象として決定したＪＡ・信連は、農林中金が信連と連携して行う（実査対象が信連の場合、農林中金が行う）実査に応じる。

➤ 不祥事等が発生・発覚した場合 ➤ 行政検査・会計監査人監査で重大な指摘を受ける等、「業務執行体制に関する報告」の内容に後日疑義が生じた場合 ➤ 法令または定款により会計監査人を置くべきＪＡ・信連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合 ➤ 会計監査人から限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合

- ・ 業務執行体制にかかる実査の実施基準等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（ＪＡについては、ＪＡバンク健全化要綱において定める。）

- （２）ＪＡは、信連等が「業務執行体制に関する報告」の点検・判定のため行う毎年度の常例の実査に応じる。

別紙 2 - 1

指定基準と経営改善取組内容（財務）

1 レベル格付

別紙 1 - 1 の報告をもとに、以下の基準に該当する J A・信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指定基準	改善目標期間
レベル 1	要改善 J A（経営点検基準）指定後 2 年経過しても改善の目処が立たない場合	2 年以内に、要改善 J A 指定を受けるに至った指定基準に該当しない状態に改善
	行政庁から早期警戒制度（持続可能な収益性と将来にわたる健全性）に基づく業務改善命令を受けた場合	業務改善計画において定める期間
	実質自己資本比率※ 6 % 以上～ 8 % 未満	2 年以内に、格付を解消する水準に改善
レベル 2	当該事業年度の末日の自己資本比率が 8 % 未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高い J A	1 年以内に、事業再編にかかる契約について J A 総会決議により承認を受ける
	実質自己資本比率 4 % 以上～ 6 % 未満	1 年以内に、レベル 1 の水準に改善
レベル 3	レベル 1・2 指定 J A が改善目標期間内に経営改善せず、今後も経営改善が困難と見込まれる場合	組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を 6 か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行
	実質自己資本比率 4 % 未満	

※実質自己資本比率は、農業協同組合法に基づく最終事業年度の末日の自己資本の額から中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した項目を控除して算定する。資産精査実施先については資産精査の結果を踏まえた実質自己資本比率を採用する。

- ・ レベル格付の指定を受けた J A・信連は、別紙 3 により資金運用範囲の制限を行う。
- ・ 指定を受けた J A・信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、以下の経営改善策に取り組む。
 - ＜経営改善取組内容＞
 - 経営管理の強化
 - 増資・内部留保積上げ等の自己資本増強
 - 不良資産の処理等の財務健全化
 - 経費削減等による収支改善 等
- ・ 指定を受けた J A・信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、J A・信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に対し要請することができる。

2 要改善 J A（経営点検基準）

別紙 1 - 1 の報告をもとに、以下の基準に該当する J A は経営改善に取り組む。

指定基準	改善目標期間
○ 要改善 J A 指定にかかるストレステスト後自己資本比率 8 % 未満 （要改善 J A 指定にかかるストレステストの具体的な方法は、J A バンク健全化要綱で定める）	経営改善計画において定める期間

- ・ 要改善 J A の指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。
- ・ 指定を受けた J A は、経営改善計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。

（共通）

- ・ 当該事業年度の末日に上記の実質自己資本比率にかかるレベル 1・2 指定基準または要改善 J A の指定基準に該当する蓋然性が高い J A について、農林中金は指定を行い、早期に指導を行うことができる。
- ・ 上記の指定基準、経営改善取組内容等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J A については、J A バンク健全化要綱において定める。）
- ・ 農林中金は、J A バンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。

指定基準と経営改善取組内容（業務執行体制）

1 レベル格付

別紙 1 - 2 の報告により以下の指定基準に該当する J A ・信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指定基準	
レベル 1	資金運用体制	○ 体制整備基準のうち資金運用体制の項目が未整備 ○ 行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制）を受けた場合
	不祥事点検	○ 「要改善 J A（不祥事点検基準）」指定後に策定される再発防止策で定める期間において改善の目処が立たない場合 ○ 再発 J A において、「要改善 J A（不祥事点検基準）」指定要件に該当する信用事業での不祥事件が新たに発生した場合（注 1） ※再発 J A とは、要改善 J A 指定後の再発防止策取組期間中または解除後 3 年以内に、指定基準に該当する信用事業での不祥事件（不祥事件の開始日が当該再発防止策の取組開始日以降のもの）が発生し、外部指摘で発覚した J A とする。 ○ 信用事業に権限を有する役員が関与する不祥事件（子会社含む。以下同じ）または役員が関与する信用事業での不祥事件が発生した場合（注 2） ※ただし、共済事業のみの不祥事件であって、J A バンク基本方針に基づく指導と同等の指導が行われる場合にはレベル格付の指定対象外とする。（注 3） ○ J A ・信連に関連する業務において役員が金融商品取引法に違反した場合（注 4）
	体制整備	○ 「要改善 J A（体制整備基準）」指定後に策定される体制整備計画で定める期間において改善の目処が立たない場合
	会計監査	○ 法令または定款により会計監査人を置くべき J A ・信連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合 ○ 会計監査人から、不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合
レベル 2	○ レベル 1 指定後 2 年経過しても、格付解除の目処が立たない場合	
レベル 3	○ 経営継続に支障を来す重大な問題あり	

（注 1）本基準において「新たに」とは再発 J A に該当し初めて策定した再発防止策の取組浸透期間（6 か月）の経過後に、当該不祥事件の開始日があることをいう。

（注 2）信用事業に権限を有する役員には、信用事業の内部統制に関与する観点からリスク管理担当役員を含めるものとする。

（注 3）J A バンク基本方針に基づく指導と同等の指導とは「J A 共済不祥事件措置基準」に基づく指導とする。レベル格付の指定対象外としたものは要改善 J A に指定する。

（注 4）J A ・信連に関連する業務は、J A ・信連の業務またはその役職員であることを前提に就任する関連団体の業務をいう。関連団体は、J A ・信連が出資を行うまたは会費を支出する法人とし、その子会社も含める。金融商品取引法に違反した場合とは、刑事罰・過料・課徴金が科された場合をいう。

・ レベル格付の指定を受けた J A ・信連は、別紙 3 により資金運用範囲の制限を行う。

・ レベル 3 の指定を受けた J A ・信連は、組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を 6 か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行する。

・ 指定を受けた J A ・信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、農林中金との協議により、以下の経営改善策を策定し取り組む。

<経営改善取組内容>

➤ 相互けん制機能強化等、資金運用体制の整備・見直し、会計監査人から無限定適正意見の会計監査報告を受ける 等

・ 指定を受けた J A ・信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、J A ・信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に對し要請することができる。

2 要改善ＪＡ（不祥事点検基準・体制整備基準）

別紙１－２の報告により、以下の基準に該当したＪＡは、経営改善に取り組む。

	指定基準
要改善ＪＡ （不祥事点検基準）	○ 不祥事が発生し以下の不祥事点検基準に該当 ・組織性、隠蔽、長期間、反復、多額等 ○ 行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制以外）を受けた場合
要改善ＪＡ （体制整備基準）	○ 体制整備基準（資金運用体制以外）の項目が未整備

- ・ 要改善ＪＡの指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。
- ・ 指定を受けたＪＡは、要改善ＪＡ（不祥事点検基準）にあつては再発防止策、要改善ＪＡ（体制整備基準）にあつては体制整備計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。

※ レベル格付および要改善ＪＡの指定にあたり、別紙１－２の報告（体制整備モニタリング）において体制整備基準項目の未整備が確認された場合、指定まで６か月間の猶予期間を設ける。この間、該当ＪＡは速やかに体制整備に取り組む。

（共通）

- ・ 上記の指定基準、経営改善取組内容、経過措置等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（ＪＡについては、ＪＡバンク健全化要綱において定める。）
- ・ 農林中金は、ＪＡバンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。

資金運用制限の内容

別紙2－1・2－2により、レベル格付に指定されたＪＡ・信連は、原則以下の資金運用制限を行い、信連・農林中金と月次資金協議を行って運用する。

1 ＪＡ

	運用対象	
レベル 1	貸出	・地公体向け貸出 ・地公体外郭団体（地公体が保証あるいは損失補償を行う先）に対する貸出 ・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む） ・自組合貯金担保、共済担保、有価証券担保貸出 ・その他ＪＡバンク健全化要綱で定める保証・担保付き貸出
	有価証券	・国債 地方債 政府保証債 ・農林債券 ・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。
レベル 2 レベル 3	貸出	・新規資金運用は信連・農林中金への預け金に限定する。 ※ただし、以下を除く ・自組合貯金担保貸出 ・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む） ・その他ＪＡバンク健全化要綱で定める保証・担保付き貸出
	有価証券	・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。

2 信連

	運用対象
レベル 1	○ 新規運用は、正常先または優良担保保証付案件への貸出や、公共債等の低リスク銘柄への投資に限定。 ○ 運用総枠、業種別・格付別シーリング、与信期間等の設定。 ○ ロスカットルールの厳格化。
レベル 2 レベル 3	○ 新規与信行為の停止。

（共通）

- ・ 次期決算期までに、事業再編または組織統合を行うこと、経営改善・資本注入により当該レベル区分以上に自己資本比率が改善すること、資金運用体制にかかる体制整備基準に基づく問題解消が確実な場合、または再発防止策（体制整備計画）の着実な実践により問題解消が確実な場合、特定の地域に限定された信用事業に権限を有する役員が関与する不祥事件または役員が関与する信用事業での不祥事件の場合には、運用内容を厳格に月次精査することを条件に、資金運用制限の一部または全部の適用を、一時留保・修正することができる。
- ・ 係争案件等を抱えるケースで、十分な対策が事前に用意できている場合には、運用内容を厳格に月次精査することを条件に、資金運用制限の適用を一時留保することができる。
- ・ その他、ＪＡにおいて、資金運用制限の適用を留保することができる場合の取扱い等については、ＪＡバンク健全化要綱で定める。
- ・ 資金運用制限適用の一時留保・修正については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定する。

別紙 4

指定支援法人によるレベル格付 J A ・ 信連にかかる 支援策と支援の前提条件

レベル格付の指定を受けた J A ・ 信連が、経営改善を実施するうえで、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

レベル格付と活用可能な支援策		支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎に中央本部で審議)	支援の前提条件
利子補給 (レベル 1～3)		○対象となる借入れ: 貯払い資金または事業再編もしくは組織統合に必要な資金の農林中金または信連からの借入れ ○期間: 10 年以内 ○利子補給率: 1 %以内	○経営責任の明確化を行うこと ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
債務保証 (レベル 1～3)		○対象となる借入れ: 利子補給と同じ ○期間: 10 年以内 ○保証割合: 100%以内 ○保証料率: 0.1%以内	○利子補給と同じ
資本注入	事業再編型 (レベル 1～3)	○事業再編または組織統合を行うために必要かつ相当な金額	○レベル 1、2 J A については、J A の理事会または経営管理委員会において事業再編を行う方針を指定後 1 年以内に決定すること ○10 年以内に確実に消却原資を確保するための実効的な計画を策定すること ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	緊急支援型 (レベル 2)	○一次支援: 経営悪化や破綻の蓋然性が消失する水準 ○二次支援: 事業再編を行うために必要かつ相当な金額	○「当該事業年度の末日の自己資本比率が 8 %未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高い J A」としてレベル 2 の指定を受けること ○一次支援を行う場合: J A の理事会または経営管理委員会において、事業再編にかかる契約について J A 総会決議による承認を指定後 1 年以内に受ける方針および自己責任を果たす方針を決定すること ○二次支援を行う場合: ・事業再編にかかる契約について J A 総会決議による承認を指定後 1 年以内に受けること ・自己責任を果たすこと ・10 年以内に確実に消却原資を確保するための実効的な計画を策定すること ・中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	自力再建型 (レベル 1～2)	○自己資本比率 4 % 超 10%までの範囲内	○責任ある経営体制を確立すること ○以下について実効的な経営改善策を策定すること ・10 年以内に確実に消却原資を確保すること ・注入する資本控除後の実質自己資本比率を経営改善の開始後 5 年以内に 8 %以上に改善すること ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること

資金贈与	費用助成 (レベル1~3)	○助成対象: J A 信用事業譲渡を円滑に進めるために必要かつ相当な費用(継続的に発生する費用に対する助成は5年間を上限)	○利子補給と同じ
	財務支援・事業再編型 (レベル1~3)	○事業再編または組織統合を行うために必要かつ相当な金額	○レベル1、2 J A については、J A の理事会または経営管理委員会において事業再編を行う方針を指定後1年以内に決定すること ○破綻処理3原則(減資、経営責任の追及、組織の消滅)に準じた対応を行うこと(貯保法を適用する破綻処理の場合には破綻処理3原則を遵守) ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	財務支援・緊急支援型 (レベル2)	○一次支援: 経営悪化や破綻の蓋然性が消失する水準 ○二次支援: 事業再編を行うために必要かつ相当な金額	○「当該事業年度の末日の自己資本比率が8%未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高いJ A」としてレベル2の指定を受けること ○一次支援を行う場合: J A の理事会または経営管理委員会において、事業再編にかかる契約についてJ A 総会決議による承認を指定後1年以内に受ける方針および破綻処理3原則に準じた対応を行う方針を決定すること ○二次支援を行う場合: ・事業再編にかかる契約についてJ A 総会決議による承認を指定後1年以内に受けること ・破綻処理3原則に準じた対応を行うこと ・中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
損害担保	事業譲渡型 (レベル1~3)	○対象債権: J A 信用事業譲渡を円滑に進めるために損害担保を付すことが必要と認められる農業または関連産業向け貸付け ○補償額: 譲受時の残元本の毀損額の50%以内 ○対象債権から回収益が発生した場合、その50%以上を指定支援法人に納付 ○期間: 10年以内	○利子補給と同じ ○責任ある事業運営体制を確立すること ○事業譲渡による抜本処理が最適であると判断されること
	一部事業譲渡型※ (レベル1~2)		

※ 一部事業譲渡型: J A における農業者向け取引の一部を信連・農林中金に譲渡し、地域農業基盤の維持・強化の観点から、一定の時間をかけながら債務者管理・経営改善支援をより適切に行う場合

- ・ 支援の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。(J A についてはJ A バンク健全化要綱において定める。)
- ・ 中央本部の審議を経る計画には、具体的な経営改善策または組織統合の内容を盛り込む。
- ・ 農水産業協同組合貯金保険法に基づく資金援助を補完するため、債務保証、資本注入(事業再編型)、資金贈与(財務支援・事業再編型)を活用することができる。
- ・ J A バンク全体の信用秩序を維持する上で緊急かつ必要やむを得ないと認めた場合には、例外的な取扱いができるものとし、その実施については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定する。

別紙 5－1

会計監査人監査に代わる調査

以下の実施基準に該当し、かつ農林中金が調査対象として決定した J A は、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるまでの間、以下の調査に応じる。

○各事業年度の開始の時ににおいて農業協同組合法施行令第 22 条第 1 項に定める規模に達しておらず、かつ当該事業年度に開催される通常総会の時点で会計監査人を置く旨の定款の定めを設けていない J A

<調査の内容>

- 計算書類等の正確性の検証
 - 内部管理態勢の有効性の検証
 - 会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）についての J A 代表理事との協議
- ・調査の具体的な内容等については、J A バンク 健全化要綱において定める。

事業再編選択ＪＡにかかる本方針の適用ならびに 指定支援法人による支援策と支援の前提条件

１ 本方針の適用

(１) 事業再編選択ＪＡについては、Ⅲの７(２) および別紙５－１を下表のとおり読み替えて適用する。

読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
Ⅲの７(２)	(１)に該当しないＪＡは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該ＪＡは、	(１)に該当しない事業再編選択ＪＡは、
	当該定款の定めを設けるまでの間	事業再編が完了するまでの間
別紙５－１	＜調査の内容＞ ➤ 計算書類等の正確性の検証 ➤ 内部管理態勢の有効性の検証 ➤ 会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）についてのＪＡ代表理事との協議	＜調査の内容＞ ➤ 計算書類等の正確性の検証 ➤ 事業再編の進捗状況の確認

(２) 別紙２－２にかかわらず、事業再編選択ＪＡについては、別紙１－２の報告において内部監査体制または資金運用体制（貸出・審査体制）のうちＪＡバンク健全化要綱において定める項目が未整備であっても、事業再編が完了するまでの間指定を行わない。

２ 活用可能な支援策と支援の前提条件等

事業再編選択ＪＡが、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

活用可能な 支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎に 中央本部で審議)	支援の前提条件
資金贈与 (費用助成)	○助成対象：事業再編による経営基盤強化を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は３年間を上限）	○事業再編にかかる契約についてＪＡ総会決議による承認を受けること ○事業再編による経営基盤強化の計画を策定し実践すること

- ・ 支援の具体的な内容については、ＪＡバンク健全化要綱において定める。
- ・ 事業再編選択ＪＡが再編成希望ＪＡに該当しかつ再編成希望ＪＡにかかる支援の前提条件等を充足する場合、この支援策と重複して再編成希望ＪＡにかかる支援を受けることができる。

別紙 6

指定支援法人による再編成希望ＪＡにかかる 支援策と支援の前提条件

再編成希望ＪＡが、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

1 支援対象と活用可能な支援策

支援対象	活用可能な支援策
レベル格付の指定を受けていない再編成希望ＪＡ	利子補給、債務保証、資金贈与（費用助成）、損害担保

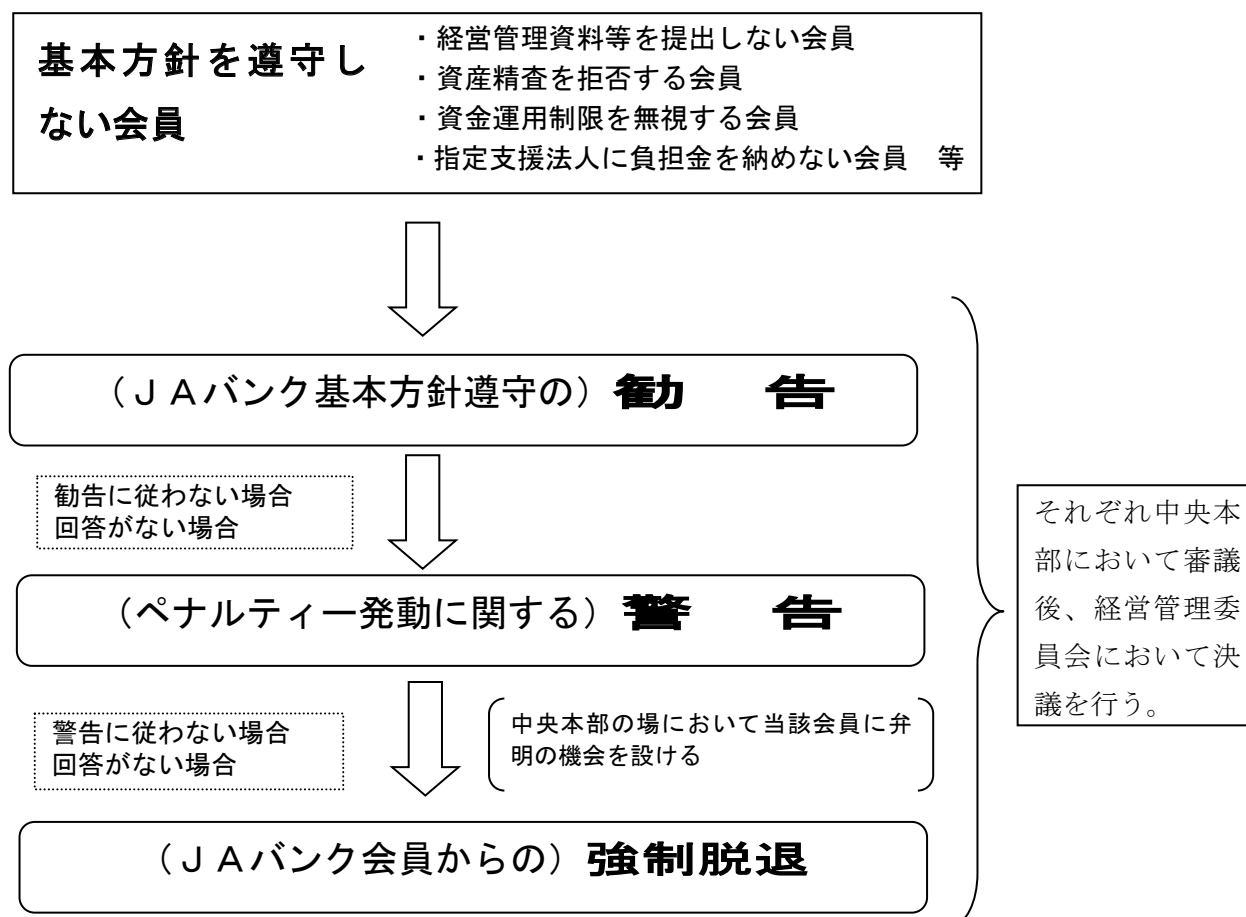
2 支援の前提条件等

支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎に 中央本部で審議)	支援の前提条件
利子補給	○対象となる借入れ：ＪＡ信用事業譲渡に必要な資金の農林中金または信連からの借入れ ○期間：10年以内 ○利子補給率：1%以内	○営農・経済事業に注力することを目的としたＪＡ信用事業譲渡の計画を策定し実践すること
債務保証	○対象となる借入れ：利子補給と同じ ○期間：10年以内 ○保証割合：100%以内 ○保証料率：0.1%以内	
資金贈与 (費用助成)	○助成対象：ＪＡ信用事業譲渡を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は5年間を上限）	
損害担保	○対象債権：ＪＡ信用事業譲渡を円滑に進めるために損害担保を付すことが必要と認められる農業または関連産業向け貸付け ○補償額：譲受時の残元本の毀損額の80%以内 ○対象債権から回収益が発生した場合、その80%以上を指定支援法人に納付 ○期間：10年以内	

・支援の具体的な内容については、ＪＡバンク健全化要綱において定める。

基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

J Aバンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、以下のとおり、農林中金は遵守の勧告・ペナルティー措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、J Aバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。



【強制脱退の効果】

- 1 「J Aバンク会員名簿」からの削除
- 2 「J Aバンク」商標の使用禁止
- 3 指定支援法人の支援対象からの除外 等

別表

特定承継会社にかかる本方針の適用

特定承継会社については、以下のとおり本方針を適用する。

本方針の規定	特定承継会社への適用
○ Iの1、2、4、5および6 ○ IIIの1 ○ IIIの5および6、別紙2－1、別紙2－2 ならびに別紙4 ○ IIIの8 および別紙6 ○ IIIの9 ○ 附則16 および別紙5－2	農林中金とみなして適用する。
○ Iの3 ○ IIIの2（(3)を除く）	信連とみなして適用する。
○ IV	J Aバンク会員とみなして適用する。

J A高知県 自己改革工程表（農業者の所得増大・農業生産の拡大・地域の活性化）

【令和6年度の取組状況】

①農業者の所得増大・農業生産の拡大に向けて、主要な品目を中心に、具体的な取組目標を設定し、品目部会との対話を通じて取組を進めてきました。

・生産量の拡大・品質向上対策では、反収の向上に向けて、研修会の開催や個別訪問等を行い、データを活用した営農支援および栽培の基本管理の徹底を図りました。また、行政とも連携し、環境制御技術の普及拡大を図り、環境測定装置の普及拡大を進めるなどの取組を進めましたが、令和6年度については、高温等の影響もあり、令和5年度より反収は減少する結果となりました。

・労働力の確保対策として、各地区に開設した無料職業紹介所および農業求人サイト「あぐりマッチこうち」の運営を通じて、農業者と求職者のマッチングを年間279件を行いました。また、集出荷場を中心とした外国人材の活用や出荷作業の労力低減を目的とした出荷包装規格の見直しなど、様々な手法を組み合わせて、労働力の確保に努めてきました。

・品目部会の所得増大対策としては、販売単価の向上に向けて、計画的な事前値決め販売の実施、取引先・実需者との規格外品の買取販売や価格転嫁要請を含めた営業商談の拡大、フェアの開催など販売促進活動を中心に取組を進めました。

出荷コストの低減として、クラフトテープやPPバンド等の資材の入札対応による資材価格上昇の抑制、5品目（キュウリ、シシトウ、小ナス、ナス、ニラ）において、バラ詰め、袋詰め、スタンドパックなど、新たな流通形態の見直しの検討しました。

また、集出荷場の再編計画の実践に向けた検討（3出荷場、1品目）を進めるとともに、「トヨタ式改善の手法」を取り入れた集出荷場等の現場で作業環境の改善等によって、作業効率の向上につながる実践的な取組を行いました（9集出荷場）。

・その他、米穀、畜産、茶、ユズ関係についても、販売単価の向上に向けて、高知県ブランドとして付加価値を付けた販売に取組みました。

②自己改革の実践に向けた組合員の意思反映については、正組合をはじめとした担い手訪問、各種部会活動、青壮年部・女性部との意見交換会等による対話を行うとともに、広報誌を通じたモニター制度を通じて准組合員の意向等の把握に努めました。

③経営基盤の確立・強化については、これまで、組合員の理解をいただきながら、店舗再編等を含めた様々な経営基盤強化に取組んできましたが、健全で持続性のある組織を、将来にわたって維持していくためには、より一層の改革が必要です。このような状況を踏まえて、「強いJ A高知県」というスローガンを掲げ、経営基盤を強固にするとともに、地域農業の発展に力強く支援していける経営体の実現に向けて次期3か年計画の策定を進めてきました。

1. 営農指導

戦略	戦術	具体的な施策
生産量の拡大・品質の向上対策	反収・品質の向上	研修会の開催
		主要6品目の反当出荷量の拡大
	つながり強化	出向く機会の増大
	経営管理支援	青色申告会の拡大
		個別経営指導の実施
	土壌診断の実施	土壌分析実施農家数の拡大
労働力の確保	データを活用した営農指導強化	品目数の拡大
	無料職業紹介所の運営強化	求人・求職者の募集対応強化
	外国人材の活用	関連業者の調査、情報収集



業績評価指標	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
研修会開催数	1,440回	1,759回	1,450回	2,001回	1,920回	2,000回
主要6品目の反当出荷量がR3園芸年度に対して、R4(2%増) R5(4%増) R6(5%増)の目標に達した品目数	3品目	5品目	4品目	4品目	6品目	0品目
訪問件数	54,200件	36,740件	54,400件	60,951件	60,910件	63,811件
会員数	1,550人	1,570人	1,560人	1,545人	1,563人	1,590人
実施戸数	310戸	392戸	312戸	462戸	423戸	1,158戸
土壌分析実施農家数	2,240件	2,024件	2,245件	2,133件	2,230件	2,380件
活用できる品目数	3品目	8品目	10品目	8品目	14品目	19品目
マッチング数	360件	250件	380件	263件	265件	279件
集出荷場での導入	4か所	3地区4出荷場	5か所	5地区7出荷場	8か所	10か所

2. 園芸販売

戦略	戦術	具体的な施策
品目部会員の所得向上	販売力の強化	顧客と販売単価の確保・向上をはかる計画的な事前値決め販売の実施
		取引先・実需者との営業商談の実施
		実需者との商談による規格外品等の買取販売の実施
	宣伝・販促活動の実施	生産者およびマネキン派遣に替わる高知県産品の認知向上への取組実施
		量販店での J A グループ高知フェアの実施
		輸出の定着・拡大に向けた営業・商談の実施
	出荷品の安全・品質の確保、信頼の向上	適切な作業管理と異物混入等の防止をはかるガイドライン準拠・集出荷場版 G A P の実施
	労力・出荷コストの低減	出荷包装規格の見直し検討
		出荷単位の大型化
		成果物薄い個包装フィルムへの変更による低コスト化
販売代金の精算・決済期間の短縮	計精算システムの整備	照合・確認業務等の見直しによる新システムの構築

3. 米穀販売

戦略	戦術	具体的な施策
県域共同計算を主とした集荷販売	主食用米と非主食米のバランスのとれた生産の推進	県内外の需要に合った生産と集荷販売 県と連携した新品種、新規需要米の生産拡大 県外卸向けの産地指定米や特裁米の集荷販売
	酒米の生産・供給の実施	酒造組合、県など関連組織との連携による酒米需給のマッチングの取組
パールライスブランドの販売強化	県産米の地産地消および県外への推進	米穀卸および量販店への積極的な推進、県内外への販売実施
	食と農の体験の場の提供	大手量販店と生産地をつなぐ田植え、稲刈りイベントの実施

4. 畜産販売

戦略	戦術	具体的な施策
畜産・酪農生産者の所得向上 担い手農業者の所得向上	販売力強化による高知県ブランドの確立・強化 酪農生産基盤の維持	地域団体商標の有効活用による土佐あかうしの更なるブランド力の強化と有利販売
		行政や生産者、四国生乳販連との連携強化による酪農生産基盤の維持と計画的な生乳生産
新食肉センターの整備による食肉事業の総合的な取組強化	川上から川下まで一気通貫の取組による収支改善	新たに取込む事業（セリ・部分肉加工・内臓販売など）、新規に取組む事業（廃用牛の集荷・J A 直売所への供給）で安定的な経営

業績評価指標	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
値決め販売量の割合	25%	26%	25%	25%	24%	25%
県外6事務所を主体とした個別商談回数	200回	260回	200回	635回	650回	238回
実需者との交流商談会による新規取引件数	3件	10件	3件	20件	10件	20件
取扱高	22億円	37.8億円	22.5億円	42.6億円	42.9億円	48.9億円
量販店等へのモニターの設置店舗数	2店舗	16店舗	2店舗	3店舗	2店舗	2店舗
フェアの実施店数	4,000店	4,845店	4,300店	4,960店	5,000店	4,119店
新規取引件数	2件	2件	2件	2件	2件	1件
出荷場版GAPの実施状況の巡回点検回数	地区・本所各2回以上	地区54回 本所19回	地区・本所各2回以上	本所15回 地区66回	本所15回以上 地区60回以上	本所8回 地区58回
実施件数	2件	2件	2件	3件	3件	5件
JRコンテナ・貸切トラック台数	1,000台	938台	1,000台	1,579台	1,600台	1,412台
実施数量	6,000 ^ト	7,203 ^ト	7,000 ^ト	8,552 ^ト	10,000 ^ト	20,191 ^ト
新システムの構築と移行	詳細設計 システム構築	詳細設計 システム構築	システム構築 単体テスト	システム構築中	システム9月 開始予定	システム3月 より運用開始

業績評価指標	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
主食米（酒米除く）の集荷販売数量	8,200 ^ト	9,240 ^ト	8,300 ^ト	8,035 ^ト	8,100 ^ト	7,567 ^ト
非主食米の集荷販売数量	4,600 ^ト	4,291 ^ト	4,800 ^ト	4,435 ^ト	4,500 ^ト	3,549 ^ト
酒米の集荷販売計画数量	370 ^ト	354 ^ト	400 ^ト	397 ^ト	382 ^ト	320 ^ト
精米搗精数量	3,700 ^ト	3,100 ^ト	3,800 ^ト	2,982 ^ト	3,700 ^ト	3,413 ^ト
参加人数 精米販売数量	20人 1,000袋／5kg	21人 294袋／5kg	20人 1,100袋／5kg	32人 1,071袋／5kg	35人 1,100袋／5kg	46人 1,549／5kg

業績評価指標	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
市場出荷の平均枝肉単価の向上・集荷頭数の確保	平均枝肉単価 (去勢・税抜) 2,250円/kg	平均枝肉単価 (去勢・税抜) 2,322円/kg	—	—	—	—
	集荷頭数 500頭	集荷頭数 517頭	—	—	—	—
生乳生産量の確保と後継牛確保の取組	19,000 ^ト	18,396 ^ト	計画生産 20,000 ^ト	17,436 ^ト	18,000 ^ト	17,348 ^ト
	性判別精液取扱 500本	544本	性判別精液取扱 500本	性判別精液取扱 448本	性判別精液取扱 500本	性判別精液取扱 478本
整備に向けての計画の進捗	整備工事	Ⅱ期工事完了	令和5年4月 より操業開始	令和5年4月 より操業開始	—	—

5. 農産販売

戦略	戦術	具体的な施策
高付加価値商品	高付加価値商品の販売による所得増大	高付加価値商品を製造することによる荒茶単価の維持
		茶・ユズ製品の新商品開発による販売拡大
営業力強化	営業力強化による所得増大	加工品の営業訪問活動による販売高拡大

6. 生産資材購買

戦略	戦術	具体的な施策
生産資材コストの低減	営農指導との連携	銘柄集約によるコスト低減
	国内地域資源の活用	土壌分析に基づく適正施肥
組員サービス向上	出向く体制の強化	営農経済渉外担当者の配置
		集落営農法人・農業生産法人への訪問活動
組員ニーズへの対応	円滑な情報連携	情報端末機の普及

7. 農業機械購買

戦略	戦術	具体的な施策
組員サービス向上	出向く体制の強化	調子伺い推進訪問実施
	共同利用によるコスト低減	農機レンタル、作業請負の件数拡大

8. 燃料購買

戦略	戦術	具体的な施策
生産資材コストの低減	農業者の営農支援	仕入機能強化および安定供給
石油中継基地の防災対策	石油中継基地の適正な配置	石油中継基地の移設および集約
戸配送コストの引下げ	戸配送の効率化	残油計システムの普及拡大

9. 農業融資

戦略	戦術	具体的な施策
農業の成長支援	事業間連携により出向く体制の整備	事業間連携による資金需要調査の実施
	農業者の課題に対する相談機能の構築	メイン強化先および新規就農者への訪問

業績評価指標	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
二番茶の平均単価820円/kgと比較した、高付加価値商品（紅茶、半発酵茶、釜炒茶）の販売単価	高付加価値商品の販売単価1,500円/kg	高付加価値商品の販売単価1,500円/kg	高付加価値商品の販売単価1,500円/kg	単価1,500円/kgで紅茶等を販売	高付加価値商品の販売単価1,500円/kg	紅茶の販売単価1,500円/kg
新商品開発	2 アイテム	2 アイテム	2 アイテム	4 アイテム	2 アイテム	2 アイテム
訪問件数	6,200件／年	6,291件／年	6,225件／年	6,427件／年	6,500件／年	6,572件／年

業績評価指標	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
肥料銘柄集約	5 銘柄	5 銘柄	5 銘柄	6 銘柄	6 銘柄	6 銘柄
低コスト資材（全農集中銘柄）の普及拡大	75%	79%	80%	87%	88%	94%
土壌分析件数	5,900件	5,835件	5,900件	6,055件	5,900件	5,791件
専任担当者配置数	29人	21人	35人	15人	15人	14人
訪問件数	45件	47件	50件	51件	55件	65件
携帯タブレット導入	47台	43台	50台	42台	42台	36台

業績評価指標	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
訪問推進件数	8,500件	8,072件	9,000件	7,344件	9,000件	8,069件
利用件数	750件	778件	800件	652件	800件	634件

業績評価指標	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
重油取扱数量拡大	35,500kℓ	29,913kℓ	36,000kℓ	27,551kℓ	26,217kℓ	31,157kℓ
浸水区域における基地廃止数	検討	検討	検討	検討	4 基集約	3 基集約
残油計システムの設置数	113基	113基	400基	437基	687基	530基

業績評価指標	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
地区別実施件数	恒常化	710件	恒常化	685件	恒常化	672件
訪問件数	320件	341件	320件	309件	292件	369件

10. 経営基盤の強化

戦略	戦術	具体的な施策
出荷コストの低減	集出荷場等施設配置の見直し	集出荷場の再編・出荷作業の集約等の見直しによる出荷コストの削減
	集出荷場の運営方式の見直し	運営方式の見直しによるコストの削減

11. 地域の活性化

戦略	戦術	具体的な施策
地域コミュニティの活性化	食と農の体験の場の提供	食農教育活動(あぐりスクール)

12. 対話・意思反映

戦略	戦術	具体的な施策
組合員のメンバーシップの強化	組織の活性化	集落座談会等の実施
		青壮年部・女性部との意見交換会
		広報誌モニター制の実施

業績評価指標	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
再編計画に基づく施設等の整備、広域出荷体制の実践	2 集出荷場	集約に向けた検討 3 集出荷場	2 集出荷場	再編1 集出荷場 実践に向けた検討 (3 集出荷場)	実践に向けた検討 (3 集出荷場)	実戦に向けた検討 (3 集出荷場、1 品目)
集出荷場の運営見直し実践集出荷場数	7 集出荷場	7 集出荷場	7 集出荷場	9 集出荷場等	10集出荷場	9 集出荷場

業績評価指標	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
実施地区数	3 地区	4 地区	5 地区	5 地区	7 地区	7 地区

業績評価指標	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
実施回数・人数	120回・3,000人	194回・3,595人	120回・3,000人	207回・4,133人	120回・3,000人	118回・2,676人
実施回数	7 回	8 回	7 回	10回	7 回	10回
意見提出人数	20人	10人	30人	11人	30人	29人

J A高知県 自己改革の取組

当組合は、令和3年6月の第3期通常総代会で、「不断の自己改革」取組宣言を行い、農業者の所得増大・農業生産の拡大、地域の活性化に向けて、自己改革の実践に取り組んできました。

これまでに自己改革として、環境制御機器の導入支援やデータ活用の営農支援、実需者等との価格転嫁要請を含めた営業商談の拡大など販売力を強化する取組を行うとともに、集出荷場の再編、出荷資材の見直し、低コスト肥料の普及拡大など出荷・生産コストを下げる取組を進めてまいりました。

今後も地域になくはないJ A高知県であり続けるため、持続可能な経営基盤の確立・強化とともに組合員との対話を通じ、総合事業を基本として「不断の自己改革」に取り組んでまいります。

I. 自己改革を実践するための具体的な方針

「担い手との対話」を原点としてニーズを的確に把握することを基本とし、農業者の所得増大に向けて、販売品取扱高の拡大を行うとともに、①販売単価を上げる取組、②出荷量を上げる取組（反収向上、品質向上）、③出荷コストを下げる取組を中心に対策を強化します。

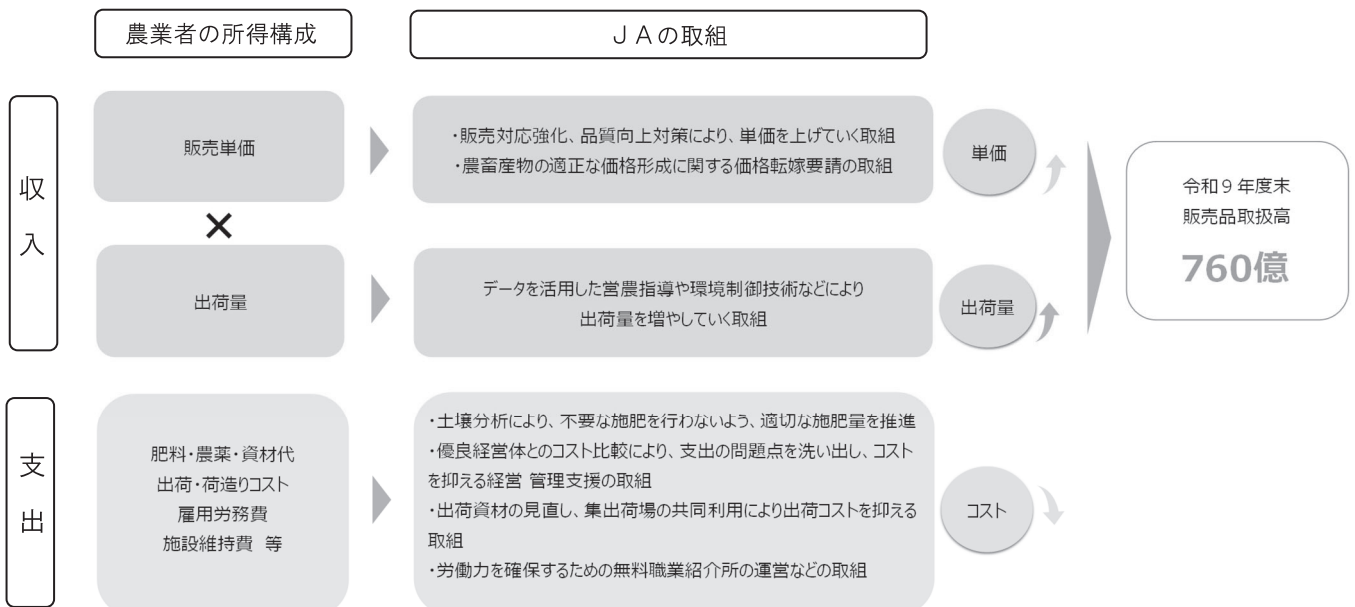
また、自己改革の基本目標である「地域の活性化」に取り組んでまいります。

【販売品取扱高の目標値】

取組項目	販売力の強化	業績評価指標 (KPI)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
対象者	全生産者	販売品取扱高	実績	目標	目標	目標
		園芸品	655億	652億	652億	657億
		米穀	29.1億	31.1億	31.8億	32.6億
		畜産	49.7億	51.7億	51.7億	51.7億
		その他特産品	16.9億	18.2億	18.2億	18.2億
		合計	751億	753億	754億	760億

※取扱高は税込金額です。

【農業者の所得増大とJ Aの販売品取扱高拡大の関係（イメージ）】

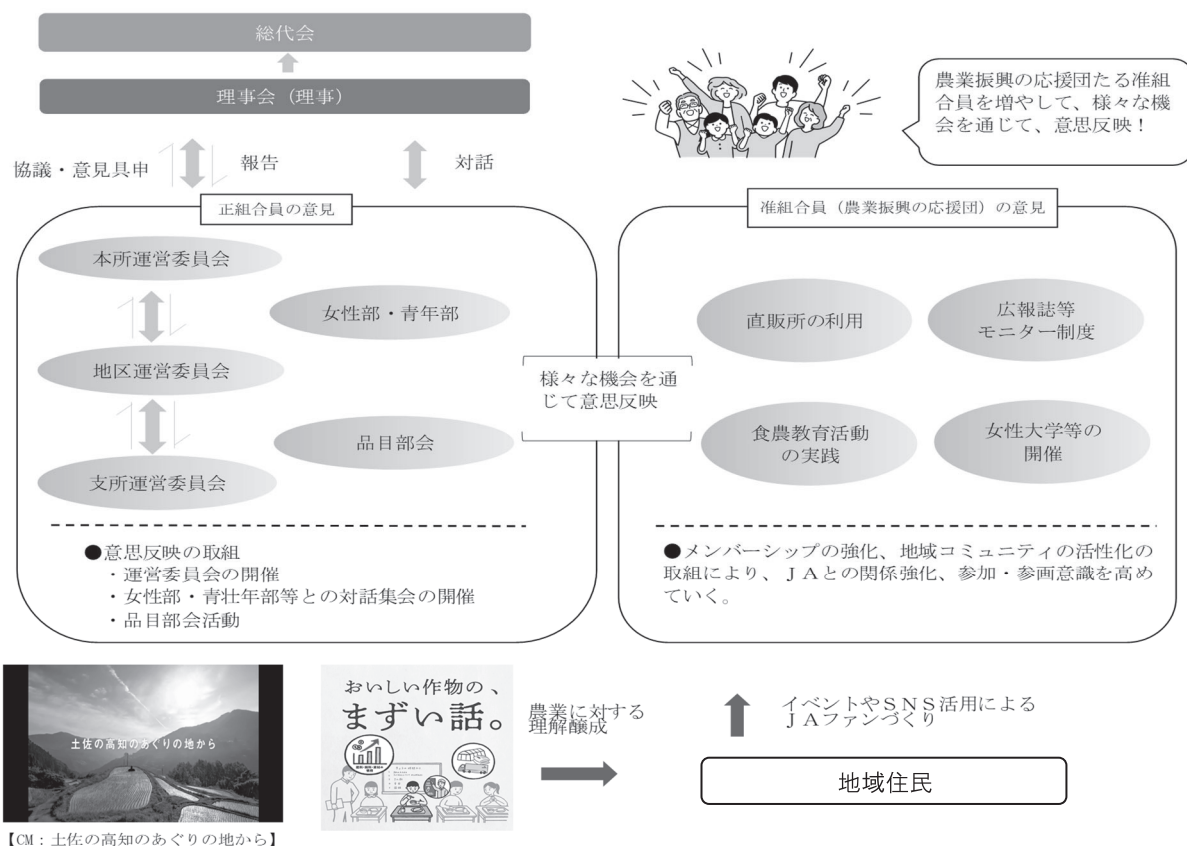


II. 自己改革の実践に向けた組合員の意思反映

自己改革の実践にあたっては、各種部会活動を通じた様々な意見集約、正組合員をはじめとした担い手訪問活動、運営委員会等により、自己改革の評価を把握していきます。

また、准組合員の事業の利用状況を把握するとともに、准組合員を「正組合とともに農業者・地域経済の発展を支える組合員（農業振興の応援団）」と位置づけ、広報誌モニター制度やあぐりスクール等を通じて、地域農業への理解を促進し、准組合員の声を広く聴くことで、正組合員と准組合員が地域農業の振興という同じ方向を向いた組合経営を実現します。

【組合員の意思反映のイメージ】



III. 自己改革を支える「経営基盤の確立・強化」に向けた取組について

当組合では、健全で持続性のある組織を維持していくために、前3か年計画に基づき、受託販売取扱高の拡大や貸出金を伸ばす取組を行うとともに、組合員のご理解もいただき、支所再編等の取組や業務の効率化等によって事業管理費を抑制することで、黒字経営を確保してきました。しかしながら、職員数の大幅な減少や金利の影響などによって組合経営は未だ不安定な状況が続いており、令和6年度に実施した経営収支シミュレーションでは、令和9年度に294百万円赤字の見通しとなりました。赤字の主な要因は、JAのこれまでの事業モデルである営農経済事業の赤字を信用・共済事業で補うという収支構造が成り立たなくなっていることによります。

このような事業モデルからの転換を図るために、新たな3か年計画では「強いJA高知県」というスローガンを掲げ、拠点別・事業別の収支改善計画を着実に進め、経営基盤を強固にするとともに、地域農業の発展に力強く支援していける経営体の実現に向けて取組んでまいります。

農業者の所得増大・農業生産の拡大

取組項目	販売単価を上げる取組	業績評価指標 (KPI)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
内容	営業商談の強化	個別商談回数	実績 238件	目標 240件	目標 250件	目標 260件
		フェアの実施店舗数	実績 4,119店舗	目標 5,000店舗	目標 5,000店舗	目標 5,000店舗
		企業等とのコラボ、SNS発信	実績 3品目	目標 3品目	目標 3品目	目標 3品目

これまでの取組内容と今後の計画

【これまでの取組内容】 ●販売単価の安定・向上を図る計画的な事前値決め販売や特注対応の実施、取引先・実需者との価格転嫁要請を含めた営業商談を積極的に実施してきました。 その結果、令和6年度では、事前値決め販売量25%を確保するとともに、J Aグループ高知フェアを4,119店舗で開催しました。また、直近3か年においてセブンイレブんと連携による「甘とうおにぎり」や「なすのたたき」の開発、ミツカンと連携した料理動画の作成等を行うことで、高知県産農産物のPR・消費拡大、販売の強化につなげてきました。	【今後の計画】 ●需要に応じた計画的な事前値決め販売の実施や特注対応、取引先・実需者との価格転嫁要請を含めた営業商談を積極的に行い、J Aグループ高知フェアの開催を促進するとともに、企業等と連携した商品開発など新たな販売へのチャレンジも進めていきます。
【営業商談強化による販売単価向上のイメージ】	

農業者の所得増大・農業生産の拡大

取組項目	出荷量を上げる取組	業績評価指標 (KPI)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
内容	主要品目において、反収増加や系統共販の取組によりJ A出荷量を増加させる	J A出荷量	実績	目標	目標	目標
		ナス	21,304t	22,289t	21,768t	21,962t
		ピーマン	9,388t	9,602t	9,795t	9,976t
		キュウリ	17,133t	17,424t	17,640t	17,945t
		シシトウ	1,485t	1,509t	1,550t	1,550t
		ニラ	9,163t	9,239t	9,158t	9,158t
		ショウガ	3,848t	3,766t	4,582t	5,073t
		ミョウガ	4,486t	4,641t	4,761t	4,882t

これまでの取組内容と今後の計画

【これまでの取組内容】 ●栽培技術の確立および栽培の基本管理の徹底を行うとともに、環境制御機器の導入支援やデータ活用の営農支援を行い、反収を伸ばす取組を進めてきました。 あわせて、行政や部会組織と連携し、産地提案書による新規就農者の受入確保やサポートハウス等の運営により担い手を増やす取組を進めてきました。 その結果、令和3年から令和6年にかけて、2品目（ナス・シシトウ）において、J A出荷量2%以上の増加を達成しました。	【今後の計画】 ●産地総点検運動の中で、現状と課題の整理を行うとともに、品目ごとに重点実施事項を設定して取組を進めていきます。 その中で、これまでの反収を伸ばす取組と新規就農者等の担い手を増やす取組を継続して実施するとともに、系統外農家等へJ A出荷の働きかけを行う等の取組を強化することで、J A出荷量の増加を図り、販売単価の安定・向上を図ります。														
【産地総点検運動の主な取組内容】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組の柱</th><th>主な取組内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柱1 部会活動の強化</td><td>・行政や部会組織と連携し、産地提案書による新規就農者の受入確保等を図る。 ・県と連携し防除試験等を実施するほか、「SAWACHI」等のデータも活用しながら現地検討会や勉強会にて情報共有を行う。</td></tr> <tr> <td>柱2 販売の強化</td><td>・系統外農家等への訪問や正確な出荷計画の把握等により、安定した出荷量を確保する取組を行う。 ・フェア等の開催による消費拡大、認知度向上の取組を行う。</td></tr> <tr> <td>柱3 流通・出荷規格</td><td>・J Rコンテナ出荷や新たな流通形態の検討などにより、出荷コストの低減に取組む。</td></tr> <tr> <td>柱4 集出荷場の維持・整備</td><td>・機械化に向けた関係機関との協議、集出荷場の再編構想の実現に向けた取組を行う。</td></tr> <tr> <td>柱5 J A職員のスキルアップと生産者の理解促進</td><td>・データ駆動型営農指導の実践に向け営農指導員の情報共有と自己のスキルアップを図る。</td></tr> <tr> <td>柱6 新たな取組へのチャレンジ・適正な価格形成</td><td>・デジタルツールの導入等により、出荷・販売・部会の情報の共有・充実化を図り、県域品目部会、市場、産地間でのつながりを強化する。</td></tr> </tbody> </table>		取組の柱	主な取組内容	柱1 部会活動の強化	・行政や部会組織と連携し、産地提案書による新規就農者の受入確保等を図る。 ・県と連携し防除試験等を実施するほか、「SAWACHI」等のデータも活用しながら現地検討会や勉強会にて情報共有を行う。	柱2 販売の強化	・系統外農家等への訪問や正確な出荷計画の把握等により、安定した出荷量を確保する取組を行う。 ・フェア等の開催による消費拡大、認知度向上の取組を行う。	柱3 流通・出荷規格	・J Rコンテナ出荷や新たな流通形態の検討などにより、出荷コストの低減に取組む。	柱4 集出荷場の維持・整備	・機械化に向けた関係機関との協議、集出荷場の再編構想の実現に向けた取組を行う。	柱5 J A職員のスキルアップと生産者の理解促進	・データ駆動型営農指導の実践に向け営農指導員の情報共有と自己のスキルアップを図る。	柱6 新たな取組へのチャレンジ・適正な価格形成	・デジタルツールの導入等により、出荷・販売・部会の情報の共有・充実化を図り、県域品目部会、市場、産地間でのつながりを強化する。
取組の柱	主な取組内容														
柱1 部会活動の強化	・行政や部会組織と連携し、産地提案書による新規就農者の受入確保等を図る。 ・県と連携し防除試験等を実施するほか、「SAWACHI」等のデータも活用しながら現地検討会や勉強会にて情報共有を行う。														
柱2 販売の強化	・系統外農家等への訪問や正確な出荷計画の把握等により、安定した出荷量を確保する取組を行う。 ・フェア等の開催による消費拡大、認知度向上の取組を行う。														
柱3 流通・出荷規格	・J Rコンテナ出荷や新たな流通形態の検討などにより、出荷コストの低減に取組む。														
柱4 集出荷場の維持・整備	・機械化に向けた関係機関との協議、集出荷場の再編構想の実現に向けた取組を行う。														
柱5 J A職員のスキルアップと生産者の理解促進	・データ駆動型営農指導の実践に向け営農指導員の情報共有と自己のスキルアップを図る。														
柱6 新たな取組へのチャレンジ・適正な価格形成	・デジタルツールの導入等により、出荷・販売・部会の情報の共有・充実化を図り、県域品目部会、市場、産地間でのつながりを強化する。														

品目ごとに目標設定

農業者の所得増大・農業生産の拡大						
取組項目	出荷コストを下げる取組	業績評価指標 (KPI)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
内容	出荷資材の入札対応、包装形態の見直し、新たな流通形態の検討等を行う	品目数	実績 5品目	目標 2品目	目標 2品目	目標 2品目

これまでの取組内容と今後の計画	
【これまでの取組内容】 ●出荷資材の入札、出荷資材の共通化や段ボールなどの規格の変更による低コスト化、包装資材の見直し等によって、出荷資材の低コスト化を進めてきました。また、出荷時の作業性を考慮した規格の見直しを進め、労力面での低コスト化も進めてきました。 ●令和6年度は、クラフトテープやPPバンド等の共通資材（13種類）、シシトウ、ニラ、メロン、イチゴ、米ナスにかかる資材（14種類）、計27種類の資材の入札対応を行いました。 その結果、原材料が高騰する中で、昨年に比べ11種類の資材が値上がりしたものの、1種類が同価格、13種類が値下がりし、昨年度の価格に対し今年度の価格は平均約100.5%（約+0.5%）となり、多くの商品が値上がりする中で、価格上昇を抑制することができました。 ●また、高知なす、小ナス、キュウリ、ニラ、シシトウの品目において、新たな流通形態の検討を実施しました。 - 小ナス：スタンドバック包装の試験 - キュウリ：BL品5kg平箱DBから10kgDBバラ詰め - ニラ：100g包装から200g包装の試験 - 高知なす：2個入袋（A2L）での個包装の試験 - シシトウ：50g袋詰め	【今後の計画】 ●出荷資材の入札対応を継続するとともに、実態にあわせて、出荷資材の規格の見直し、新たな流通形態の検討等を進めていきます。 【R7年の取組計画】 （シシトウの新たな流通形態の検討）※昨年からの継続検討 手間のかかっているシシトウのバック詰め作業の労力低減を目的として、新たな出荷形態を検討。 （ナスの新たな流通形態の検討）※昨年からの継続検討 ナスのA2Lの大きい実について、2個入袋での個包装による付加価値をつけた荷姿での新たな出荷形態を検討。

農業者の所得増大・農業生産の拡大						
取組項目	生産コストを下げる取組	業績評価指標 (KPI)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
内容	低コストオリジナル肥料の普及拡大	購買品供給数量	実績 909袋	目標 1,500袋	目標 3,000袋	目標 4,000袋

これまでの取組内容と今後の計画	
【これまでの取組内容】 ●肥料6銘柄を集約し仕入コスト低減に努めたほか、全農集中銘柄である高度化成14-14-14や高度化成16-16-16について、一定期間予約価格を引き下げた特別注文書を発行するなどして、普及率を94%まで拡大しました。	【今後の計画】 ●県内圃場の土壌分析結果に基づき、（1）圃場に合わせた施肥設計ができる（2）圃場に合った肥料成分に合わせて利用できる、J A 高知県オリジナルブランドの低コスト肥料「とさ有機1号～3号」を開発、普及拡大に努めます。 <とさ有機1号（10-3-5）> <とさ有機2号（6-6-16）> <とさ有機3号（10-12-5）> 用途：園芸・果樹全般 用途：園芸全般、生薬や芋の追肥など 用途：果樹全般 

取組項目	生産コストを下げる取組	業績評価指標 (KPI)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
内容	担い手直送規格品の普及	普及面積	実績 806ha	目標 850ha	目標 900ha	目標 950ha

これまでの取組内容と今後の計画	
【これまでの取組内容】 水稲除草剤・箱処理剤の担い手大型規格品の普及に取組み、コスト低減に努めています。 担い手直送規格（一例）  ※メーカーにより荷姿や規格が異なります。	【今後の計画】 引き続き、水稲大規模経営体を中心に普及に努めます。

地域の活性化						
取組項目	組合員次世代や地域住民との接点づくり	業績評価指標 (KPI)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
内容	J A が主催する食農教育を年 1 回以上実施する	地区数	実績 7	目標 7	目標 7	目標 7

これまでの取組内容と今後の計画	
【これまでの取組内容】 ●各地区において、通年型の「あぐりスクール」や単発型の「ちゃぐりんフェスタ」などの食農教育活動を実施し、J A や農業への理解を促すとともに J A ファンや農業の応援づくりに取組んできました。 ●しかし、職員数の減少等に伴い、開催の継続が困難になってきています。	【今後の計画】 ●J A ぐらしの活動担当者によるサポート体制（企画・準備等）を強化し、すべての地区で継続的に開催できるような体制を構築していきます。 単発型「ちゃぐりんフェスタ」の開催地区については、活動が定着した後、通年型「あぐりスクール」の開催について検討していきます。 ●また、各地区の活動について情報共有し、取組の活性化を図るとともに、女性部・青壮年部、事業との連携による「活動と事業の好循環」を実践していきます。

対話・意思反映						
取組項目	正組合員の意思反映の取組	業績評価指標 (KPI)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
内容	運営委員会の開催	実施回数・人数	実績 118回・2,676人	目標 120回・3,000人	目標 120回・3,000人	目標 120回・3,000人

これまでの取組内容と今後の計画	
【これまでの取組内容】 ●本所運営委員会における運営委員、常勤理事の協議等の内容を理事会へ報告し、経営方針の決定が必要な項目は総代会の協議に挙げる仕組みのもと正組合員の意思反映を図ってきました。 ●また、本所運営委員会での協議項目を地区および支所運営委員会において協議し、さらに現場の意見等の集約を行い、正組合員の意思を組合の業務運営へ反映するよう取組んできました。	【今後の計画】 ●これまでの取組を継続するとともに、より一層効果的な正組合員の意見等の集約、それらの業務運営への反映を図っていきます。

対話・意思反映						
取組項目	准組合員の意思反映	業績評価指標 (KPI)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
内容	J A ぐらしの活動や広報誌を通じたアンケートの実施	回答数	実績 29	目標 100	目標 200	目標 300

これまでの取組内容と今後の計画	
【これまでの取組内容】 ●准組合員の農業・J A への理解の醸成を進め、組合員としての位置付けを明確化して意思反映・運営参画の機会を拡大するための具体的な手法の一つとして、令和 2 年度より「広報誌モニター」を募り、J A 広報誌や広報活動の内容についてアンケートを実施し、准組合員の関心ごとや J A に対する意見を収集してきました。 ●アンケートの結果は関係部署に共有していますが、アンケートの回答数が少ないため、事業運営などへの活用については一定の課題がある状況です。	【今後の計画】 ●「広報誌モニター」を継続し准組合員の J A への関心を高めるとともに、J A ぐらしの活動（あぐりスクール、女性大学など）や広報誌を通じて、定期的に事業アンケートを実施（年 1 回以上）することで、より多くの准組合員の意見を幅広く収集していきます。 ●アンケートの結果は各事業に共有するとともに広報誌などでも紹介し、様々な機会を通じて准組合員の意志反映・事業運営への参画を促進していきます。

経営基盤の強化						
取組項目	経営基盤強化	業績評価指標 (KPI)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
内容	第 3 期中期計画の着実な実践により、経営の健全化を目指す	事業利益	実績 0.5 億	目標 2.0 億	目標 2.0 億	目標 1.5 億

※令和 6 年度実績は、貸倒引当金戻入益、有価証券売却損等、計画に反映していない項目を控除しています。

これまでの取組内容と今後の計画	
【これまでの取組内容】 ●前 3 か年計画に基づき、受託販売取扱高の拡大や貸出金を伸ばす取組を行うとともに、組合員のご理解もいただき、支所再編等の取組や業務の効率化等によって事業管理費を抑制することで、黒字を確保してきました。 ●しかしながら、職員数の大幅な減少や金利の影響などによって組合経営は不安定な状況が続いており、令和 6 年度に実施した経営収支シミュレーションでは、令和 9 年度に 294 百万円赤字の見通しとなり、さらなる収支改善が必要な状況になっています。	【今後の計画】 ●新たな中期計画に基づき、拠点別・事業別の収支改善計画を着実に進めるとともに、組合経営の安定化に向けて、様々な改革に取組んでいきます。 また、D X 導入による業務の合理化等も進め、店舗サービスの維持・向上を図ります。



令和6年度「ごはん・お米とわたし」
作文・図画高知県コンクール
図画の部



© みんなのよい食プロジェクト



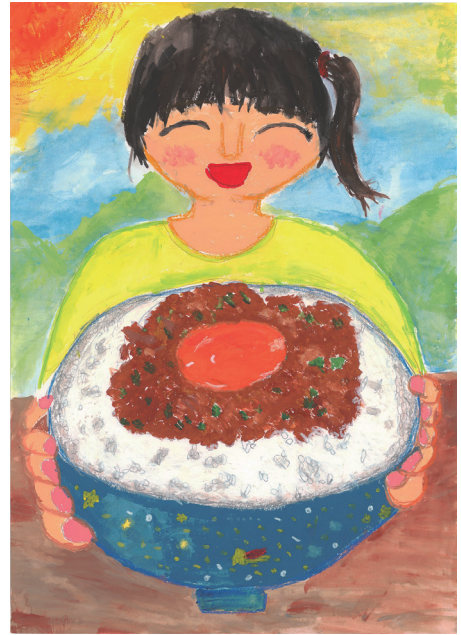
『おにぎり食べてよさこいがんばるぞ』

高知市立横浜新町小学校 宮崎 紗久さん（2年生）



『大好きな なっとう卵かけごはん』

南国市立十市小学校 濱田 絢加さん（5年生）



『たきたてごはん』

いの町立伊野南小学校 古味 直樹さん（4年生）



『感謝していただきます』

安芸市立安芸中学校 川竹 美桜さん（2年生）

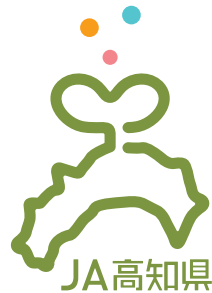


『田植えの季節～今年もおいしいお米が獲れますように～』

国立高知大学教育学部附属小学校 林 優芽さん（6年生）



※全国コンクール「優秀賞」受賞



高知県内の JA 職員と農家がともに支え合い、農家・消費者の暮らしを豊かにし、高知の農業を発展させることを目的として制作したロゴマークです。

マークは、高知県のみどりの大地から新しい芽（作物・情報）が成長している状態を表し、またその芽は、全国・未来へと繋げる「発信の象徴」でもあります。
水色のドットは清らかで豊かな高知の水を、オレンジのドットは大地に降りそそぐ太陽、ピンクのドットは人々のつながりを育む愛情を表しています。これら3つのドットは新しい芽に栄養を与えて育てる養分の役割を持っています。

高知県農業協同組合

〒781-8510 高知県高知市五台山5015番地1
TEL 088-821-6091 FAX 088-856-6980
<https://ja-kochi.or.jp>



マスコットキャラクター
コチット

JA 高知県の広報宣伝部長で、種の妖精。
モチーフは「種」と「ウサギ」。
JA 高知県のロゴマークと同様、3 色のドットが示す「水」・「太陽」・「愛情」から作られており、高知のめぐり（農業）の神様に仕え、県内各地の農業と暮らしが豊かになる「幸せの種」として駆け巡ります。
「コチット」はウサギのように駆け巡る高知（コウチ）のラビットから名付けられました。